



第5章 姫路城の現状と課題

第1節 保存管理・活用整備の経緯

第4章では、本計画区域について、これまでの計画等に基づき地区・区域の区分を設定し、各区域における諸要素を確認したが、ここで改めて、昭和44年（1969）の「特別史跡姫路城跡整備管理方針」（「四者協定」）策定以降の整備等の状況を整理する。「四者協定」等の策定の経緯は第1章第1節で述べたが、本節では本計画区域における整備方針や管理基準等及びこれらに基づく事業の実施状況等を記載する。

第1項 特別史跡姫路城跡整備管理方針等に基づく保存管理・活用整備の状況

1. 特別史跡姫路城跡整備管理方針の概要

本市の市街地は、昭和20年（1945）の戦災によりその多くが焦土と化し、終戦直後の混乱期に多数の無届け建物が発生した。これらの状況を放置すれば都市形成上重大な影響が生じ、文化財保護の面からも問題があることから、昭和44年6月に「四者協定」が策定されることとなった。

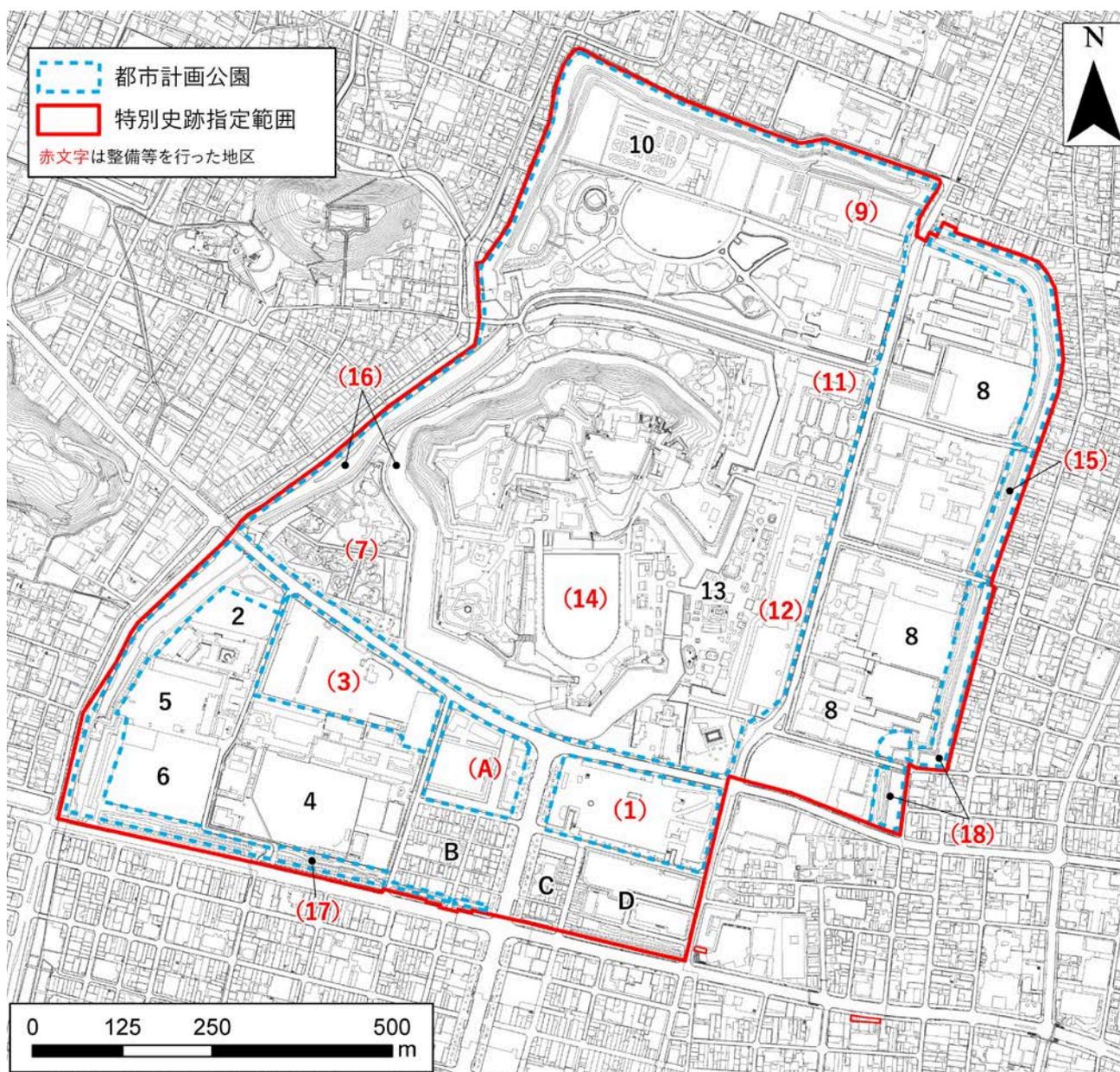
この「四者協定」において、公園化区域は諸施設の移転を図りながら史跡公園化を目指すこととし、特別史跡の指定区域を20の地域に区分してそれぞれの地域ごとに管理方針が定められた。

「四者協定」に基づいて昭和45年（1970）に城北地区の姫山住宅の移転が始まり、その後、施設等の物件移転を促進したことから、史跡整備の準備が整った。裁判所、税務署、市役所等は特別史跡の指定区域外に移転したが、昭和58年（1983）には、元第十師団兵器庫を、レンガ造の外観や構造を保存しつつ内部を展示施設に改修して市立美術館として整備（平成15年（2003）国登録有形文化財）したほか、その北側に県立歴史博物館が設置された。

表：「四者協定」（昭和44年）の概要

番号	地区	整備方針	管理基準（現状変更）
A	A地区	昭和46年度を目標に公園緑地計画を推進する。	生活上最小限度の補修に止める。
B C D	B.C.D地区	姫路城との調和を考えながらA地区の居住者を収容、集約立体化を計り整理する。	土塁法下から6mは遊歩道、建物の高さ制限 B.C地区8m、D地区12m、A地区を含めた姫路市の具体的な計画の見通しがつけば3～4階程度を認める等弾力的にこれを取り扱う。
1	大手前公園	環境・景観の美化	
2	県立ろう学校	将来公園緑地化する。	高さ制限12m
3	市民グラウンド地区	公園計画の推進により東側既設建物を撤去する。	撤去以外の現状変更は認めず。但し、移転までの間必要最小限度の現状変更に止める。
4	白鷺中学校 城南小学校	現状のまま環境・景観の美化を図る。	必要な現状変更に止める。
5	神姫バス車庫		
6	県有地（財務事務所等）	庁舎移転後姫山住宅の撤去に伴い、その移転先として鉄筋4階建公営住宅とA地区移転者住宅の建設を認める。	
7	西南三角地帯	既設建物の全面撤去、公園計画の早期推進	撤去以外の現状変更は認めず。補修のみ可
8	姫豊線以東地区	現状のまま環境の美化を図る。	土塁法下から6mを離す。高さ制限12m
9	姫路拘置所	将来公園緑地化する。	行政上必要な最小限度の現状変更に止める。
10	城北地区	建物は撤去し、公園緑地化の早期推進をはかる。	生活上必要な補修以外は認めない。増改築は不可。
11	姫路市役所及び南側空地	将来公園緑地化する。	必要最小限度の現状変更に止める。

番号	地区	整備方針	管理基準（現状変更）
12	法務庁舎以南地区	将来公園緑地化する。	増改築は原則として認めず、必要最小限度の現状変更にする。
13	動物園		最小限度の現状変更にする。
14	内堀内公園地域	公園計画促進と環境美化	管理公開上必要最小限度に止める。
15	東部中堀	堀の復元等による環境美化	
16	その他の堀	保全と環境美化	
17	南部土塁	外側：国道2号線の拡幅促進 内側：不法占拠建物の撤去、公園緑地化	
18	その他の土塁	保全と環境美化	法下より6m以上を確保



図：「四者協定」（昭和44年）の概況図



2. 特別史跡姫路城跡整備基本構想の概要

「四者協定」に基づく施設移転等の促進により、特別史跡における文化財等の保存空間の確保や、一部の区域の公園整備等が進められたが、町並みなどの歴史的景観・環境の保全を求める声や、まちづくりに関する市民の関心が高まったことから、昭和61年（1986）11月には「四者協定」を発展させた「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（「旧基本構想」）が策定された。

「旧基本構想」では、特別史跡の将来像を見据えたゾーニングの考え方などが整理され、整備や土地利用の考え方が示されると共に、外曲輪及び現在のバッファゾーンにつながる範囲における視点場（ビューポイント）の設定も取り入れられた。「旧基本構想」に基づき、南部土塁の不法占拠や、「四者協定」でいうA地区に所在した住宅等の移転を促進し、南部土塁や家老屋敷跡公園を整備したほか、姫路城西御屋敷跡庭園好古園、日本城郭研究センターなど、現在に続く姫路城に関連する公共施設の設置をはじめ、既存施設の史跡外へのさらなる移設など、周辺整備を積極的に推進した。

表：「旧基本構想」（昭和61年）の概要

<p>ゾーニングの考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 整備内容によるゾーン区分 <ul style="list-style-type: none"> a 将来とも絶対に手をつけないゾーン b 原則的に復元させるゾーン c 公園あるいは緑地利用を考えるゾーン d 施設利用を考えるゾーン (2) 城および市街地との連続性 (3) 利用主体による <ul style="list-style-type: none"> a 観光利用 b 市民利用 (4) 交通計画、動線計画によるゾーン区分 <ul style="list-style-type: none"> a 観光バス駐車場からの動線 b 天守閣登閣口および観光コースとの関係 c 大型車輛やサービス車の進入 (5) 景観的配慮によるゾーン区分 <ul style="list-style-type: none"> a View Pointからの近景及び背景 b 天守閣からの眺望
<p>整備プログラムの考え方</p>	<p>史跡区域内において、将来とも手を加えずに保全していくゾーンを除いたゾーンについては、そのゾーン区分に見合った整備をすすめるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の撤去が済み、現在空地として残っている土地については、何らかの利用を考える (2) 観光的（城・博物館・美術館との関係で）あるいは地域社会（市民生活）との関係で、早急に整備が望まれる施設については、早期における利用を考えるが、それ以外については、用途の変更等に柔軟性のある利用を考える (3) 現在固い施設が立地する土地については、将来具体的な整備内容を決定するものとし、現段階では公園か施設利用程度のゾーニングにとどめ、自由度を残す
<p>土地利用の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 復元や修復により歴史的イメージを再現する区域 内堀に囲まれた区域、旧作事場、旧家老屋敷、東御殿跡、西御殿跡、城門及び土塁等 (2) 公園、緑地的利用を図る区域 西側の市ノ橋付近の三角区域。ろう学校、神姫バス、県営住宅等の西部区域。大手前公園、北部姫山住宅跡地、白鷺町A地区等の区域 (3) 施設利用を図る区域 (市立美術館、県立歴史博物館とその北側を文化ゾーンとして) 砥堀本町線以東国立病院、県立姫路東高等学校から南兵庫姫路警察署までの区域。白鷺住宅B、C、お城マート・株式会社電々等の区域

3. 特別史跡姫路城跡整備基本構想の改定の概要

(1) 特別史跡姫路城跡整備基本構想の改定

「四者協定」を受けて策定した「旧基本構想」により、公園化区域内の施設等の移転が促進し、整備計画を進めてきたが、平成5年（1993）に姫路城が世界遺産に登録されたことにより、大天守等の国宝・重要文化財（国指定建造物）や特別史跡の保存・管理はもとより、バッファゾーンの保全の概念が導入され、各ゾーンにおける管理・誘導対策が必要となった。また、平成12年（2000）には文化財保護法施行令が改正され、「管理のための計画（保存管理計画）」の策定が求められることとなった。

このような状況のもと、姫路城跡「百年の大計」的な視点に立ち、平成20年（2008）に「旧基本構想」を改定し、特別史跡姫路城跡の指定区域のほか、世界遺産姫路城のバッファゾーンにおける保存管理・整備及び誘導に関する基礎となる構想として、新たに「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（「基本構想」）を策定した。

「基本構想」は、「旧基本構想」を引き継ぎつつ、「世界文化遺産にふさわしい姫路城跡の将来像」、「特別史跡内の将来的な土地利用計画」、「歴史的建造物・石垣等の管理及び復元計画」、「歴史的な景観の活用と整備」の4点について検討しており、「世界遺産姫路城」の保存・継承、国際的観光拠点としての姫路城周辺整備など、姫路城と共に暮らすまちのランドデザインを示すことを目的としている。

(2) 特別史跡姫路城跡整備基本構想の理念

「基本構想」では、史跡全体の将来像として、「世界文化遺産にふさわしい、歴史・文化を守り伝える城郭都市」というコンセプトのもと、真正性を保ちながら、建造物群・遺構の保存、復元、表示を進めるとともに、世界から訪れるあらゆる人が、本物の近世城郭とふれあい、日本独特の文化を学び、体感できるとともに市民の誇りを高め、文化への愛着を深め、暮らしの質を向上させる歴史と文化の香り高い空間を創造することを掲げている。

また、「内曲輪」、「中曲輪」、「外曲輪およびバッファゾーン」の3つのゾーンごとに将来像を設定し、その将来像の実現に向けた「保存管理・整備の基本方針」と「活用等の基本方針」を示している。特に中曲輪においては、世界遺産、特別史跡、国指定建造物に関する学習機能を強化し、教育普及や展示説明、便益施設等の充実・整備を進めるとしている。

なお、建造物や遺構の復元・表示など、城郭の保存・整備の前提となる時代は、江戸時代の最後の藩主であり、その治世が長期におよんだ酒井家時代（寛延2年（1749）～慶応4（1868））を想定することが示された。

「基本構想」に基づき、本計画のもととなる「特別史跡姫路城跡整備基本計画」（「整備基本計画」）を平成23年（2011）に策定し、大天守の「平成の保存修理」のほか、メインストリートである大手前通りの再整備事業など、本市の玄関口である姫路城周辺の整備を進めた。

また、別途、平成25年（2013）に定めた「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」（「建造物等保存活用計画」）に基づき、保存修理の実施や防災機能の維持・向上とともに、展示物の整備のほか、説明板や案内板といった文化財説明サイン等の全体的な更新など、主に国指定建造物の保存活用にかかる事業を行った。



表：「基本構想」の概要（平成20年）

ゾーン	将来像を策定する前提と整備のイメージ	施策
内曲輪	<p style="text-align: center;">往時の姿を保ち続ける城郭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近世城郭の保存を基調とし、「城郭」の姿の保存・復元を図るゾーン ・文化財の保護・顕彰を図りながら、「往時の姿」の整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・現存建築物の保存修理の継続 ・三の丸広場の発掘・資料調査の成果に基づく「往時の姿」への整備 ・大正末期から昭和初期の埋立て推測区域の復元前提の調査 ・内堀の復元により整備される御作事所出丸の活用 ・内曲輪内の失われた建造物・遺構等の復元や表示
中曲輪	<p style="text-align: center;">歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・顕彰を行いつつ、その価値を高めるための利活用も図るゾーン ・遺構の保存・表示を行うとともに、次世代の「文化遺産」となるような公益施設、集客施設などの整備も図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物、遺構の発掘調査、資料整理による復元や表示等の検討 ・歴史的景観と調和する土地利用を推進する計画の策定 ・近代遺跡・近代化遺産の保存 ・内曲輪を取り巻くゾーンとして、城郭建築を学習・見学できる周遊性の確保及び周遊動線上に適切な結節機能を持つ施設等の配置 ・中曲輪内の施設等は、長期間を要しても歴史的景観と調和する土地利用への誘導を図る ・公益施設等（城郭の見学・学習、文化財保存の普及・啓発等）の整備及び三の丸広場の大規模イベント開催機能の中曲輪での引継ぎの検討 ・駐車施設の再編・整備 ・特別史跡の指定区域の拡大
外曲輪	<p style="text-align: center;">現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界文化遺産・姫路城」と調和した景観形成を行いつつ、都市計画、観光振興、コミュニティ形成など多方面から検討したきめ細かな土地利用計画に基づき、世界文化遺産のバッファゾーンにふさわしい整備を図るゾーン ・職住混在のにぎやかなまちの中に城の見える小広場や伝統的なまちなみ・社寺・公園と一体化した堀跡など城下の名残が点在する、姫路城と日常生活とがなじんだ整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・外曲輪での道路整備、船場川線等の都市計画道路の整備については、現在の計画に基づき整備するが、その他の幹線道路は、城との調和を図るとともに路線ごとの特色を活かした沿道景観を形成する ・男山、景福寺山などの姫路城から眺望できる「緑」については、保全・育成に努める。姫路城を眺望する眺望地点として保全・活用する ・城下町としての歴史的な町並みが残る地区については、行政と市民の協働で保全・活用に取り組み、歴史的景観と調和する町並み景観の形成を進める ・オープンスペースや眺望地点（ビューポイント）の確保 ・J R姫路駅周辺をはじめ、随所に姫路城外曲輪を意識した整備を進める。姫路城跡の全体像がイメージできるような遺構表示を行う ・世界文化遺産・姫路城のバッファゾーンについては、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」との整合性を保ちつつ区域拡大を検討する

第2項 特別史跡姫路城跡の事業実施状況

「四者協定」、「旧基本構想」、「基本構想」及び「整備基本計画」に基づいて実施してきた主な事業の実施状況と本計画との関連をまとめると表のとおりとなる。

表：これまでの主な事業の推移と本計画との関連

特別史跡姫路城跡整備管理方針 (四者協定・昭和44年)			特別史跡姫路城跡整備基本構想 (旧基本構想・昭和61年)	
番号	地域名	整備方針	昭和61年度時点	
14	内堀公園区域	公園計画促進と環境美化	城郭庭園計画	①本丸（備前丸跡）整備
13	動物園	—		②迎賓館の移転
—	A地区	昭和46年度を目処に公園緑地計画を推進	—	③御居城跡庭園整備
—	—	—	姫山公園整備計画	④向御屋敷跡公園整備
7	西南三角地帯	既設建物の全面撤去、公園計画の早期推進	城郭庭園計画	⑤作事場庭園整備
12	法務庁舎以南地区	将来公園緑地化する		⑥動物園の移転
9	姫路拘置所	将来公園緑地化する		⑦桜門橋の架替
10	城北地区	建物は撤去し、公園緑地化の早期推進を図る	文芸の杜公園整備計画	⑧庭園整備事業
11	姫路市役所及び南側空地	将来公園緑地化する		⑨西御殿跡庭園整備
—	A地区	昭和46年度を目処に公園緑地計画を推進する	家老屋敷庭園計画	⑩管理事務所の移転
3	市民グランド地区	公園計画の推進により東側既設建物を撤去する	イベント広場整備事業	⑪東御殿跡庭園整備
1	大手前公園	環境・景観の美化	大手前公園整備事業	⑫駐車場整備
4	白鷺中学校、城南小学校	現状のまま環境・景観の美化を図る	施設ゾーン整備事業 (大イベントゾーン)	⑬図書館・文学館建設
5	神姫バス車庫	—		⑭福祉施設の移転
2	県立姫路ろう学校	将来公園緑地化する	—	⑮自動車学校の移転
6	県有地 (財務事務所他)	庁舎移転後姫山住宅撤去。その移転先として鉄筋4階公営住宅とA地区移転者住宅の建設を認める	—	⑯保健所跡地の公園整備
—	B・C地区	長期で整備を図る地域	—	⑰—
—	D地区	姫路城との調和を考慮し、A地区の居住者を収容、集約立体化を図り整理する	—	⑱物件移転
—	大手前道路	—	歩行者優先道路として整備	⑲家老屋敷庭園整備
—	城南線	—	東西方向の主要交通動線	⑳駐車場整備
17	南部土塁	外側：国道2号の拡幅促進 内側：不法占拠建物撤去、公園緑地化	南部土塁整備事業	㉑レストハウス建設
8	姫豊線以東地区	現状のまま環境の美化を図る	施設ゾーン整備事業 (東部施設ゾーン)	㉒イベント広場整備
—	県道砥堀・本町線 (旧姫豊線)	—		史跡内駐車場のアクセスとして利用
15	東部中堀	堀の復元等による環境美化	東部中堀還流事業	㉔②⑤⑥大イベントゾーン
16	その他の堀	保全と環境美化	船場川整備事業	㉕—
18	その他の土塁	保全と環境美化	—	㉖②⑨都市機能補充事業
—	—	—	電柱地中化事業	㉗③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗



特別史跡姫路城跡整備基本計画 (整備基本計画・平成23年) 平成23年度時点	本計画	
	区域名	現状
①未着手	本丸等区域	備前丸
②迎賓館として利用中		元位置で迎賓館として利用
③「千姫ぼたん園」として整備（平成5年4月）	三の丸区域	千姫ぼたん園
④三の丸広場をイベント等に活用。一部道路遺構表示		三の丸広場、大路の遺構表示
⑤⑥未着手		動物園
⑦暫定的に木橋風に架ける（平成18年度）	内堀区域	桜門橋
⑧未着手	姫山公園区域	姫山公園
⑨好古園として整備（平成4年4月）	好古園区域	好古園として維持・管理
⑩内曲輪に姫路城防災センター(管理事務所併設)を整備(平成14年度)		
⑪「城見台公園」、芝生広場として整備。道路遺構表示済み	中曲輪北中部区域	城見台公園、芝生広場
⑫「城の北駐車場」として整備（平成7年度）		城の北駐車場
⑬「日本城郭研究センター」を整備。 城北地区は「シロトピア記念公園」（平成2年度）として整備		日本城郭研究センター、シロトピア記念公園
⑭白鷺園移転(平成14年度)、国立姫路病院官舎移転(平成15年度)		白鷺園保育所として継続利用
⑮未着手		姫路中央自動車学院として継続利用
⑯「県立歴史博物館」を整備		県立歴史博物館
⑰「市立美術館」を整備、旧保健所跡の公園整備(平成8年度)		市立美術館
⑱169件の移転完了（平成18年7月）	中曲輪南部区域	家老屋敷跡公園
⑲家老屋敷の西部の区域で、中の門から桜門に至る大路の復元、屋敷割りの遺構表示。城南線で確認した馬屋跡は道路上に遺構表示。便益施設4棟建設		大手門駐車場
⑳㉑㉒大手門駐車場として一部暫定利用		大手前公園、地下駐車場
㉓大手前公園再整備（平成18年～平成21年度）		白鷺小中学校として継続利用
㉔整備未着手		神姫バス車庫として継続利用
㉕整備未着手		県立聴覚特別支援学校として継続利用
㉖県立姫路ろう学校の現地再建を昭和52年に許可		臨時駐車場として暫定利用
㉗県営住宅撤去（平成21年度）		住宅等利用、本町商店街、一部物件移転
㉘未着手		イーグレひめじ
㉙お城本町地区市街地再開発事業で「イーグレひめじ」整備（平成13年7月）		大手前道路（市道幹1号線）、歩道の再整備
⑳-	中曲輪東部区域	城南線
㉑路線変更による武者溜まりの造成、道路遺構表示		土塁際道路を整備
㉒143件の物件移転は完了（平成4年3月）		姫路医療センター
㉓平成15年度に建物を更新整備		学校法人淳心学院
㉔平成18年度に建物を更新整備		県立姫路東高等学校
㉕耐震補強、100周年記念会館整備		賢明女学院
㉖-		駐車場として暫定利用
㉗特別史跡指定区域外に移転（平成21年度）		関西電力変電所
㉘-		しらすぎ大和会館
㉙平成14年度に建物を更新整備		姫路東高校、姫路医療センター
㉚未着手	県道砥堀本町線	
㉛-	東部中堀	継続して保守・管理
㉜延長約1,000mを整備（平成4年3月）		継続して保守・管理
㉝昭和62年度から平成5年度に河川整備を実施	船場川	継続して保守・管理
㉞堀の浚渫・北部中堀の環境整備を実施（平成10年）		船場川沿いを「千姫の小径」として再整備
㉟堀の浚渫・北部中堀の環境整備を実施（平成10年）	北部・西部中堀	船場川沿いを「千姫の小径」として再整備
㊱野里門跡西部を追加指定（平成13年1月）。 物件を撤去し北部中堀の環境整備を実施（平成19年度）		野里門跡
㊲-		県道・民地部分は未着手
㊳-	土塁	東部土塁、保全のため、一部土塁上の樹木を伐採
㊴-	電線地中化	大手前通り以西は未着手
㊵昭和61年から63年に実施		

第3項 特別史跡全体の課題

第2項で整理したように、昭和44年の「四者協定」以来、長い時間をかけて特別史跡の整備を行ってきた。抱える課題は多岐にわたり、詳しくは第2節以降で記載することとするが、ここでは、これまで実施してきた事業全体を振り返り、課題を整理する。

1. 整備進展による空閑地の広がり

昭和39年（1964）に大天守など国指定建造物の「昭和の大修理」が完了した。その一方で、城周辺地域は、第2次世界大戦後の応急措置による様々な施設や不法建築の乱立のため混乱した状況となっていた。これらを解決するために策定されたのが昭和44年の「四者協定」である。以後、これに基づき建物移転や公園化等が進み、周辺環境は著しく向上した。しかしながら、現環境の大半は昭和50～60年代に都市公園整備の手法によりなされたもので、史跡としての整備の視点が乏しかった点は否めない。そのため、イベント等は開催されるものの、市民にとっては広大な広場であり、夜間は照明の少ない暗闇が広がる空間となった。結果的に特別史跡であると認識し難い広大な空閑地となっている。

2. 将来イメージの不足と市民・行政との認識のずれ

昭和61年策定の「旧基本構想」では、特別史跡の将来ビジョンをイメージで示すとともに、昭和64年（1989、平成元年）の姫路市政100周年に向けた事業とも相まって、市民とも共有しつつ事業を実施してきた。その進捗が一段落した平成13年（2001）以降、発掘調査や史跡整備はほとんど行われず、近年では、市民のみならず市職員にとっても、目につきわかりやすい「建造物としての姫路城」のみに関心が集中する状態となった。結果として、市民にとっての特別史跡は、学校や図書館などを別にすれば、日常生活と切り離された空間として、繋がりが希薄な場所となっている。「基本構想」において、中曲輪を「利活用も図るゾーン」としているものの、特別史跡全体としての将来ビジョンが描けていないことから、市内部でも、小スペースの利活用のみの検討にとどまる状態となり、結果として特別史跡は、強い法規制が敷かれるのみの空間と認識されている。このように、市民、市内部の関係部局と文化財関係機関・部局とが、特別史跡の将来イメージを共有できていないことが大きな課題となっている。

3. 国指定建造物に特化した活用

活用の面では、大天守が当該空間のシンボルでもあり、誰からもわかりやすいことから、国指定建造物に活用が集中している。これは近年の傾向ではなく、大正元年（1912）に姫路城が一般公開されて以降、継続している構造であり、来訪者は、姫路駅や駐車場から建造物のある有料区域のみを目指す動線を辿っている。国指定建造物以外の石垣や土塁、地下遺構、町並み、地割あるいは姫路城にまつわる物語のような、姫路城全体をイメージできる活用や情報提供等が十分になされていないため、見学者の興味関心が広がらず、動線が硬直化し、結果として周遊性も低下してしまっている。

4. 世界遺産・特別史跡・姫路城の情報共有不足

姫路城の世界遺産登録は、我が国初の登録でもあったことから、近年の登録とは違い、市民、政財界等の総意や熱意に支えられたものではなかった。このことは、国指定建造物あるいは大手門内（内曲輪）のみが世界遺産であるとの誤解に繋がっており、中曲輪も含めた特別史跡の範囲が世界遺産のプロパティ（資産）であることはほとんど知られていない。さらに、外堀に囲われた中心市街地の大半が、本来の姫路城であったことを知る人は限られている。姫路城に関する情報の市民や市内部との共有が十分でないため、地域のアイデンティティの確立等にも文化財を十分に活かすことができていない。



5. 周辺環境の変化

世界遺産を各種開発の影響から守る目的で設定されたバッファゾーン（緩衝地帯）を含む周辺地域の景観保全などのあり方を、「基本構想」で示した。しかし、具体的な施策の実施が進んでおらず、現時点では町屋をはじめとした歴史的建造物が建ち並ぶ町並みなど、歴史的景観が残る部分も多くあるが、これらは従前より姫路城の後背地として開発ポテンシャルが高い場所でもあり、短期間に景観が変容、消滅する恐れもある。そうした中、市民の中には危機感から主体的な動きもみられるようになってきているものの、全体的な面として展開するまでには至っていない。改めて姫路城周辺の歴史的環境を保全する地域として、一体的に捉えていく必要がある。

第2節 保存管理の現状と課題

第4章で整理した各区域における諸要素について、保存管理の現状と課題を整理する。保存管理には、整備した遺構や施設に関する現状を含むことになるため、整備に関する現状及び課題も含んでいる。

第1項 各区域における諸要素の現状と課題

1. 本丸等区域

分類	諸要素	現状	課題	
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 全体として良好な状態で保存しているが、大雨時に排水が滞っている箇所がある。 樹木の計画的な伐採により、曲輪の視認性が徐々に向上している。植栽樹木の根系により、地表面に不陸を生じている箇所があるほか、上山里曲輪東斜面など樹木がない箇所は、近年の豪雨等の影響を受けやすい状態となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水については、江戸期に築かれた石垣の排水溝が機能していないことから、当時と排水経路が変化している可能性が高く、各曲輪の排水経路の把握が必要である。 樹木の適正管理を行うと共に、上山里曲輪東斜面は、早急に法面保護が必要である。
		国指定建造物	<ul style="list-style-type: none"> 部分的に修理が必要な箇所があるものの、全体として良好な状態で保存している。 姫路城令和中期保存修理計画に基づき、修理を継続的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「昭和の大修理」から50年以上が経過しており、建物によっては、漆喰塗直しのほか、全面的な屋根瓦の葺き替え・荒壁の塗直し等が必要となる。 耐震診断の実施を進め、診断結果に基づき、石垣等を含めた耐震性確保の検討が必要。
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 部分的に修理が必要な箇所があるものの、全体として良好な状態で保存している。 平成15～19年にかけて石垣カルテを作成し、全容を把握している。 見学ルート等に近接する石垣を、優先的に修理対象としている。三国堀南面石垣（H9）、上山里曲輪下段石垣（H25）、天守丸石垣（H26）、東曲輪石垣（H27）、折廻除米蔵石垣（R4）。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣カルテ作成から20年近く経過しており、計測技術の進歩や建造物の耐震診断等も含めて、継続的な把握が必要である。 曲輪内の排水経路が江戸期と変化していることから、石垣背後に水経路が想定される箇所もあり、排水が石垣に与える影響を把握する必要がある。
		堀	<ul style="list-style-type: none"> 三国堀は、四周に石垣があり、良好な状態で保たれている。姫山と鷲山の谷部に位置するため、各曲輪からの雨水排水を受けている。堀内の水位の上下はあるものの、調整池の機能を果たしている。 三国堀南辺石垣は一部解体修理（H9度）を行った。 	各曲輪からの雨水等が三国堀に流入する経路や三国堀から先の排水経路は、正確には把握できていない。
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 備前丸など各曲輪においては、保存修理や防災施設等の整備に伴う発掘調査により、全域において遺構・遺物が良好な状態で保存されていることが明らかとなっている。 大天守礎石を天守の庭に移設し、展示している。 現存する井戸は良好に保存されている。上山里曲輪の井戸は、大正元年の公開にあわせ、市内の伝承になぞらえて「お菊井戸」と名付けられたものである。 	整備等を目的とした調査を行っていないため、顕在化している遺構は井戸のみで、地下遺構に対する認知は極めて低い。
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 「昭和の大修理」時に大天守地下から現存天守以前の礎石と石垣が出土し、一部は天守の庭に移築している。 石垣の解体修理時に取り外された石棺は、チの櫓前に並べられ、説明板が設置されている。 上山里曲輪下段石垣前に修理工事の際に出土した五輪塔や宝篋印塔等の石造物がまとめられている。石燈籠は東京都谷中の酒井家墓地から平成2年に移築された。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備等を目的とした調査を行っていないため、遺構の情報は得られていない。 五輪塔等石造物に対する認知度は低い。
		保全建造物	<ul style="list-style-type: none"> にの門北方土堀の一部は明治44年の整備とみられる。化粧櫓東方土堀は三の丸復興計画の一環で昭和10年に整備され、ヲの櫓南方土堀は石垣崩落後に仮設的に整備された。いずれも未指定。 全体として良好な状態で保存しているが、屋根目地漆喰に劣化が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国指定建造物の令和中期保存修理計画と併せて修理するなど、定期的な修理を検討する必要がある。 ヲの櫓南方土堀は、史資料の調査等により崩落した櫓等の復元が可能となった場合、その扱いを検討する必要がある。
	近代の都市形成等に関する諸要素	地下遺構等	明治期の地図には西の丸には火薬庫、弾薬庫、土蔵、武器庫が描かれているが、顕在化したものはない。	発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。

※以降、本項の表中、(H○)は平成、(R○)は令和の元号を示す。○は数字。



分類	諸要素	現 状	課 題		
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城管理事務所及び迎賓館は、現在、姫路城の維持管理や公開活用を行う上で、拠点となる施設である。管理運営の形態に応じて改修などを行っている。 ・石垣崩落に伴い整備された西の丸仮設廊下は、現在3代目である。 ・フェンス、柵、杭などの様々な立入防止施設を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所は、社会情勢等の変化に伴い、必要人員が増加しているが、十分なスペースが確保できていない。 ・迎賓館については、経年の劣化が認められるとともに、建造物としての価値評価も必要である。 ・西の丸仮設廊下は、史資料の検討により崩落した櫓等の復元が可能となった場合、その扱いを検討する必要がある。 ・柵については、侵入防止のため石垣等に有刺鉄線を設置した部分もあるが、そのあり方について検討する必要がある。 	
		防災保安施設	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城防災センターにおいて、城内の防災システムを一括して管理している。 ・城内の防災設備については、老朽化に伴う設備更新を行い、令和4年度に完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高水準の防災施設を完備しているが、熟練した職員の確保など、ハード・ソフト両面での継続的な防災（防火・防犯）体制の維持が必要。 ・定期的な設備点検、更新等、防災能力の維持向上が必要。 ・電気容量が不足し、設備増設が困難になりつつある。 	
		展示施設	<ul style="list-style-type: none"> ・天守群や西の丸建造物、リの一渡櫓周辺などで展示を行っている。 ・天守の庭は、「昭和の大修理」時に大天守礎石を移築したものの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城を総合的に解説する展示が必要である。様々なテーマのもと、魅力のある展示を行うとともに、新たな技術を活用した展示手法についても検討が必要。 ・天守の庭については周知が十分でない。 	
		文化財説明サイン等	<p>大天守の「平成の保存修理」にあわせて文化財説明板サイン等を見直し、デザインの統一や外国語の併記など仕様の検討を行い、平成25年度から平成26年度にかけて整備を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明等の不十分な箇所や今後の調査研究による成果についてなど、文化財説明板サイン等の充実を図る場合は、景観等への配慮や最新技術の活用等を検討し、計画的に整備を行う必要がある。 ・経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。 	
		公園施設	便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレについては、適宜改修等を行っている。 ・ベンチや休憩所は使用に支障のないよう適宜修理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用を図る上で必要不可欠なインフラ設備であるため、老朽化した際には設備更新を図る必要がある。 ・見学者の動線等を考慮し、施設の適正な配置を検討する必要がある。
			その他	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内に存する庭園状石組みや石造物は、大正から戦前にかけて整備されたもの。 ・園路、階段等は安全かつ快適に見学ができるよう、適宜補修等を行っている。 ・ライトアップ設備は環境への負荷軽減のため、LED照明に変更している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の整備に伴う庭園状石組みや石造物は、経年により、本質的価値を有するものとの区別がわかりにくくなっている。 ・経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。
		地下埋設物等	<p>経年の劣化が見られる。</p>	<p>保存活用を図る上で必要不可欠なインフラ設備であるため、老朽化した際には抜本的に設備更新を図る必要がある。</p>	
		植生	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生はなく、植栽されたクロマツ、サクラや野鳥等により運ばれた実生による樹木が多くなっている。 ・ソメイヨシノは老木が多く、定期的に維持の処置を行っている。 	<p>本質的価値を構成する国指定建造物や石垣を損壊する恐れのある樹木、見学者の安全を脅かす樹木などについては、従前より剪定及び伐採を行ってきたが、歴史的な景観について真正性の確保ができていない状況である。</p>	
		その他の諸要素	記念碑等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置から経年し、景観上違和感のない状態となっているが、本質的には姫路城と関係のないものも存在する。 ・著しい劣化、破損は見られない。 	<p>設置の経緯等を踏まえ移設等を検討する必要がある。</p>
			その他建造物	<p>西の丸に老朽化した民間所有の売店が存在している。</p>	<p>安全管理や防災、景観保全の観点から、特別史跡に影響を及ぼさない改修又は撤去を行う必要がある。</p>
動物	<p>生息が確認されており、汚損、爪痕等を生じる恐れがある。</p>		<p>国指定建造物、特別史跡の保護からも獣害が発生した場合は、対応について検討が必要である。</p>		

2-1. 三の丸西部区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪全体は良好な状態で維持されている。 ・現在は「千姫ぼたん園」として整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹した樹木が高木化し、本丸等区域の国指定建造物群への見通しは悪く、往時の景観とは乖離した状態となっている。 	
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・石の抜けや改修の形跡が確認できるが、全体として良好な状態で維持されている。 ・三の丸西部区域と中央部区域との境にあった石垣は、陸軍によって撤去された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に石垣修理を実施する必要がある。 ・近代以降に撤去された部分については研究を行い、可能な範囲で往時の景観に復元していく必要がある。 	
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> ・南側に二重櫓（ソ・ツ）、西側に三重櫓（タ・レ）があり、総面積1,328坪半とされる御本城（御居城）があった。絵図によれば、御本城には居間・黒書院・鶴ノ間、応対ノ間、虎ノ間などの部屋や廊下が描かれている。 ・顕在化している遺構は井戸跡のみである。 ・調査数が少なく、遺構の残存状態は不明である。 ・御本城等の復元に向け、広報や懸賞金による史資料の情報を広く求めている。 ・鷺山口門を構成する土塀の一部が残存している。倒壊を防ぐため支柱で支え、ビニールシートで養生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・藩主の居住地があり、姫路藩の中核部であることから、地下遺構の保存状態の把握、整備等を目的とした調査が必要である。 ・引き続き、復元に向け史資料の情報収集、研究を行っていく必要がある。 ・鷺山口門の残存土塀は、本丸等区域外に存在する唯一の江戸時代の建造物であり、修復や保存のあり方を検討する必要がある。 	
歴史の変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	発掘調査が行われていないため、詳細は不明である。	江戸期の遺構の下層に位置することから、発掘調査等で遺構等が判明した場合、取扱いを検討する必要がある。	
	近代の都市形成等に関する諸要素	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> ・近代以降、陸軍等による兵舎等の諸施設が整備され、昭和前期には高等小学校が建てられた。現存する遺構はないが、建築物の基礎等が地下に残されている可能性は高い。 ・顕在化する遺構はなく、残存状況は不明 	調査で明らかとなった場合、取扱いを検討する必要がある。	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	古材倉庫は、国指定建造物の保存修理の際に取り替えた瓦などの古材を保管するほか、維持管理に必要な機材等を収納している。	古材の調査研究・公開など、活用の検討を行う必要がある。	
		文化財説明サイン等	本丸等区域における文化財説明サイン等のデザインの統一や外国語の併記などの仕様に準じて作成している。	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は「千姫ぼたん園」として整備され、文化財に関する説明サイン等が設置されていない。 ・経年劣化や破損時には、適宜修理・更新等を行う必要がある。 	
		公園施設	便 益 施設	ベンチや休憩所は、使用に支障のないよう適宜修理を行っている。	経年劣化や破損時には、適宜修理・更新等を行う必要がある。
			そ 他	<ul style="list-style-type: none"> ・「御居城跡庭園整備事業」として天守を眺望した庭園の整備を計画し、平成5年4月に現状の「千姫ぼたん園」として整備した。 ・茶室「鷺菴」は有料貸施設として一般に供しているが、利用数は少ない。 ・公園灯やライトアップ設備は環境への負荷軽減のため、LED照明に変更している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶室「鷺菴」は老朽化が進行しており、保全及び利活用が課題となっている。 ・園路や公園灯等の施設について、経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。
		地下埋設物	経年の劣化が認められる。	保存活用を図る上で必要不可欠なインフラ設備であるため、老朽化した際には設備更新を図る必要がある。	
		植生	<ul style="list-style-type: none"> ・「千姫ぼたん園」の整備時に植樹したサクラやボタン等が多い。しかし、樹間が狭いため枝葉が密集し、姫路城の眺望を阻害している。 ・三の丸中央部区域との境となる斜面では、エノキの大木など、石垣を傷めるように根を張っているものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する石垣等を損壊させる恐れのある樹木、見学者の安全を脅かす樹木については、剪定・伐採等を進めていく必要がある。 ・将来的には往時の景観との整合を図っていく必要がある。 	
その他の諸要素	記念碑等	著しい劣化、破損は見られない。	史跡の保護からも、その存置について検討が必要である。		



2-2. 三の丸中央部区域

分類	諸要素	現 状	課 題				
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	三の丸広場として整備されており、良好に維持管理されている。広大な広場は、天守群を望む絶好の視点場となっており、ロケーションを活かしたイベントなどが行われている。	曲輪としては、本来は東側の動物園と一体であり、現在の利用状況では曲輪としての一体感は欠けている。			
		石垣	・除却された石垣を除き、総じて良好に保存されているが、折廻除米石垣は目地にコンクリートが充填されるなど、改変を受けた部分がある。 ・見学ルート等に近接する石垣を、優先的な修理対象としている。太鼓櫓石垣（H15・16）。	・改変を受けた石垣については、適時修理を行う必要がある。 ・撤去された石垣については、発掘調査や史料の検討を行い、往時の景観に復元していく必要がある。			
		土塁	・全体的に良好に保存されている。 ・桜門～ラの櫓間は、土塁に階段・園路があるが、現在は使用していない。土塁の内側を一部公園として整備している部分もあり、近代以降の改変の程度が判然としない。 ・ツの櫓～太鼓櫓間は公園施設等の整備は行われておらず、旧状を維持している。	近代以降の改変、往時の規模等を把握する必要がある。			
		地下遺構等	・絵図には、三の丸大路及び菊門に繋がる道路が描かれ、その内側に、御本城（御居城）に対して下屋敷的機能を持つ向屋敷が描かれる。面積は約4,558坪で屋形、数寄屋、築山、泉水を配していた。 ・発掘調査では各種遺構が良好に確認されており、調査成果に基づき、三の丸大路の遺構表示を行っている。	・近代の攪乱を受けていない部分では地下遺構は良好に保存されているとみられるが、大路及び枳形石垣の遺構表示を除き顕在化した遺構は少ない。また、大路南端の遺構表示は絵図に基づくものであるため、調査による確認が必要である。 ・遺構の顕在化のため、整備等を目的とした継続的な調査が必要である。			
歴史の変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	顕在化した遺構、遺物は存在しない。	発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。			
	近代の都市形成に関する諸要素	歴史的建造物等	(現) 大手門は、明治期に撤去された桐二門（桐外門）跡に、三の丸復興計画の一環で、昭和13年に整備された。当初の門とは位置や規模、意匠などが大きく異なっている。	大手門（桐一門、桐二門、桜門）の枳形復元等の整備を行う際には、その取り扱いについて検討を行う必要がある。			
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	地下遺構等	・明治時代以降、陸軍関係施設等が整備されたが、現存する遺構はない。施設の基礎等が地下に残っている可能性は高い。 ・大手門周辺の枳形は、陸軍により改変を受け土橋に改変されていたが、平成15年に実施した発掘調査に基づき木橋風のコンクリート橋（桜門橋）を整備し、周辺の枳形を復元した。 ・下山里曲輪下斜面にコンクリート構造物が残存する。	・復元等の整備を行う際には、その取り扱いについて検討を行う必要がある。 ・発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。		
			防災保安施設	・桜門橋は、見学者の主要な導線であり、災害時における消防車両等の進入路となっている。 ・経年劣化が見られる。	必要に応じて補修等を行い、機能維持を図る必要がある。		
			展示施設	防災機能を担う設備であるため、随時点検を行っている。	補修や点検を行い、機能維持に努める必要がある。		
		文化財説明サイン等	展示施設	大天守旧心柱の展示施設を整備しているが、老朽化がみられる。	老朽化による補修が必要であるとともに、主要見学路の裏側に存在するため周知されていない。		
			文化財説明サイン等	・平成26年に実施した発掘調査成果に基づき、三の丸大路の遺構表示を行っている。 ・大手門や三の丸大路の遺構について石材を使用し、絵図に基づき平面表示を行っている。 ・本丸等区域における文化財説明板サイン等のデザインの統一や外国語の併記などの仕様に準じて作成している。 ・様々な機会に作成したものが混在している。	・調査研究や整備の進捗に合わせ、最適な遺構表示の手法を検討していく必要がある。 ・経年劣化や破損時の適宜修理とともに、全体的な文化財説明板サイン等の整理、更新、新設等を行う必要がある。 ・デザインが統一されていないサイン等が存在する。		
			公園施設	公益施設	・トイレについては、適宜改修等を行うとともに、一部に多目的ブースを設けている。 ・ベンチや休憩所は適宜修理を行っている。 ・受動喫煙防止のため屋外喫煙区域を設けている。	経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。	
		その他		・設備等に経年劣化が認められる。 ・公園灯、ライトアップ設備は環境への負荷軽減のため、LED照明に変更している。	経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。		
		その他の諸要素	地下埋設物等	地下埋設物等	経年の劣化が見られる。	姫路城の保存活用を図る上で必要不可欠なインフラ設備であり、老朽化した際には更新が必要である。	
				植生	植生	・植栽樹木が多く、広場を取り囲むようにサクラが植栽されている。三の丸広場周辺のサクラについては、「日本のさくら名所百選」に選定されている。 ・メタセコイアが高木化している。	サクラは老木となっており、また、公園として利用されている区域に位置することから、見学者等に踏まれ根系が疲労しているものも多く、将来的に枯死する可能性が高まっている。
					記念碑等	著しい劣化、破損は見られない	様々な機会に設置されたものが存在し、経緯を踏まえて整理が必要。
その他建造物	その他建造物	経年の劣化が見られる。	経年が経過しているとともに、景観保全を図るため、将来的には公設売店との整理が必要である。				

2-3. 三の丸東部区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 動物園は特別史跡内から現施設を移転する方針で、その後三の丸中央部区域・中曲輪中部区域と一体で整備を進める必要がある。 動物園が担っていた集客力や教育機能等を補完・継承できる整備を検討していく必要がある。 		
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 現存する石垣については、適切に維持し、必要に応じて修理をしていく必要がある。 失われた石垣については、発掘調査により状況を確認していく必要がある。 		
		土塁	<ul style="list-style-type: none"> 近代以降にどの程度改変を受けたかを確認し、往時の規模等を把握する必要がある。特に向屋敷庭園の東・南部は築山が描かれており、往時の規模と現状の改変状況とを把握する必要がある。 		
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 三の丸東側は、絵図では中嶋を持つ園池が描かれており、動物園施設改修に伴う発掘調査で、向屋敷の池の園石を一部確認している。 御作事所出丸東方の堀は、大正期以降に埋められ、一帯は市立動物園となったが、堀は地下に堀堆積土とともに残存していると考えられる。 攪乱を受けていない箇所の遺構は良好に保存されていると考えられるが、顕在化した遺構はない。 		
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	顕在化した遺構はない。	発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。	
	近代の都市形成等に関する諸要素	地下遺構等	顕在化した遺構はない。	発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 作業場（左官小屋）は、国指定建造物の保存修理工事を行うための施設であるが、建物や設備が老朽化している。 柵等に経年の劣化が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業場（左官小屋）は、建造物の保存修理工事に必要不可欠な施設であるため、施設等の補修等を必要に応じて行い、機能維持を図る必要がある。 動物園施設の縮小に併せて、場所も含めて再整備を行う必要がある。 	
		文化財説明サイン等	様々な形態のものが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域は動物園として利用されていることから、文化財説明サイン等は存在していない。 再整備にあわせ、必要なものを検討し、設置する必要がある。 	
		公園施設	便益施設	経年の劣化が認められるが、使用に支障のない程度に適宜修理を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 動物園の縮小に併せて、再整備を行う必要がある。 動物園施設の除却までの間に、経年劣化や破損等が生じた場合は、適宜修理等を行う必要がある。
			その他	経年の劣化が認められる。	動物園施設の除却までの間に、経年劣化や破損等が生じた場合は、適宜修理等を行う必要がある。
		地下埋設物等	経年の劣化が認められる。	動物園施設の除却までの間に、経年劣化や破損等が生じた場合は、適宜修理等を行う必要がある。	
	植生	陸軍等による植栽樹木や、実生と想定される樹木が多くある。また、市立動物園としての維持管理の中で高木となってしまったが、姫路市自然保護条例に基づき、姫路市保存樹として指定されているものもある。	樹木の高木化により天守群への眺望に影響を与えているとともに、根系による地下遺構の破壊の進行が懸念される。		
その他の諸要素	公共施設	市立動物園	<ul style="list-style-type: none"> 飼育施設や塀等、全体的に劣化がみられるが、特別史跡における廃止を踏まえた管理方針に則り、管理運営を行う上で必要最小限の補修等を行い維持している。 記念碑等には、著しい劣化、破損等は認められない。 動物園の催事に関する看板などが存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物園施設の除却までの間に、経年劣化や破損等が生じた場合は、適宜修理等を行う必要がある。 特別史跡における廃止にあたって、具体的な期間、方策等を検討する必要がある。 	



3. 姫山公園区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 喜齋門から三の丸に至る管理用通路は、見学者や車両の進入路となっている。この通路は往時には存在しないものであるため、動物園施設除却後に東側からのルート確保が可能となった段階で、あり方の検討が必要である。 		
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に石垣修理を実施する必要がある。 撤去された部分については、調査研究を進め往時の景観に復元していく必要がある。 		
		土塁	<ul style="list-style-type: none"> 変更を受けている箇所のある方を検討する必要がある。 土塁の見学についても検討していく必要がある。 		
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 失われた枡形等の顕在化には、整備等を目的とした調査が必要である。 池については、近代以降に変更された箇所の把握など、江戸時代の様相把握のための調査などが必要である。 		
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 顕在化したものはない。 発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。 		
	近代の都市形成に関する諸要素	公園	<ul style="list-style-type: none"> 近代に「姫山公園」として整備され、多くの市民の来訪がある。 諸施設が老朽化している。 雨天時に冠水する部分があり、対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 近代公園としての利活用の来歴と往時の景観との整理が必要である。 公園としての機能維持のための改修等を行う必要がある。 	
歴史的建造物等		姫路神社	<ul style="list-style-type: none"> 境内地として良好に保持されている。 発掘調査等を行っていないため、地下遺構の状況は不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 姫路藩の歴史に関わる施設であるが、史跡との一体性に乏しい。 施設の老朽化が進み、今後の整備のあり方について、検討、整理が必要である。 	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	適切な維持管理や安全管理を行えるよう、適宜補修等を行っている。	必要に応じて補修等を行い、機能維持を図る必要がある。	
		文化財説明サイン等	様々な機会に作成したものが混在している。	<ul style="list-style-type: none"> 文化財説明サイン等の整理が必要である。 経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。 	
		公園施設	便益施設	<ul style="list-style-type: none"> トイレについては、適宜施設等の改修を行っている。 ベンチや休憩所等は使用に支障のないよう適宜修理を行っている。 	必要に応じて補修等を行い、機能維持を図る必要がある。
			その他	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ快適に見学ができるよう、適宜補修等を行っている。 公園灯のLED化を進めている。 	必要に応じて補修等を行い、機能維持を図る必要がある。
		地下埋設物等	経年劣化が認められる。	保存活用を図る上で必要不可欠なインフラ設備であるため、老朽化した際には設備更新を図る必要がある。	
		植生	姫山公園の名称で喜齋門から勢隠曲輪一帯が整備され、植栽樹木等が多くある。明治初期には、マツが多く生えていたことが確認されているが、その後の公園区域の拡大とともにサクラ・モミジなどが新たに植栽された。	樹木の成長に伴い、樹間が狭くなり、公園を暗くしたり、樹勢を弱くしたりしている。	
その他の諸施設	記念碑等	<ul style="list-style-type: none"> 姫山公園内に碑がまとまって存在するが、目立った劣化、破損は認められない。 豊太閤像台座碑は、豊太閤像が戦時に供出され、台座のみ残ることを示す。 	様々な機会に設置されたもので、歴史的な経緯を踏まえあり方の整理が必要。		

4. 姫山樹林区域

分類		諸要素	現 状	課 題
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	・自然地形として良好に保存されている。かつては姫山原始林と呼ばれたが、樹種調査の結果、原始林でないことが判明したため、今後は「姫山樹林」と称す。 ・全体的に樹木が繁茂しており、斜面の保護を前提とした計画的な伐採を行い、景観の保全に努めている。	斜面保護と景観保全の両立を継続して行う必要がある。
		石垣	良好に残存しているが、植物の繁茂により一部根系の影響を受けている。	見学動線から外れているため、手つかずの状態維持されている。カルテ未作成のため調査が必要である。
		地下遺構等	絵図に描かれた硝蔵跡と見られる凹みが認められる。樹木が繁茂しており、遺構は顕在化していない。	姫路城における数少ない手つかずの遺構であるため、顕在化の要否も含めて取り扱ひの検討が必要である。
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	樹林帯であり、発掘調査は行われていない。	発掘調査等で遺構等が判明した場合、斜面保護、近世遺構等と関連した取扱いの検討が必要である。
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	管理用通路が西の丸から鷺山の一部まで整備されている。	未整備部分についても、管理・修理の上でも整備を進める必要がある。
		地下埋設物等	・経年劣化が認められる ・高圧線等が地上配管となっている箇所もある。	・必要に応じて補修等を行い、老朽化の際には抜本的に更新整備する必要がある。 ・高圧線埋設への対応検討が必要である。
		植生	樹木等が繁茂しているため外来種等の樹木を伐採しているが、搬出困難なため、伐採木の一部を斜面に残置している。	・計画的、継続的に適切な樹木管理を行う必要がある。 ・伐採木の腐食に伴う虫等の発生等、経過観察が必要である。
	その他の諸要素	記念碑等	目立った劣化や破損は認められない。	見学ルートではないため、存在が知られていない。
		動物	樹木が鬱蒼とし、普段は人が立ち入らないことから、野鳥が営巣している。	現状では、動物による文化財への直接の被害はないが、繁殖等により被害が出る場合には対応の検討が必要である。

5. 内堀区域

分類		諸要素	現 状	課 題	
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	堀	勢隠曲輪内堀	・姫山公園側は部分的な崩落や抜けなどがあるものの、総体としては良好に保存されている。 ・姫山樹林側は基本的に岩盤で、一部に石組みが認められる。 ・水位の低下時には、絵図に描かれた堀内の大石が確認可能。 ・堀の水流は、東部内堀からポンプ設備により引き込んでいる。搦手下トイレ北側に循環する水口があり、側溝を通じ、堀内へと流入する。水流は、堀内を西流し、南勢隠門南の樋門から西部中堀へと排水される。	・水敵石垣の抜けや欠損がみられ、計画的に石垣修理を実施する必要がある。 ・経年により泥が堆積しており、浚渫等の検討が必要である。
			西部内堀	・石垣には崩落や抜けが認められる部分もあるが、総体として良好に保存されている。 ・堀の水流は、勢隠曲輪内堀及び南部内堀より流入し、南勢隠門南の樋門から西部中堀へと排水される。	・堀の水位の上下による水敵石垣の抜けや欠損がみられ、計画的に石垣修理を実施する必要がある。 ・経年により泥が堆積しており、浚渫等の検討が必要である。
			南部内堀	・石垣には崩落や抜けが認められる部分もあるが、総体としては良好に保存されている。 ・明治以降の陸軍による大規模な修理痕跡が認められる。 ・堀の水流は、東部中堀から流入して西流し、西部内堀を経て南勢隠門南の樋門から西部中堀へ排水される。	・堀の水位の上下による水敵石垣の抜けや欠損がみられ、計画的に石垣修理を実施する必要がある。 ・経年により泥が堆積しており、浚渫等の検討が必要である。
			東部内堀	・石垣には崩落や抜けが認められる部分もあるが、総体として良好に保存されている。 ・見学ルート等に近接する石垣を、優先的な修理対象としている。内船場蔵南石垣（H29・30）。 ・市立動物園内の内堀は、園の造成に合わせて埋められた。 ・堀の水流は、北部内堀から南流し、南部内堀に至る。一部は、喜斎門の北及び東のポンプ室から勢隠曲輪内堀へ導水する。	・堀の水位の上下による水敵石垣の抜けや欠損がみられる箇所があり、計画的に石垣修理を実施する必要がある。 ・経年により泥が堆積しており、浚渫等の検討が必要である。
			北部内堀	・築石の抜けや崩れ、公園側からの排水管が設けられている箇所もあるが、総体として良好に保存されている。 ・平成7・8年の堀浄化事業時に、堀底に湧水が確認された。 ・北部中堀から繋がる清水門西の池から自然流下、船場川からポンプ設備により取水され、西から東へ流れる。	・堀の水位の上下による水敵石垣の抜けや欠損がみられる箇所があり、計画的に石垣修理を実施する必要がある。 ・経年により泥が堆積しており、浚渫等の検討が必要である。
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	適切な維持管理や安全管理のため適宜補修等を行っている。	補修等を行い、機能維持を図る必要がある。	
		公園施設その他	ライトアップ設備はLED照明に変更している。	補修等を行い、機能維持を図る必要がある。	
		地下埋設物等	・経年の劣化が見られる。 ・堀内に機能していない土管等が残されている。	保存活用を図る上で必要不可欠なインフラ設備であり、老朽化した際には設備更新を図る必要がある。	
		植生	維持管理のため、随時剪定等を行っている。	根系が石垣に影響を与えている箇所もあり、適切な管理が必要である。	
		工作物	内堀内に噴水施設がある。	動物園施設の除却に併せ、撤去を検討する。	
動物	・過去に放流したコイ、アオウオ、ソウギョなどが生息する。 ・ブルーギルやオオクチバスなどの特定外来生物も見られる。 ・サギやウなど鳥類が生息している。	文化財への影響や健全な生態系の維持などの観点から調査や確認を行い、取り扱ひについて検討が必要である。			



6. 好古園区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査で確認した屋敷割り及び道路等と遺構を活かした「西御屋敷跡歴史庭園整備事業」を実施し、平成4年に「西御屋敷跡庭園好古園」として開園した。 武者溜まりは、家老屋敷庭園計画の一環として城南線とともに整備を行い、平成19年に完成した。 	<p>区域内のハード面での整備は完了していることから、現状の保全とともに活用等について検討していく必要がある。</p>	
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 市ノ橋門枳形石垣については、陸軍により一部撤去されたが、残存部分は良好に保存されている。 石垣に近接して歩道・車道が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 枳形石垣の復元を含め、市道幹第5号線との関係を将来的に検討していく必要がある。 車道に近いことから振動等の影響を確認していく必要がある。 	
		土塁	<p>大きな崩落もなく、良好に保存されているが、往時の形状をどの程度保持しているのかは不明。</p>	<p>発掘調査により往時の規模を明らかにする必要がある。</p>	
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 好古園は、検出した道路跡と絵図の記載に基づき区画等を復元的に整備している。 武者溜まりは、絵図に描かれた下馬先前広場に基づき整備した。築山や景石は、公園整備に伴う修景として整備した。 	<p>発掘調査成果に基づく遺構説明等が少ないため、見学者が地下遺構の存在を意識することが少ない。</p>	
歴史の変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	<p>武者溜まり周辺には、江戸時代の下層に織豊期の遺構が良好に広がっているが、顕在化したものはない。</p>	<p>発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。</p>	
	近代の都市形成等に関する諸要素	地下遺構等	<p>顕在化した遺構はないが、建物等の遺構が検出される可能性はある。</p>	<p>発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。</p>	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	公園施設	好古園	<ul style="list-style-type: none"> 藩校「好古堂」にちなみ、「好古園」として平成2年から平成4年にかけて整備した。日本庭園を主体とし、四季折々の草花木を植栽している。 施設等には経年の劣化が見られるが、良好に維持管理されている。 	<p>経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。</p>
			武者溜まり	<ul style="list-style-type: none"> 市道幹第5号線の付け替えに合わせ、絵図の記載を元に桜門橋前を武者溜まりとして整備した。 転落防止柵は内堀石垣の崩れ等により傾きが見られる。 	<p>転落防止柵は、安全管理上修復が必要であるが、内堀石垣の崩れ等に起因するため石垣修理に合わせて実施する必要がある。</p>
			園路	<ul style="list-style-type: none"> 南勢隠門跡から好古園前にかけて園路として舗装している。 園路下には、内堀から中堀へ流水させるための排水路が存在する。 転落防止柵は内堀石垣の影響により傾いている箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水路は、内堀の水を循環させる重要施設であり、つまり等が生じた場合は、抜本的に改修等が必要になる。 転落防止柵は、安全管理上修復が必要であるが、内堀石垣の崩れ等に起因するため石垣修理に合わせて行う必要がある。

7. 中曲輪北中部区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	「護国神社」、東御屋敷跡公園、市立美術館、県立歴史博物館、シロトピア記念公園、駐車場等が整備され、児童福祉施設、自動車学校といった施設があるが、全体的に公園として整備され、利用されている。	周囲を取り囲む土塁を除いて往時を感じさせるものはなく、グラウンドや野外ステージ等が整備され、景観上は公園となっている。	
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 清水門は昭和63年度、平成2年度に枳形内の調査を行い、内門、井戸、築地塀基礎が確認された。総体として良好に保存されている。しかし、現状で枳形を構成するよう見える北側の間知石積み石垣は近現代に施工されたもので、北勢隠門とをつなぐ石垣は撤去されている。 野里門石垣は地下に残されている可能性はあるが、発掘調査を行っていないため不明である。 見学ルート等に近接する石垣を、優先的な修理対象としている。清水門石垣（H20・22・23）。 	野里門跡は、県道砥堀本町線と重なるが、発掘調査により、地下遺構の残存状況の把握を行う必要がある。	
		土塁	<ul style="list-style-type: none"> 一部に倒木や風雨による崩れが生じているが、総体として良好に残っている。 土塁上は植物が繁茂し、高木化したものも多い。 清水門北側には高台として整備された盛土があり、往時の状況とは異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁茂した樹木が周囲の安全や景観に影響を与えており、適正な管理が必要である。 清水門北側の盛土については、陸軍によるものと見られるが、価値づけや評価のために調査研究が必要である。 	
		地下遺構等	清水門枳形内で近世地誌に記された「鷺の清水」に比定される大型の石組み井戸が現存し、平成4年度に井戸屋形を復元整備した。	発掘調査で明らかとなった道路の遺構表示及び、道路を踏襲した公園整備を行っているが、説明等がないため存在が知られていない。	
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	顕在化した遺構はない。	発掘調査で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。	
	近代の都市形成等に関する諸要素	保存建造物、歴史的建造物等、地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 明治期より陸軍の管轄となり、兵舎、練兵場などの軍関係施設が整備された。 第十師団兵器庫（明治38年築、大正2年増築）が現存する。戦後に市役所として使用され、昭和58年より市立美術館として使用している。平成15年には国登録有形文化財となった。 「護国神社」は昭和14年の創建である。 その他にも陸軍施設があったことから、建築物の基礎など地下構造物が残されている可能性もある。 	発掘調査で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	経年の劣化があるが、良好に維持されている。	経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。	
		展示、調査研究施設	日本城郭研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 城郭研究室では、姫路城に関する史料調査、石垣修理を行っている。その他、市の中央図書館として機能する城内図書館がある。 老朽化に伴い改修工事を行い、機能の維持向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究を行うが、展示施設がない。 他館との相互に連携した展示や活動は少ない。
			県立歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県内の歴史、美術工芸、民俗等の研究・展示を行っている。 経年による老朽化に伴い改修工事を行い、機能の維持向上を図っている。 	定期的に企画展を開催し研究活動が行われているが、姫路城に関する展示は少なく、姫路城のガイダンス機能は弱い。
			市立美術館	<ul style="list-style-type: none"> 近現代美術（日本、ベルギー等海外）や、郷土ゆかりの美術作品を収蔵している。前庭を活用した企画も行っている。 経年による老朽化に伴う改修工事を行うとともに、展示設備の更新も行っている。 	定期的に企画展を開催し研究活動が行われているが、姫路城と関連する展示等の機会は少ない。
	文化財説明サイン等	設置者が異なるため、様々な仕様のものが混在している。	仕様等の統一を図る必要がある。		
	公園施設	城見台公園	<ul style="list-style-type: none"> 視点場として整備された、姫路城十景の一つ。 園路の一部は発掘調査成果を元に、往時の道路の位置を園路として整備している。 	園路自体を遺構表示としているが、解説等がなく見学者に周知されていない。	
東御屋敷跡公園		<ul style="list-style-type: none"> 藩主が居住した東御屋敷跡を、芝生広場として整備した。イベント広場として利用されている。 南入口は発掘調査成果に基づき、道路の位置を園路として整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 園路自体を遺構表示しているが、解説等がないため、藩主の屋敷跡とは周知されていない。 イベント広場として利活用されているが、大手前公園に比べて利用率は低い。 		



分類	諸要素	現 状	課 題		
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	公園施設	シロトピア記念公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備した施設が老朽化しているため、補修も含めて今後の整備方針を検討する必要がある。 ・ イベント広場として利活用されているが、南側の大手前公園に比べると利用率は低い。 	
			白鷺園跡広場	姫路城の本質的価値を向上させるための活用や整備の方針を検討する必要がある。	
			官舎跡広場	姫路城の本質的価値を向上させるための活用や整備の方針を検討する必要がある。	
			動物園東園路	経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。	
			美術館南・西園路	花壇等、経年劣化や破損等により維持が困難となった場合は、再整備を行う必要があるかどうかの検討が必要である。	
			姫山駐車場	姫路城の周辺施設の整備の検討に併せて、駐車場の適正配置についても検討する必要がある。	
			城の北駐車場	姫路城の周辺施設の整備の検討に併せて、駐車場の適正配置についても検討する必要がある。	
	地下埋設物等	経年の劣化が認められる。	公園利用や施設維持を行う上で必要不可欠なインフラ設備であるため、老朽化した際には設備更新を図る必要がある。		
	その他の諸要素	道路	市道城西12号線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部内堀に沿う道路。明治・大正期の施工時に、清水門から北勢隠門に延びる枡形が除却された。 ・ 歩道の美観舗装、沿道並木を整備している。 	特別史跡内の通過交通の用に供されている。
			県道砥堀本町線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内を南北に縦断する基幹路線で、特別史跡内の通過交通の用に供されている。 ・ 車道、歩道を整備しているが、街路樹が巨木化し、歩道を隆起させるなど支障が生じている。 	野里門の枡形部分を通過しているが、遺構の残存状況の確認は行っていない。発掘調査等により、残存状況等を明らかにしていく必要がある。
城郭・県博間道路			<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本城郭研究センター、県立博物館までは歩道を整備しているが、以西は整備していない。 ・ 認定道路ではない。 	白鷺園保育所、姫路中央自動車学院の移転後に、整備のあり方を検討する必要がある。	
文教施設等		白鷺園保育所	老朽化している。	「四者協定」時より将来的に移転するものとされており、移転後を見据えて、姫路城の本質的価値を向上させるための活用や整備の方針を検討する必要がある。	
商業・業務施設		姫路中央自動車学院	老朽化している。	「四者協定」時より将来的に移転するものとされており、移転後を見据えて、姫路城の本質的価値を向上させるための活用や整備の方針を検討する必要がある。	

8. 中曲輪南部区域

分類	諸要素	現 状	課 題	
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 明治時代以降、陸軍により城南練兵場として整備され、大名町や桜町等の町割りには消滅している。現在の町割りは、陸軍による造成と戦災復興期の整備により作り出されたものである。 各城門から城内へ至る道路に江戸時代の道路を踏襲したものではなく、江戸時代の地割は家老屋敷跡公園で復元した大路を除き、存在しない。 	道路、学校、民間施設、商店街、住宅、公園、駐車場が存在し、その外周に土塁や城門が残るが、景観上は南側の市街地の延長にあたり、史跡としての雰囲気は乏しい。
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 西辺は車門、南辺は西から埋門、鷗門、中ノ門、惣社門の枡形石垣が残る。車門、埋門、鷗門は枡形がほぼ完全に残っている。中ノ門及び惣社門には枡形が一部残る。 各城門は、外門に高麗門、内門に櫓門を構えた、枡形の基本構造をみせるが、車門のみ二重枡形となる。車門は木橋で船場川を渡って城外に通じ、南辺の4門は土橋で外曲輪に通じる。 惣社門の一部は平成24年に追加指定を受け、特別史跡となった。平成9年度に発掘調査で出土した石垣を整備した。 見学ルート等に近接する石垣を、優先的な修理対象としている。鷗門（H3）、埋門（H3・4）、車門（H7・R1）。 	<ul style="list-style-type: none"> 残存する石垣は、道路振動等の影響を含め、定期的に観察する必要がある。計画的な修理が必要である。 失われた枡形の復元等を検討する必要がある。
		土塁	<ul style="list-style-type: none"> 南部土塁は、戦後の民家建設等による攪乱を受けているが、概ね旧状を留めている。現状は、城門を除き上部を土塁とするが、下部の腰巻石垣状の部分は戦後に整備されたもので、往時の姿ではない。土塁北側の一部を公園園路として整備しているが、本来の土塁裾の位置などはわかっていない。 南部土塁は、本来南部中堀に面する部分であるが、南部中堀は埋め立てられて国道2号となっており、往時の景観とは大きく異なっている。土塁周辺にライトアップ施設が残存する。 西部土塁は、外側（中堀側）は石垣、内側は土塁または戦後の整備による腰巻石垣となっている。道路等により部分的に寸断されているが、全体として良好な状態で保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 南部土塁のうち、未整備の部分について整備を進めていく必要がある。 ライトアップ施設の撤去あるいは再整備などを含め、土塁の利活用を検討する必要がある。
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備、各種施設整備等に伴う発掘調査により、全域において現地表から50cm程度で遺構、遺物が良好な状態で保存されていることが判明している。 発掘調査により、家老屋敷跡公園や大手前公園において道路遺構が良好に残っていることが確認されており、家老屋敷跡公園では、発掘調査成果に基づき道路遺構を復元整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 当地における発掘調査例は多いが、整備等を目的とした調査ではないため、屋敷地全体の様相、遺構検出状況等は明確になっていない。 調査報告書が刊行されていないものが多い。
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 家老屋敷跡公園から白鷺小中学校付近の発掘調査では、江戸時代の遺構面の下層に城下町が建設される以前の羽柴・木下時代の遺構・遺物がまぎれ確認されている。 当区域は、古代の遺構である「本町遺跡」に一部含まれている。現在までの発掘調査では、区画溝、土坑等が確認されているが、建物等は見つからない。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの発掘調査では、記録保存措置が取られているが、今後の発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取扱いを検討する必要がある。
	近代の都市形成等に関する諸要素	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 明治期より陸軍の管轄となり、歩兵第39連隊兵舎及び城南練兵場として、兵舎、練兵場などの軍関係施設が整備された。現存する遺構は確認できないが、地下に基礎等が存在する可能性は高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取扱いを検討する必要がある。
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	防災保安施設	大手前交番は、姫路城及び周辺の防犯機能を担っている。	交番の機能維持に努める必要がある。
		文化財説明サイン等	設置者が異なるため、様々な仕様のものが混在する。	仕様等の統一を図る必要がある。
	公園施設	大手前公園	<ul style="list-style-type: none"> トイレについては、適宜施設等の改修を行っている。 ベンチ、休憩所等は使用に支障ないよう適宜修理を行っている。 	経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。
		家老屋敷跡公園	<ul style="list-style-type: none"> 姫路藩の筆頭家老クラスが居住した場所に整備した。(H13) 発掘調査成果に基づき、道路、屋敷区画の遺構を表示している。 公園北側と東側に便益施設を4棟整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構に基づき、往時を感じられる景観を復元整備したが、見学者らの理解には繋がっていない。 家老屋敷跡と認識できるような施設形状への更新等も検討する必要がある。
三九公園	<ul style="list-style-type: none"> 県立姫路聴覚特別支援学校の敷地の一部を公園として整備した。 園内には、名称の元となった歩兵第39連隊碑等がある。 	公園としての機能維持、向上に努める必要がある。		



分類	諸要素	現 状	課 題		
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	緑道	・南部土塁沿い及び西部土塁沿いを緑道として整備した。 ・南部土塁沿いの一部のみ発掘調査遺構に基づき整備している。	緑道としての機能維持、向上に努める必要がある。	
		大手門駐車場東広場	樹木が散在する広場となっているが、都市公園としては供用していない。	大手門駐車場と合わせ、活用整備の検討が必要である。	
		公園施設 大手門駐車場	・市民球場跡地に整備した。駐車台数600台（内大型バス45台）。 ・敷地南端に姫路城管理事務所分室がある。	・区域内の駐車場のうち、最も利用率が高く、バスが駐車可能な唯一の駐車場であるため、機能維持に努める必要がある。 ・施設配置や見学者等の動線を踏まえ、駐車場の適正配置等の検討が必要である。	
		大手前公園地下駐車場	・大手前公園の地下に所在。駐車台数323台、大型バイク48台。 ・経年により設備の老朽化が進行している。	・老朽化の対策等が必要である。 ・施設配置や見学者等の動線を踏まえた駐車場の適正配置等の検討が必要である。	
		大手前地下駐車場	大手前通りの地下に所在。中曲輪南部区域を越え、外曲輪まで広がる。駐車台数153台。	施設配置や見学者等の動線を踏まえた駐車場の適正配置等を検討が必要である。	
		県営住宅跡地	県営住宅の跡地で、恒常的な利用はなく、臨時的な利用を行っている。	姫路城周辺の施設配置や見学者等の動線を踏まえた整備の検討が必要である。	
	地下埋設物等	・経年の劣化が認められる。大手前通り以東は電線等の地中化が済んでいるが、以西は進んでおらず景観に影響を与えている。 ・電柱は一部地中化したものの、区域西側は未着手の状態である。	・公園利用や施設維持を行う上で必要不可欠なインフラ設備であるため、老朽化した際には設備更新を図る必要がある。 ・無電柱化の検討を行う必要がある。		
	その他の諸要素	道路	市道幹第1号線（大手前通り）	・平成28～30年に歩道部分の再整備を行った。 ・無電柱化が完了している。	・経年劣化対応として一定期間ごとに改修が必要である。 ・地下埋設物等の適切な維持管理が必要である。
			市道幹第5号線（城南線）	平成18年に、武者溜まり・家老屋敷跡公園の整備に合わせて整備した。発掘調査で確認した道路遺構を、車道、歩道に表示している。	・県道砥堀本町線との交差点は慢性的に渋滞が発生しており、改善が必要である。 ・地下埋設物等の適切な維持管理が必要である。
			市道城南20・21・24・25号線	・20号線は、イーグレひめじ整備時に、大手前公園を含む周辺と一体的な景観となるように整備している。 ・21号線は、車道のみである。 ・24号線は、陸軍により南部土塁を貫通して設けられた。 ・25号線は、陸軍により設けられ、南端は鷲門の枡形内を通る。	・電柱等が林立している。 ・地下埋設物等の適切な維持管理が必要である。
		文教施設	白鷺小中学校	・近年、周辺の住宅開発に伴い、児童・生徒数が増加傾向にある。 ・校庭には、発掘調査で確認した道路遺構を表示している。	経年劣化が認められ、施設の維持管理のための改修等を行っている。
			姫路聴覚特別支援学校	昭和56年に建替えを行った。	経年のため施設が老朽化している。
商業・業務施設、住宅		B地区	・道路は車道のみで、歩道は未整備。 ・低層、中層の建物が建ち、史跡外から連続する町並みが形成されている。商業施設は入れ替わりが激しい。 ・建物解体後に民間駐車場となっている部分もある。	・建物が老朽化しており、電柱等が林立している。 ・姫路城の歴史文化を感じられる景観の保全、形成に繋がる仕組みづくりが必要である。	
	C地区	・御幸通商店街から繋がる本町商店街が形成されている。 ・低層、中層建物が建ち、主要道路にはアーケードが架せられており、史跡外から連続する町並みが形成されている。商業施設は入れ替わりが激しい。	・建物が老朽化している。 ・姫路城の歴史文化を感じられる景観の保全、形成に繋がる仕組みづくりが必要である。		
	イーグレひめじ	・現在の家老屋敷跡公園の整備を進めるため、昭和54年に都市計画決定した「お城本町地区市街地再開発事業」により、再開発ビルとして平成13年に整備した。 ・男女共同参画推進センター等の市民窓口、姫路市民ギャラリー、姫路市民アリーナ、美術館保管庫、兵庫県旅券事務所姫路出張所、あいめっせホール、会議室、民間施設等がある。	・建物の経年劣化が認められる。 ・大手前公園の南に位置し、姫路城を望むロケーションを有すが、姫路城との関わりが低い活用が為されている。		
	神姫バス姫路営業所	主に姫路駅前発着の路線を担当している。	建物が老朽化している。		
NTT施設（1・5号館）	・区域内道路は車道のみで、歩道は未整備。 ・1号館には通信を維持する上で重要な設備が入り、1階の一部には商業施設が入る。 ・敷地の空きスペースは民間駐車場となっている。	建物が老朽化している。			

9. 中曲輪東部区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	区域の外周に沿って土塁や城門が存在するが、内側には学校、病院、民間施設、駐車場等が整備されている。	土塁や城門が残っているが、現代の建物が立ち並ぶため、景観上は市街地の延長にあり、史跡としての雰囲気は乏しい。	
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・内京口門の枡形石垣は良好に残っている。土橋も残存しており、江戸時代の旧状を良く留めている。平成8年度に石垣修理を実施した。 ・久長門の枡形石垣も良好に残っているが、一部陸軍により削られている。平成3年度と7年度に石垣修理を実施した。 ・見学ルート等に近接する石垣を、優先的な修理対象としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・残存する石垣は、道路交通振動等の影響を含め、定期的に観察する必要がある、計画的な修理が必要である。 ・失われた枡形の復元等を検討する必要がある。 	
		土塁	<ul style="list-style-type: none"> ・内京口門から野里門の間と内京口門から城南線の間、東部土塁が良好に残存している。一部道路築造等により削平を受けているが、概ね良好に江戸期の旧状を保持している。 ・植物の繁茂、経年の崩れ等が各所に認められる。 ・一部民有地を含むため、一体的に管理できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁の現況把握を行う必要がある。 ・姫路医療センター内の土塁は陸軍による改変を受けている可能性もあり、旧状の把握が必要である。 ・繁茂した樹木が周囲の安全や景観に影響を与えており、適正な管理が必要である。 	
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施設整備等に伴う発掘調査により、攪乱を受けていない箇所において、遺構、遺物が良好な状態で保存されていることが明らかとなっている。 ・姫路医療センター、淳心学院では道路遺構が良好に検出され、現地で保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道上に、検出した遺構の表示等を行っているが、認知されているとは言い難い。 ・整備等を目的とした調査を行っていないため、遺構の広がり、内容等が判然としないものが多い。 	
歴史の変遷に関する諸要素	関する諸要素	中世以前に関する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・「総社」の故地である那木本と想定される姫路東高校では、今のところ古代から中世の遺構は確認されていない。 ・姫路医療センターでは古代の溝、淳心学院では中世後半から末にかけての区画溝か用水路が確認されている。 ・本町遺跡に含まれる姫路警察跡地では、古代の包含層が検出されているものの、遺物量は多くなく、実態は不明である。いずれも顕在化した遺構はない。 	発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。	
		近代の都市形成等に関する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・明治期より陸軍の管轄となり、第十師団司令部（現賢明女子学院・淳心学院）、姫路衛戍病院（現姫路医療センター）、姫路陸軍兵器支廠（現姫路東高等学校）等がおかれた。 ・第十師団師団長官舎（大正13年頃築、現淳心会本部）が現存し、衛戍病院・兵器支廠に伴う塀等が残っている。 	近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要があるが、現存する歴史的建造物等については、保護措置を検討する必要がある。	
		地下遺構等	歴史的建造物等に関連する建築物の基礎など、地下遺構等が残されている可能性もある	発掘調査等で遺構等が判明した場合、近世遺構との関連で取り扱いを検討する必要がある。	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	防災施設	姫路東消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化が進行しており、応急的な修繕を行うこと等により、災害対応を含めた庁舎機能を維持している。 ・救急業務の高度化、消防車両の大型化・多様化、災害現場用資機材の多様化等、災害対応体制の高度化による配置人員の増強に伴い、各スペースが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化が進行し、庁舎機能を維持することが年々困難になっていることから、早期に庁舎整備に着手する必要がある。 ・庁舎整備にあたっては、庁舎機能の充実強化等を図るため新築移転を進めていくが、新庁舎完成までの間に現庁舎の機能低下による災害対応への影響がでないよう、早期に進める必要がある。
		公園施設	県警跡地 駐車場	・姫路警察署跡地を駐車場として整備している。	姫路城全体で活用・整備方法を検討する必要がある。
	その他の諸要素	道路	県道砥堀本町線	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路として整備されている。 ・歩道部は樹木の根系による不陸が目立つほか、各種埋設管の補修痕等が目立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による一定期間ごとに改修が必要である。 ・高木化した樹木の取扱いの検討が必要である。
			市道城東27号線	<ul style="list-style-type: none"> ・陸軍により土塁と堀を削って作られた。 ・歩道部は美装化している。 	歩道部は、美装化以降に行った埋設管等の補修痕が目立つ。



分類	諸要素	現 状	課 題	
現代の利用に関する諸要素	道路	市道城東13号線	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路医療センターと淳心学院間の道路。久長門に繋がるが、江戸時代の道路は踏襲していない。 ・発掘調査で判明した道路位置を遺構表示している。 ・歩道部は美装化している。 	遺構表示を歩道から車道にかけて行っているが、ほとんど認識されていない。
		市道城東8号線	陸軍により土塁を削り、堀を埋めて作られた。	歩道もなく、見学者の安全上問題がある。
	公共施設	姫路市中央支所（中央市民センター含む）	庁舎は姫路東消防署と共有し、老朽化が進んでいる。	整備のあり方の検討が必要である。
	文教施設等	県立姫路東高等学校、県立姫路北高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程の姫路東高と、定時制課程の姫路北高が併設されている。 ・諸施設が経年により劣化しているが、適時、耐震補強等を実施している。 	建物の老朽化が進行しているため、継続して補修等が必要である。
		私立淳心学院中学校・高等学校、淳心会本部、カトリック姫路教会	<ul style="list-style-type: none"> ・諸施設は経年により老朽化しているが、平成18年に校舎を更新整備した。 ・整備に際して、発掘調査等により道路遺構や重要遺構が確認されたため、設計変更により道路部分を避けた建物デザインとし、遺構を保存している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎は更新整備を行ったが、その他の施設については、老朽化が進行しており、継続して補修等が必要である。 ・道路遺構の存在が、市道部分も含めほとんど認識されていない。
		私立賢明女子学院中学校・高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・諸施設は経年により劣化しているが、適宜、耐震補強等を実施している。 ・内京口門土橋部分を駐車場として利用している。 	建物の老朽化が進行しているため、継続して補修等が必要である。
	医療機関	姫路医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・前身は明治31年設立の姫路陸軍衛戍病院で、昭和12年には姫路陸軍病院に改称された。昭和20年に厚生省（現厚生労働省）に所管替となり、平成16年に独立行政法人国立病院機構となった。 ・昭和56年度から平成17年度にかけて断続的に更新整備が行われた 	施設の維持管理に必要な補修等を行っていく必要がある。
	商業・業務施設	関西電力総社変電所	<ul style="list-style-type: none"> ・市域における重要な変電施設である。 ・変圧器の交換等、施設維持に必要な補修等を適時実施している。 	建物の老朽化が進行している。
		しらさぎ大和会館	平成14年に建物を更新整備した。	建物の老朽化が進行している。

10. 中堀区域

分類	諸要素	現 状	課 題	
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	堀		
		西部中堀	<ul style="list-style-type: none"> ・中曲輪側は高さ5.5～6.5mの高石垣を築く。中堀と船場川との間は「千姫の小径」と呼ばれる遊歩道として整備されているが、往時は水勢を考慮した亀の甲状の石積みによる堤（水敲石垣）となっていた。 ・車門以南は導水せず、空堀となっている。 ・堀の水は北から南へ流れる。清水門西側の池及び船場川から取水する。堀内の一部は埋め立てられ、中州が設けられている。 	江戸期には堤体であり、現在は遊歩道として整備しているが、旧状を示す解説等が存在しない。
		南部中堀	<ul style="list-style-type: none"> ・南部中堀は、大正から昭和前期にかけて埋められ、現在は大半が国道2号となっているが、北側の歩道沿いに南部土塁が残る。土塁は明治期以降に度々改変を受けている。現状では土塁裾を腰巻石垣状に整備しているが、本来のものではない。 ・中堀には鳥居先門（不明門）を除き土橋を架け、鳥居先門は太鼓橋としていたが、現存するものはない。 ・発掘調査で、中堀南側の石垣が確認され、道路上に遺構表示を実施しているが、説明等が伴わないため、存在が知られていない。 ・北側歩道は街路樹の成長により、路面に不陸が生じた箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡の指定範囲に、本来の中堀の範囲が含まれていないため、史跡の保護上好ましい状態ではない。将来的には、国道2号の中堀範囲も含めて史跡として管理していく必要がある。 ・根系による歩道の不陸は、改修等により、安全確保に努める必要がある。
		東部中堀	<ul style="list-style-type: none"> ・県道砥堀本町線以東の堀。昭和61年度から整備を開始し、空堀から水堀に復元した。平成4年3月に延長約1kmの整備が完了した。 ・平成23年度から平成27年度にかけて浚渫を行った。水堀復元にあたり、当初の堀底から嵩上げし整備している。併せて、護岸については発掘調査で判明したオリジナル部分を保護し、張り出した状態で石垣状に整備した。 ・堀の両側には管理用通路を設けている。野里門跡に設置したポンプにより北部中堀から導水し、堀の水は北から南へ流れる。南では内京口門から「護国神社」北の内堀へ導水施設を整備し、還流させている。 ・竹田橋は明治時代以降に設置した橋である。 ・城南線以南の中堀は南部中堀と共に埋められた。市道城南109号線がその位置を踏襲し、それを示すためカラー舗装を施している。 	「濼水質浄化事業」により、堀の水質が改善されているものの、現存の水面を維持するため、必要に応じて学術調査を行い、その成果を踏まえて、関係機関と調整の上、堆積物の除去や水質の維持や浄化を図る必要がある。
	北部中堀	<ul style="list-style-type: none"> ・堀全体の還流事業は、昭和61年から平成10年にかけて実施した。 ・県道砥堀本町線以西の堀。平成5年度から10年度にかけて、浚渫及び環境整備を実施した。 ・坊主町の水門で船場川の水を導水し、水門以東は西から東へ流れ、東部中堀へとつながる。水門以西は北から南へ流れ、清水門西側の池に流下する。池からは北部内堀と西部中堀へ送水される。また、池南側のポンプ室から船場川の水を北部内堀へ導水している。 ・清水地蔵は地元住民によって管理されている。 	水量が増加した際には、排水処理が追い付かず、北側の道路部分まで冠水する状態となることがある。	
	歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> ・船場川と中堀の間に建てられている。碑の文字は早くに判読不能となり、何の碑か不明であったが、元禄8年の材木町材木屋共口上書に記された改修記念碑と断定された。 	適切に維持管理していく必要がある。	
歴史の変遷に関する諸要素	近代の都市形成等に関する諸要素	歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> ・清水地蔵は地元住民により維持管理されている。 ・吉水地蔵は大正期の建立とされ、管理者により維持管理がなされている。 	歴史的な経緯を整理し、あり方の検討が必要である。
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	老朽化が進むが、適切に管理されている。	公園利用や施設維持を行う上で必要不可欠なインフラ設備であり、適宜、設備更新が必要である。
		文化財説明サイン等	設置者が異なるため、様々な仕様のものが混在する。	仕様等の統一を図る必要がある。
		公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ快適な見学のため、適宜、施設、設備の補修等を行っている。 ・南部土塁沿いの国道2号歩道にライトアップ施設があるが、未使用である。 	経年劣化や破損時には、適宜修理、更新等を行う必要がある。
		地下埋設物等	老朽化が進んでいる。	公園利用や施設維持上、必要不可欠なインフラ設備であり、適宜、更新等が必要である。
		植生	<ul style="list-style-type: none"> ・堀沿いの樹木は、維持管理のため、随時剪定等を行っている。 ・堀内には、水草の類はほとんど見られず、藻類が見られる。 	根系が石垣に影響を与えている場所もあり、適切な管理が必要である。
	その他の諸要素	記念碑等	大きな劣化や損傷は認められない。	歴史的な経緯を踏まえた整理が必要である。
	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に放流したコイ、アオウオ、ソウギョなどが現在も生息している。 ・ブルーギルやオオクチバスなどの特定外来生物も見られる。 ・カモやウなどの鳥類のほか、ヌートリアのような特定外来生物も見られる。 	文化財の保全や健全な生態系の維持などの観点から調査や確認を行い、取扱いの検討が必要である。	



11. 中曲輪南東区域（惣社門跡等一部の特別史跡範囲を含む）

分類	諸要素	現状	課題		
姫路城に関する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> ・惣社門の枡形石垣の一部が特別史跡に指定されている。 ・「総社」を中心に江戸時代を踏襲した地割が残るが、市民会館や商業施設、住宅地が存在する。土塁等も残っていない。 ・中曲輪のうち、本区域のみ特別史跡の指定区域外（一部を除く）である。他の特別史跡は江戸時代の地割を残す部分はないが、本区域は地割を残している。 	「総社」や参道などの地割を含め、江戸時代以来の要素が多く残る地区であり、特別史跡と一体となった利活用を検討していく必要がある。	
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に特別史跡に追加指定された惣社門の枡形を構成する石垣の一部が残るが、他は改変され、残存していない。 ・「総社」参道の南に鳥居先門があった。道路敷となり現存していないが、地下遺構として橋台部分が残存している。 	発掘調査等により、失われた枡形等を明らかにしていく必要がある。	
		地割	市街地の道路として舗装されているが、惣社門参道及び惣社門前の東西部分は石畳み舗装となっている。	歴史的な環境を維持していく方法の検討が必要である。	
		保存建造物	参道には榊原忠次による慶安5年の石造鳥居（県指定）が所在する。	適切な維持管理を行う必要がある。	
		歴史的建造物等	「総社」社殿は戦後の建築であるが、境内には江戸時代からの由緒を持つ建造物や石造物等がみられ、案内社八幡宮本殿は18世紀中頃のものと思われる。	適切な維持管理を行う必要がある。	
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査で見つかった南部中堀跡の一部が平成24年に特別史跡に追加指定されている。 ・各種開発に伴う発掘調査により、遺構、遺物が、現地表より概ね50cm程度の深さで良好な状態で保存されていることが明らかとなっている。 	開発等に先立ち、発掘調査を実施していく必要がある。	
歴史の変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区は、「本町遺跡」に含まれているが、発掘調査数は多くないため、遺構の詳細は不明である。 ・周辺での調査成果から、古代から中世後期にかけて、飾磨郡条里とは異なる地割を踏襲し続けた地区であることが判明しつつある。 ・本区域の一画にある総社公園は、元は「神池」とも呼ばれた血の池跡である。「総社」では、中世に起源を持つ祭祀が行われている。 	開発等に先立ち、発掘調査を実施していく必要がある。		
	近代の都市形成等に関する諸要素	保存建造物	旧通信省姫路電信局（昭和5年築、令和3年国登録有形文化財）がある。現在は、「姫路モノリス」として活用。当区域には、かつては将校クラブであった偕行社や歩兵第8旅団司令部等が置かれていた。	適切な維持管理を行う必要がある。	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	文化財説明サイン等	設置者が異なるため、様々な仕様のものが混在する。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財としての価値を積極的に周知する必要がある。 ・仕様等の統一を図る必要がある。 	
		その他の諸要素	現代建造物等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館は、敷地の一部が惣社門と重なっていると共に、施設が老朽化している。 ・様々な形態、高さ、意匠の建造物が混在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館の再整備時には、惣社門の遺構の残存状況を把握する必要がある。 ・意匠、色調、高さ等について、姫路城にふさわしい景観の保全、形成に繋がる、より具体的な仕組みづくりが必要。
			屋外広告物	様々な仕様のものが存在している。	一定の基準等を検討する必要がある。
			地下埋設物等	特別史跡に接する道路沿いは無電柱化しているが、その他は電柱が残る。	江戸時代から踏襲される道路は、電線地中化等の景観的配慮を検討する必要がある。

12. 外曲輪区域

分類	諸要素	現 状	課 題		
姫路城に関連する諸要素	近世に形成された諸要素	石垣	<ul style="list-style-type: none"> 外堀を構成した石垣は、開発や護岸工事によりほとんど現存しない。 各城門を構成した石垣も、土塁と共に明治期以降に削平され、一部を除き顕在化していないが、発掘調査により備前門跡、外京口門跡、北条口門跡で石垣を確認している。 備前門跡南石垣は明治以降の改変を受けているが、外曲輪で顕在化した唯一の石垣である。 外京口門枳形石垣の一部は東光中学校地下に保存されている。 	現存する場所は、適切な維持管理に努めると共に、姫路城の遺構として周知が必要。	
		堀	外堀	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪を囲む堀は一周せず、北側は野里の「堀留」で途切れ、西側は中堀と平行する船場川を堀の代わりとしている。 南部外堀は明治36年から昭和（戦後）にかけて断続的に埋め立てられ、土塁や城門の石垣等も削平された。 東部外堀の大半は、外堀川としてほぼ同一位置を踏襲しているが、明治6年に始まる「生野鉦山寮馬車道」築造による埋立て等により堀幅は半減し、その後の河川整備によりコンクリート護岸となっている。 北側の外堀の端である「堀留」から東100m程は明治期以降に埋め立てられた。 発掘調査で外堀の検出例があるが、民間開発が大半であるため、完全な状態での保存は困難である。 	東部外堀は減幅されたものの、現在も外堀川として利用されており、適切に清掃等を実施し、水質の維持・向上を行うとともに、歴史的背景に基づいた護岸の整備を行っていく必要がある。
		地割	<ul style="list-style-type: none"> 外曲輪には侍屋敷、組屋敷、家老等の下屋敷の他、町民の住宅や寺院、神社等が所在し、明治時代以降も中心市街地として発展した。 戦災により町屋をはじめ多くが灰塵に帰したが、道路は江戸時代の道路を踏襲しているものが多い。備前門から外京口門にかけては西国街道が通っており、現在も道路として残っている。 戦後の区画整理により消滅した町名もあるが、江戸時代の町名を踏襲する場所も多く残る。 寺社地については改変されつつも江戸時代の敷地を踏襲しているものも多く、外曲輪東部には寺町の景観が残る。 武家地は建物として残るものはないが、五軒邸、坊主町等を中心に往時の屋敷割が残っている。 	江戸期から踏襲する地割が存在することの周知、明示等を行い、町づくりを活かしていく検討が必要である。	
		歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 戦災を免れた歴史的建造物が堺町、竹田町など、主に但馬（生野、野里）街道沿いに残るが、総合的な調査を行っていないため詳細は不明である。 武家屋敷の建物で現存するものはない。 	総合的な調査を行い、必要に応じて保護の措置や歴史的建造物を活用した施策等を検討する必要がある。	
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の遺構は現地表より30cmから50cm下に多く残っている。場所によっては江戸時代で2～3面の遺構面が形成されている。 発掘調査は開発に伴うもので、記録保存を前提としているため顕在化した遺構はない。 	外曲輪はほとんどが私有地であるが、城門や道路、外堀跡といった重要な遺構に関しては、できる限り保存に努める必要がある。	
歴史の変遷に関する諸要素	関する諸要素	中世以前に	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の遺構面の下には広範囲に城下町建設以前の耕土層が広がる。 中世、古代の遺構は中世耕土層の下層で見つかる。古代の遺構は、本町遺跡の範囲を超えて広がる。播磨国府関連遺構と目される奈良時代の遺構は姫路駅まで広がり、城下町と広い範囲で重なっている。 古墳時代、弥生時代の遺構の検出は顕著でない。 	江戸時代の遺構の下位から見つかることが多く、記録保存を前提として調査を行っているが、成果の情報発信が必要である。
	関する諸要素	近代の都市形成等に	歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 戦災を免れた町屋等の歴史的建造物が但馬（生野、野里）街道沿い等に残るが、総合的な調査を行っていないため詳細は不明である。洋風意匠の建物も散見される。 寺院建築は戦後に復興されたものが多い。 赤鹿神社（明治初頭）、神明神社（大正）が新たに現在地に祀られた。 	総合的な調査を行い、必要に応じて保護の措置や歴史的建造物を活用した文化観光に資する施策等を検討する必要がある。
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 御幸通りは、明治36年の明治天皇の行幸に際し整備された。 福中橋と西国橋は明治時代に船場川に架橋された。大正13年頃にRC造のトラス橋となったが、老朽化のため令和元年と2年に再整備された。橋の袂に碑が設置されている。 昭和30年に整備された大手前通りは幅員50m、全長約840mの目抜き通りで、日本の道100選に選定されている。 	道路については、歴史的背景を踏まえて適切に維持管理していくと共に、姫路城の歴史を感じられる整備等を検討する必要がある。	
現代の利用に関する諸要素	用に関する諸要素	文化財説明サイン等	<ul style="list-style-type: none"> 説明サイン、誘導サイン等は様々な仕様のものが存在する。 国道2号南側歩道等に中堀等の遺構表示を行っているが、存在が知られていない。近年の地下埋設物の改修時に途切れた箇所もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史的背景を知るための文化財説明サイン等の整備が必要である。 仕様等の統一を図る必要がある。 	
		公園施設	外曲輪内の各所に点在している。	文化財サイン等の設置などにより、歴史を感じることでできる空間としての活用の検討が必要である。	
	その他の諸要素	現代建造物等	様々な形態のものが存在している。	意匠、色調、高さ等について、姫路城にふさわしい景観の保全、形成に繋がる、より具体的な仕組みづくりが必要である。	
		屋外広告物	様々な形態、意匠、色調のものが存在する。	一定の基準等を設ける必要があるか検討が必要である。	
地下埋設物等	地上にある電線等は町並みの景観を阻害している。	江戸時代から踏襲される道路は、電線地中化等の景観向上策を検討する必要がある。			



13. バッファゾーン等区域

分類	諸要素	現 状	課 題	
姫路城に関連する諸要素	近世に形成された諸要素	堀 船場川	<ul style="list-style-type: none"> 近世以前には「妹背川」とも呼ばれたと伝わる。現在は2級河川として兵庫県の管理する河川となっている。元和年間（1615～1624）に本多忠政により市川から飾磨にかけて整備され、城下の水運を支えた。旧流路を継承するが、城の北側で屈曲するなど人工水路として構築されている。市川から飾磨井堰で取水され、現在は21の農区の用水及び浄水場、城の堀の水としても使用されている。城の北西部で大野川と合流し、水量が増加する。 コンクリート護岸で河川整備されているが、江戸時代には、曲輪西側の外堀を兼ねていた。材木町には舟入が設けられ、龍野町には舟繋ぎ石が、坊主町には船着場の雁木が残る。 江戸時代後期には船場の庶民が読んだ和歌に基づき、船場八景が選出されている。 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート護岸により河川整備されているため、姫路城と景観上の一体感に乏しい。 舟入等の痕跡も残ることから、歴史的景観に配慮した整備も可能である。
		地割	<ul style="list-style-type: none"> 侍屋敷、組屋敷等のほかに、町民の住まいや寺院・神社があった。明治時代以降、市街化した道路は江戸時代の道路を踏襲するものが大半である。 船場本徳寺をはじめ寺社境内地は、江戸時代の敷地を踏襲している。 戦災を免れた地区も多く、外曲輪内に比べて古い町並みや地割が残されている。野里（市道城北99号線）、山野井町（市道城西12号線）の道路は美装化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外曲輪内に比べて、旧状を良好に維持している。建物も低層のものが多く、今後も良好な住環境を維持していく必要がある。 地割が示す歴史的背景等を周知していく必要がある。 歴史的に継続する道路とそうでない道路を区別しての整備を検討する必要がある。
		歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 戦災を免れた野里、八代、山野井、龍野、船場地区に寺院建築や町屋等が残るが、調査を行っていないため詳細は不明である。武家屋敷も数軒残っていたようであるが、近年建替えが進んでいる。 景福寺山には松平明矩の墓碑、景福寺には酒井家の墓碑が並ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な調査を行い、状況把握や姫路城の外町としての特徴等を明らかにする必要がある。 文化財部門と景観部門とが協力し、町屋などの歴史的建造物や町並みの保全措置の充実を検討する必要がある。
		地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 男山東山焼窯跡は周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、発掘調査は行われていない。窯壁を再利用した石垣が残る。 八代御茶屋跡は池田輝政が整備した別荘で、歴代藩主により使用されたが、酒井忠恭により宝暦年間（1751～1764）に廃止された。昭和初期までは池や土手が残っていたと伝わるが現存せず、一部が御茶屋公園となっている。絵図等も残るが包蔵地ではない。 姫路藩が米粉、種油を絞るため、宝暦12年に建設した水路が残る。石組み水路であったと見られるが、各所が改変されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 周知の埋蔵文化財包蔵地となっていないところが大半である。八代御茶屋跡は、藩主の別邸であることから姫路城と密接に関わる遺構であるが、実態は不明である。
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	史料から野里、龍野、八代、山野井に姫路城下町に先行する町場等が確認できるが、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないため、発掘調査は行われていない。	周知の埋蔵文化財包蔵地となっていないため、遺構の残存状況は不明である。
	近代の都市形成等に関する諸要素	保存建造物	国登録有形文化財の望景亭は、大正時代に建てられた濱本八治郎の別荘の一部である。市立文学館の敷地内にあり、貸室等により活用されている。その他、登録有形文化財や姫路市都市景観重要建築物等に指定された町屋等が、多数現存する。	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な調査を行い、状況把握や姫路城の外町としての特徴等を明らかにする必要がある。 文化財部門と景観部門とが協力し、町屋などの歴史的建造物や町並みの保全措置の充実を検討する必要がある。
		歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 戦災を免れた野里、八代、男山南、龍野、船場地区に寺院建築や町屋等が残るが、調査を行っていないため、詳細不明である。 町裏浄水場は大正14年に発見された湧水を元に整備され、旧事務所、沈殿池節制室が残されている。 男山にある配水池は男山山上にあり、公園として整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な調査を行い、状況把握や姫路城の外町の近代遺構としての特徴等を明らかにする必要がある。
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	文化財説明サイン等	様々な仕様のものが存在する。	姫路城と一連となるデザイン等の仕様を検討していく必要がある。
		展示施設、調査研究施設	市立文学館は、姫路を中心とした播磨ゆかりの作家や学者たちを顕彰し、資料の収集および調査、研究を行うとともに、あらゆる文学活動の拠点とすることを目的に、平成3年に開館した。	城周辺施設として、県立博物館や日本城郭研究センター、市立美術館などとの更なる連携が必要である。
		公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 男山の姫路市配水池公園、景福寺公園は姫路城十景となっており、視点場の一つとなっている。 市街地の各所に点在している。 	文化財説明サイン等の設置などにより、視点場としてのみでなく、城下町との関係を感じることで空間としての整備の検討も必要。
	その他諸要素	現代建造物	様々な形態のものが存在している。	意匠、色調、高さ等について、世界遺産姫路城のバッファゾーンとして、姫路城にふさわしい景観の保全、形成に繋がる施策の充実が必要。
		地下埋設物等	地上にある電線等は町並み景観を阻害している。	江戸時代から踏襲される道路は、電線地中化等の景観向上策を検討する必要がある。
屋外広告物	様々な形態、意匠、色調のものが存在する。	一定の基準等を設ける必要があるか検討が必要である。		

第2項 本質的価値を構成する主たる要素の現状と課題

前項にて、各区域における諸要素の現状と課題を記載したが、本項では、本質的価値を構成する主たる要素の現状と課題について、改めて整理する。

1. 曲輪及び曲輪と一体となった自然地形

現状：姫路城は平山城であり、姫山の頂にある建造物群とひな壇状の曲輪構成とが織りなす景観が、姫路城を姫路城たらしめている。姫山は標高45.6メートルの丘陵で、西接する鷲山とともに地形を生かして造成し、築城された。築城にあたっては備前丸、上山里曲輪、下山里曲輪等がひな壇状に造成され、西の丸は一つの曲輪として造成された。具体的な造成規模や過程等は明らかでないが、石垣修理や防災施設整備に伴う発掘調査等でそうした盛土の痕跡が確認されており、上記曲輪群は姫山・鷲山の旧地形の切り盛りにより人工的に造成されたことが明らかとなっている。

各曲輪とも、適切に維持管理されているが、近年は、豪雨により、従来機能していた側溝等では雨水を排出しきれない状況も発生している。最終的には園路を通じて排水されるか、地中に染み込んでいると思われるが、石垣背後を通じて上方から下方の曲輪へ流れている箇所も存在する可能性が高い。各曲輪を構成する石垣中には排水口が設けられているが、現状では排水口からの排水が見られない箇所もあり、曲輪造成段階と排水経路が変化している可能性もある。また、櫓や土塀の近傍には雨落ち溝が設置されているが、古瓦を再利用し、史跡の景観に馴染んだ整備となっているものの、古瓦に垂れた雨水が建造物の外壁下部等への水弾きとなり、黒カビ等が発生する要因の一つとなっていると考えられる。

なお、姫山の旧地形は、姫山樹林区域と本丸等区域の上山里曲輪東斜面に見られる。この部分は樹木等が繁茂し、斜面に直接雨水等の影響を受けない状態で維持されてきたが、近年の樹木管理による伐採の進捗により法面が直接雨を受ける部分もあり、斜面の環境が変化している箇所がある。



雨天時の状況



石垣中の排水溝



雨落ち溝

課題：曲輪の維持管理、石垣の保存の観点からも、曲輪内における水の流れ等を把握する調査を実施する必要がある。曲輪内を流れる水の実態は未調査のため不明であるが、江戸時代の排水経路から変化している場合、石垣の緩みや孕み等の要因ともなる。本丸等区域は多くの見学者が訪れるため、安全確保の観点からも各曲輪における排水経路の確認が必要である。曲輪内の排水溝も兼ねている建造物等の近傍の雨落ち溝についても、建造物への影響を鑑みて、前述の曲輪内の排水経路の把握と併せて既存の雨落ち溝のあり方を検討する必要がある。

また、自然斜面については、樹木管理と合わせて、斜面の状態の確認を行い、現状維持を図っていく必要がある。斜面状態に変化が生じた場合は、維持ができる方策を検討していく必要がある。



上山里曲輪東方斜面



2. 国指定建造物

(1) 保存修理

現状：内曲輪に現存する82棟の国指定建造物は、築城以降、修理を重ね、その健全性を維持してきたが、維持修理では補えない主要構造部の歪みや腐朽が進行してきたため、昭和9年度（1934）から昭和39年度にかけて、「昭和の大修理」と呼ばれる解体修理を主とする保存修理工事が行われた。昭和41年（1966）には戦前に修理した土塀等の保存修理が始まり、昭和50年（1975）より国庫補助事業として、壁漆喰等の塗直しなどの保存修理を開始し、平成5年度まで続けられた。

平成5年12月の世界遺産登録を節目に、「昭和の大修理」以降に行われた保存修理工事を総点検し、大天守を除く81棟の国指定建造物の計画的な保存修理を推進する「姫路城平成中期保存修理計画（「平成修理計画」）」を策定した。主に壁等漆喰の劣化・破損状況や、これまでの修理の履歴を勘案して定めたもので、各棟を概ね30年毎に修理することとし、過度の劣化・破損等の防止のため、定期的な保存修理を着実に実施することを目的とした計画である。本計画に基づき、平成6年度（1994）から令和5年度（2023）にかけて、国庫補助事業により保存修理工事を実施した。工事の実施にあたっては、各建造物の劣化・破損状況に応じて、屋根瓦葺替えなどの工事内容の変更や施工年度の入れ替えなど、数度の計画変更を行った。令和6年度（2024）より、「平成修理計画」の完了を受けて作成した「姫路城令和中期保存修理計画（以下、「令和修理計画」）」に基づき、保存修理工事を実施している。

大天守については、「昭和の大修理」から概ね50年を経過する平成25年に保存修理を開始する予定であった。しかし、屋根の目地、壁や軒等の漆喰に剥落等が散見されるようになったため、少し時期を早めた平成21年（2009）10月より工事に取り掛かり、平成27年（2015）3月に完了した。

「平成の保存修理」となる当工事は、国庫補助事業により実施し、屋根瓦の葺直し、屋根目地や壁等の漆喰の塗直しのほか、耐震補強も行った。

修理完了から数年を経た建造物については、雨当たりが強い漆喰部分の黒色化（黒カビの発生）など、部分的な劣化等がみられるが、過度に進行することなく、適切に保存されている。

課題：国指定建造物の価値を保存するため、突発的な破損等に適宜対応しつつ、従前どおり計画的な保存修理を継続する必要がある。また、保存修理の実施にあたっては、その工事を間近に見聞できる絶好の機会であるため、文化財の保護と継承の意義について普及啓発を行うと共に、立地等を鑑みて可能であれば保存修理現場の公開などを検討する必要がある。

また、保存修理のための保存管理施設（左官小屋等）の老朽化対策や、修理範囲の増加に伴う材料の保管場所の確保を検討すると共に、漆喰材料等の不足（入手困難）、屋根・左官等職人の減少といった社会状況の変化に応じて材料・職人を確保するための方策を検討する必要がある。

(2) 保存古材等

現状：これまでの保存修理に伴って取り外された国指定建造物の部材は、保存古材として主に日本城郭研究センターや保存倉庫に保管されている。昭和50年以降に生じた保存古材は、内部非公開の櫓などにも一部保管されている。

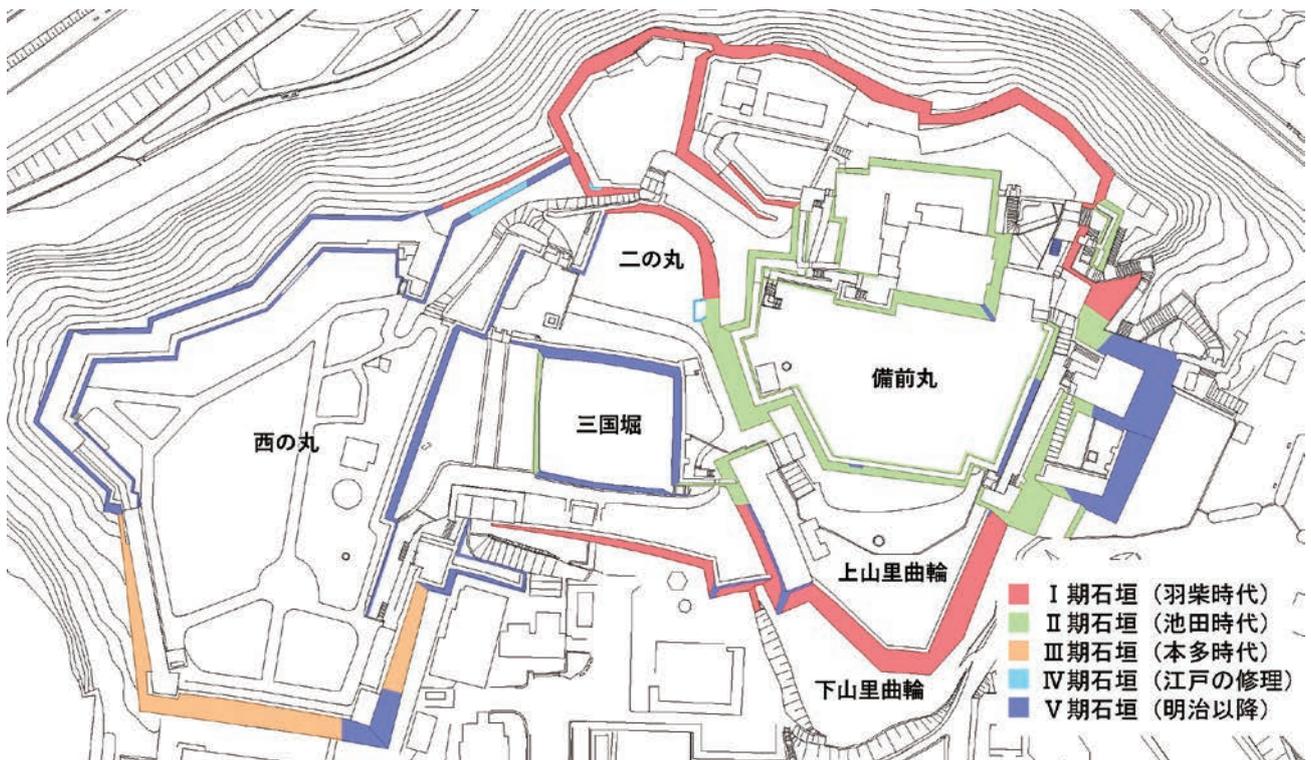
課題：保存古材等は、今後も保存修理の際に増えることが想定されるため、特に各櫓内の保存古材の整理を行うなど、保管場所の適切な確保について検討する必要がある。また、将来的に公開等に活用することも念頭に置きつつ、体系的な調査研究等を進める必要がある。

3. 石垣

(1) 現状

①内曲輪

内曲輪石垣は、便宜上、本丸から二ノ丸、西ノ丸にかけての主郭部と、三ノ丸から内堀にかけての内曲輪とに区分する。石垣の時期区分については、現在、羽柴秀吉の築城によるものをⅠ期石垣、池田輝政によるものをⅡ期石垣、本多忠政の西の丸拡張工事等によるものをⅢ期石垣とし、その後の江戸時代の改修部分をⅣ期石垣、明治時代以後の修理石垣をⅤ期石垣としている。本丸等区域については、時期の細分を行い明示しているが、その他の区域に存する石垣の細分は、概ね行っているものの、十分な検討を経ておらず、今後の課題となっている。



図：本丸等区域における石垣の時期区分

主郭部では、本丸の最高所に大天守と西・乾・東の3小天守およびそれを繋ぐ渡櫓からなる天守丸の石垣が良好に遺存しており、その南側の備前丸石垣とともに池田輝政築城時の石垣（Ⅱ期石垣）を代表する部分である。とくに天守丸は、極めて精緻な打込みハギに仕上がっている。備前丸の東方に出張った東曲輪の帯の櫓及び帯郭櫓下の石垣も、城内最高石垣（帯の櫓下、高さ23.32メートル）として池田時代を代表する石垣であったが、「昭和の大修理」でほぼ全面解体修理が済んでいる。上山里では、リの一渡櫓からチの櫓を経て太鼓櫓の手前まで、姫山丘陵の南端を利用した古式石垣（Ⅰ期石垣）が廻る。二段石垣とシノギ角が古式の様相を伝える。同様の古式石垣は、天守丸裏手の腰曲輪と、は～にの門に至る屈曲部にもほぼ完全に現状を留める。これらの本丸周辺に残る古式石垣はかなりの面積を占めることから、池田氏の築城工事が羽柴時代の古い縄張を再利用していることがわかる。

二ノ丸では、三国堀の北側と南側に羽柴時代の古式石垣（Ⅰ期石垣）が良好に残る。とくに南側の菱の門東方石垣は巨石を配した石積みで、姫路城の古式石垣の中でも最も見栄えのする石垣である。三国堀の4辺の石垣は、昭和及び平成の修理（Ⅴ期石垣）が及び、西辺石垣のみが原状を留める。

西ノ丸では、北半部に化粧櫓から百間廊下に至る二段石垣が延々と連なる。この石垣は、本来上段



が池田氏の築城時の、下段が本多氏の西ノ丸拡張工事の際の構築石垣（Ⅲ期石垣）で、上下段で好対照をなすはずの石垣であったが、「昭和の大修理」により全面的な積替え（Ⅴ期石垣）が行われたため、詳細な旧状は不明である。南半部では、レの渡櫓からワの櫓にかけて本多氏の拡張工事の石垣（Ⅲ期石垣）が良好に残るが、東南隅のカの櫓台石垣は「昭和の大修理」により修理済みである。

三ノ丸では、大手門から旧太鼓櫓にかけての石垣が、本来の枡形構造を一部失いながらもかろうじて旧状を留めている。三ノ丸北部では、折廻除米蔵跡石垣がほぼ完全に残るが、東に連なる下山里の石垣は失われている。三ノ丸高台の御本城の東を限る石垣も明治以降にほぼ完全に撤去されている。

内堀沿いの水敲石垣は、姫山北側の勢隠堀から西部内堀、南部内堀とほぼ良好に旧状を留めるが、東部内堀の一部（御作事所出丸東方）が明治以降に埋め立てられ、地表から滅失している。



姫山樹林側石垣



東部内堀石垣崩れ



喜斎門北方石垣

②中曲輪

中曲輪では、中堀沿いの水敲石垣と城門石垣が現存する。中堀は北～東部が「中濠還流事業」によりすでに整備済みである。この整備工事は、旧石垣の保護のため、前面に石垣保護用の石積を構築する手法を採用したため、旧状はほとんどうかがうことが出来ない。南部中堀は、戦前に埋め立てられ、現在は国道2号敷地や市街地となっている。唯一旧状を留めるのは西部中堀で、清水門から市ノ橋門、車門を経て埋門までの約1キロメートルの間の石垣が内外両面ともほぼ良好に遺存する。内側は池田氏築城時（Ⅱ期石垣）、外側は本多氏の船場川改修時の所産（Ⅲ期石垣）である。

中堀沿いの城門は、全11城門の内、清水門、車門、埋門、鷗門が良好に残り、市ノ橋門、中ノ門、惣社門、内京口門、久長門が半分程度、野里門、鳥居先門の2城門がほぼ滅失している。この内、清水門、車門、埋門、鷗門、内京口門、久長門の6城門は平成から令和にかけて石垣修理を実施した（55頁）。

発掘調査では、鳥居先門跡南方の中堀石垣等が見つかるなど、地下遺構として石垣が良好に残存している場合も多い。



車門南方石垣



内京口門石垣



鳥居先門南方石垣

③外曲輪

外堀沿いに設けられた城門は、西から備前門、飾万門、北条門、外京口門、竹門の計5つの城門が

あったが、市街化に伴いほぼ完全に消滅している。唯一、外京口門は、市立東光中学校体育館建設工事の際に発見された枅形石垣の一部が、同体育館舞台の地下に保存されている。

外堀沿いの水敲石垣は、西部の船場川、東部の外堀川ともに河川改修工事によるコンクリート護岸化が進み、旧状はほとんどうかがえない。唯一備前門南の数10mの間のみ、コンクリート化、埋め立てを免れて旧状を留めるが、近代に改修を受けている。南部外堀も姫路駅前の市街化で完全に地上から消滅しているものの、北条口門土橋石垣をはじめとして地下遺構として残存している。



備前門跡南方石垣



外京口門石垣



北条口門土橋石垣

④文化財石垣としての修理

石垣修理の歩みは、第3章第1節第4項の表に示した。昭和50年度から国庫補助事業として修理を実施してきたが、この修理は建造物の基礎や公園整備に伴うもので、文化財石垣として体系立てて実施したものではなかった。平成2年（1990）の埋門石垣崩落を期に修理工事に伴う発掘調査を開始し、平成3年（1991）から文化財部局が大きく関与して石垣修理を開始した。その後、文化財部局により平成15年から平成19年（2007）にかけて「特別史跡姫路城跡石垣総合調査」を実施し、石垣カルテを作成するとともに以後の石垣修理は文化財部局で担当することとした。その対象は江戸時代に限定せず、外曲輪内の石垣について悉皆的に実施した。現在は、総合調査の結果に基づき、石垣の変形度、危険度（石垣高さ・安全性・見学者等からの距離）等から総合的に修理箇所を選定し、早期・中期・長期に分類した石垣修理計画を作成している。修理計画は石垣の状況変化にあわせて適宜追加・変更等の見直しを行っており、修理完了後、石垣修理報告書を順次刊行している。

(2) 課題

石垣カルテの作成から15年近くが経過しているが、大きな更新がなされていないため、カルテ作成後の変動等については十分記録できていない。また、近年では3Dレーザーやドローンなど高精度でより使いやすい方法も普及していることから、これらによる継続的なカルテ更新が必要である。

石垣の変動等については、目視による日常点検等により可能な範囲で観測しているが、対象範囲が広大であること、観察視点が担当職員の経験則によるところが多いなど課題も多い。今後、文化庁の「文化財石垣耐震診断指針（案）」に即しつつ、継続したモニタリング体制と効果的で効率的な記録方法の確立が必要である。

石垣修理は、石垣の保存に直結するとともに姫路城を訪れる見学者の安全確保とも密接に関わるため、今後も継続していく必要がある。近年、修理では、築石の新補石材や裏込めや間詰に使用する栗石など、原材料の確保が極めて困難な状況となっている。調達方法を含めて安定的に確保できる仕組みづくりが急務である。

また、姫路城の石切丁場については、従来から知られていた鬢櫛山などに加え、地域住民などの活動により、近年新たに詳細が明らかになってきている石切丁場の保護顕彰も必要である。



4. 堀

(1) 現状

①内曲輪

内曲輪の八頭門跡北側を始点とし、勢隠堀・西部内堀・南部内堀・東部内堀・北部内堀と巡り、北勢隠門跡北側を一応の終点とする。大正末期から昭和初期に埋められた御作事所出丸部分を除き、旧状をよく留めている。水敲石垣は、堀の水位変動による影響から崩落等が見られる部分もあるが、良好に遺存している。

②中曲輪

清水門跡南側を始点とし、西部中堀・南部中堀・東部中堀・北部中堀を巡り、清水門跡西側を一応の終点とする。南部中堀の全域、南東部区域に所在する東部中堀、野里門跡付近の東部中堀の一部が埋められているが、その他は旧状を留めている。東部と西部中堀については空堀となっていたが、昭和61年度以降に整備を行い、平成4年(1992)に水堀化した。整備では、発掘調査で明らかとなった石垣保護等のため、石垣前面に石貼の管理用通路を設けた。北部中堀については、平成5年から平成10年(1998)にかけて環境整備を行った。発掘調査によって明らかとなった石垣を保護し、前面に小段を設けている。このように東部・北部中堀の整備にあたっては、発掘調査で判明した石垣等を保護するため、前面に保護層を設け、現況は江戸時代の状況とはやや異なった状態となっている。

西部中堀は、昭和61年以降、空堀となっていた部分に導水し水堀とした。石垣は旧状のままを維持している。ただ、車門南側は、空堀のままである。

③外曲輪

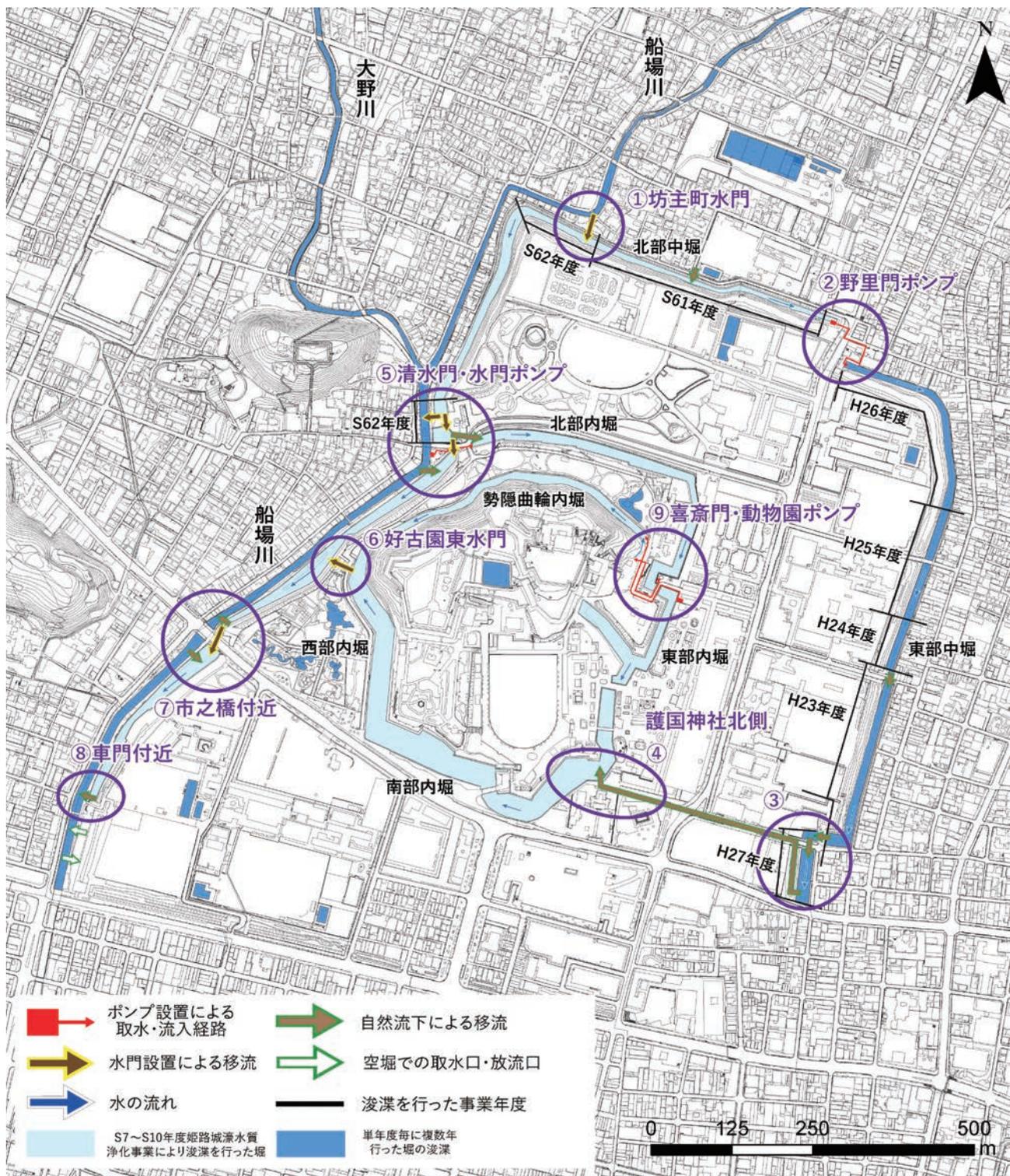
清水門跡西側から船場川を外堀とし、備前門跡の南で南部外堀へ分岐する。東部外堀を経て野里の「堀留」に至る。南部外堀は、明治21年(1888)の姫路駅開業に伴い、駅と外曲輪に広がる市街地を連続させるため、明治、大正、昭和にかけて徐々に埋め立てられた。東部外堀は、外堀川として改修され、堀幅は狭められたものの、旧来の位置を踏襲している。一部は、河川改修により親水空間として整備している。

④堀の維持管理

現存する水堀については、昭和61年から水流循環のため東部中堀の還流事業を実施し、内堀、中堀は、平成7年(1995)に船場川水系濠川として準用河川に指定されている。

現在の取水・移流経路については図に示すとおり、流水は、船場川から坊主町水門を通じて「北部中堀」に流入し、東西に分流する。東への流れは、野里門付近で野里門ポンプにより「北部中堀」から「東部中堀」へ送水される。「東部中堀」では、自然の傾斜に従い南流し、内京口門南で市道城東27号線下に設けた水路を通じて「南部内堀」に流入する。西への流れは、中曲輪北部区域の西側を南流して清水門南の池に流入する。その一部は内堀に導水され、「北部内堀」から自然の傾斜に沿って、時計回りに「西部中堀」に至る。その途中、喜斎門付近で水の一部はポンプによって「勢隠曲輪内堀」へ圧送され、半時計回りに「西部中堀」に至る。内堀の流水は全て、好古園区域の北端の堰を通じて「西部中堀」へ排出される。「西部中堀」は船場川と並走しながら南流し、車門西側で船場川に合流する。

城内を還流する堀内の水は7日程度で循環しており、循環を停止すると夏場は数日で悪臭を放ち始めるため、市街地における環境維持からも、流水の循環維持は重要である。なお、内堀と中堀については、水環境を良好に維持するため、適宜、浚渫を実施している。



図：内堀・中堀 取水・移流経路図（平成28年8月現在）

(2) 課題

船場川と直結していることから、大雨時の堀の水位の上昇など、管理上の課題は多岐にわたるが、特に還流事業に伴うポンプ等が老朽化しつつあり、将来的に抜本的な改修が必要である。

堀の環境維持としては、直近では平成7年から平成10年にかけて浚渫事業を実施した。中堀については昭和61年に北部中堀から開始し、単年度ごとに順次浚渫した。浚渫から30～40年経過している場所もあり、今後も継続的に実施していく必要がある。



5. 土塁

(1) 現状

①内曲輪

総体的に良好に残っているが、三の丸東部区域の土塁のうち、動物園内の土塁が削平されている。その他の土塁についても、随所に大正時代以降の公園整備に伴う石階や庭園状石組みといった改変を受けている。姫山公園内には現在機能はしていないが、滝状の石組みも残る。また、土塁裾を整備した際に花壇を設置した場所もある。そのような場所は土塁裾が広がり、本来の土塁形状であるか否かが把握できない。また、発掘調査等も行っていないことから、内曲輪における土塁規模及び構造は明らかになっていない。そのため、近代以降に整備された公園施設がどの程度土塁に影響を与えているのかは不明である。江戸時代のあるべき姿を示す素材がないため、現状で維持管理している。

②中曲輪

明治時代以降、陸軍用地となったため、土塁については江戸時代のまま踏襲され、外曲輪に広がる町屋区域との障壁として機能した。江戸時代以降の改変としては、市之橋門部分の開削、中ノ門と惣社門の開削、南東部区域の削平、内京口門南の開削、姫路医療センター北東（市道城東8号線）の開削、清水門北側の盛土などがあるが、総体としては良好に保存されている。

先の大戦後、南部土塁及び西部土塁の一部が、戦火により家を失った人々によって不法占拠される状態となった。土塁上や土塁を削っての占拠状態もあったが、その際にどの程度改変を受けたかは明らかでない。不法占拠の解消後、土塁内側については、土塁法面の補修とともに、園路整備を行った。

南部土塁については、国道2号の拡幅整備に伴い腰巻状に石材で補強を行っているが、江戸時代の状況を示すものではない。城門部分の発掘調査時に土塁裾を確認した例はあるものの、本来の土塁の状況を明確にする調査はほとんど行われていない。

西部土塁については、中堀に面して石垣を積み、内側を土羽とする。公園整備に伴い一部修景しているものの基本的には旧状を維持しているものとみられる。南部及び西部土塁上の樹木は適正に管理され、土塁の形状を良好に観察できる。高木化した樹木もあるため、引き続き継続して管理する必要がある。

北部土塁については、清水門桁形の改変とともに陸軍が設置した射的場の弾着地の盛土が残るが、それ以外の部分は旧状を良好に保っている。土塁上には、かつて中曲輪内にあった市営住宅等から北側の野里に向かうための階段や堀内に橋が設置されていたが、現在、橋は撤去され、階段も使用されていない。樹木が繁茂しているが、植生管理の中で伐採等を含めて良好な環境維持に努めている。

東部土塁については、明治時代以降の道路新設に伴い2箇所が開削された。土塁には樹木が繁茂した状態であるが、伐採等も含めた植生管理を実施している。土塁表面には倒木等による凹みや表土の流失が認められる部分もあるが、全体として旧状を維持している。陸軍が管理していた土塁は戦後、文部科学省に所管替えされたが、陸軍衛戍病院部分は厚生省に所管替えされたことから、東部土塁のうち姫路医療センター敷地部分は同センターによって管理されている。



土塁内階段



中曲輪北部土塁



土塁の浸食

③外曲輪

当該地の土塁は、明治時代以降の削平により現存する部分はない。土塁のあった区画は現在の土地利用形態にも踏襲され、その範囲の復元は可能である。発掘調査において土塁基底部に沿った側溝を確認した例もあり、地下遺構として土塁基底部及び関連施設が残存している箇所も存在する。開発に伴う発掘調査事例を積み重ね、遺構に基づき本来の土塁規模・構造等を把握していく必要がある。

(2) 課題

内曲輪の土塁については、大正元年以降の公園整備時における改変の有無やその程度が資料等で確認できないため、本来の形状等は不明である。中曲輪の南部土塁についても、明治以降から戦後の不法占拠時にかけて、どの程度改変されたのかが不明であるとともに一部未整備箇所も残っている。そのため、学術調査等により、本来の姿を把握していく必要がある。

また、土塁上の樹木の扱いや、倒木、風雨による崩落跡等の修復方法等も検討する必要がある。

6. 地下遺構

現状：第3章で整理したように、失われた土木構造物、建造物等の痕跡が地下遺構として存在する。

また、近代以降、中世以前の遺構の状況についてもここで整理する。

内曲輪においては、昭和10年（1935）に三の丸復興計画のため、桐内門・通路、絵図門通路、向屋敷通路・側溝の発掘調査を、昭和16年（1941）には文部省が御本城（御居城）部分の発掘調査を行った記載が残るが、調査時の図面、資料等は確認できていない。昭和25年（1950）から昭和30年（1955）に実施された建造物の「昭和の大修理」の際に行われた発掘が、図面・写真類で確認できる最初の調査である。

文化財保護法に基づき、昭和51年（1976）からは市教育委員会が石垣修理や各種施設に伴う発掘調査を実施し、予備調査も含めるとこれまでに約500次の調査を実施している。これまでの調査で江戸時代の遺構は、後世の攪乱を受けていない箇所においては、内・中・外曲輪を問わず総じて良好に残っていることが明らかとなっている。調査を開始した昭和51年から平成13年前後までの時期は、中曲輪の諸施設の整備に伴う調査を行った。道路等の重要遺構が確認された調査では成果に基づき遺構表示等を行ってきた。平成13年以降には、外曲輪の開発に伴う記録保存調査が主体となり、現在に至っている。外曲輪の調査では主に町屋部分の調査が進み、姫路における町屋の基本パターン等は把握されてきている。近代遺構で確認できたものは少ないが、昭和20年の空襲に伴う戦災焼土層が広い範囲で確認できるとともに、間知石積みの溝やモルタル基礎などが見つかっている。現在までに、内・中曲輪については、施設が特定できた地下遺構は存在していない。

江戸時代より古い時期の遺構については、鍵層である灰色土（中世耕土層と呼称している）の下層で確認できる。弥生時代から戦国時代までの遺構が見つかっているが、特に奈良時代と室町時代頃の遺構が広い範囲で確認され、戦国時代の遺構は限られた範囲で見つかっている。



道路跡



町屋跡



半地下式竈



課題：昭和51年以降に実施した調査のうち、保存を目的とする調査としては、石垣修理に伴う調査と家老屋敷跡公園の整備に伴う調査など、その数は少ない。その他の調査としては、開発の事前に実施したものが主で、調査区や調査目的などを主体的に設定して行ったものではない。そのため、内曲輪における江戸時代の各施設の状況、中曲輪における武家屋敷内の遺構配置や内部構造などは明らかとなっていない。そうした点から内・中曲輪における今後の整備計画の策定にあたっては、地下遺構の状況把握、遺構配置などを確認するための計画的な調査が必要である。

外曲輪における発掘調査は、開発の事前に実施するものとなり、開発計画が極力地下遺構を破壊しない方向で行政指導を行っているが、破壊を回避できない場合は記録保存の措置となる。地下遺構は現地保存が望ましいが、私有地の開発計画と干渉すると保存は困難となるのが実状である。このことは、姫路城に限ったものではないが、現状では周知の埋蔵文化財包蔵地における地下遺構の保存については多くの課題がある。

中世以前の遺構については、江戸時代の下層から見つかるのが通例であり、外曲輪で発見された場合は適切に調査を行う必要がある。内・中曲輪で部分的に確認された場合は、江戸時代の遺構保存を前提としたうえで、遺構の性格や広がりなどの確認等の調査については慎重に検討する必要がある。

近代遺構については、現状では明確なものが見つからないが、確認された場合は残存状況等を勘案し、江戸時代の遺構との関連も含めて取り扱いについて慎重に検討を進めていく必要がある。

第3項 姫路城の管理・防災の現状と課題

本市（市教育委員会）は、特別史跡姫路城跡及び国指定建造物の管理団体に指定されており、姫路城管理事務所及び姫路城総合管理室が管理を行っている。

本項では、両者が所管する範囲の管理・防災について述べる。内曲輪のうち、国指定建造物が所在する有料区域を含む本丸等区域と、それ以外の内曲輪及び中曲輪について整理する。

1. 本丸等区域の管理・防災の現状と課題

本丸等区域における保存管理の現状と課題を述べるが、具体的な内容については、第7章第5節「管理・防災計画」に記す。

(1) 管理

本丸等区域内の管理については姫路城管理事務所が所管しており、屋外・屋内の清掃・整頓、日照・通風の確保、蟻害・虫害・腐朽防止といった保存環境の管理を行うほか、風水雪害時の対応も行っている。また、日常の巡回による点検等を行い、国指定建造物や石垣等の保存に影響がないよう、適切に維持修理等を実施している。

保存環境の管理は、姫路城を保存継承するための最も基本的な事項であり、継続的な実施を続ける必要がある。特に近年は、異常気象に伴う大雨等が生じており、日常点検により異常を発見した場合は、適宜対処していく必要がある。

(2) 防災（防火・防犯）

①国指定建造物の防火上の特性

国指定建造物の立地、構造、避難上の特徴を整理すると、次表の防火上の特性を有していることがわかる。他の一般建築物にもまして早期発見、初期消火が必要であり、設備並びに体制のいずれにおいても、これらの特性を念頭に置いた対策が必要となる。

表：国指定建造物の防火上の特性

立地的特性	消防車両を横付けできない位置に建つものも多くあり、火災発生時の消防活動が非常に困難な部分もある。また、国指定建造物同士を除き、近傍する建物は少ないが、特に姫山樹林区域など、樹木が近接、密集する箇所がある。
構造的特性	堅牢な構造で、重厚な建物を構築している部材も太くて大きい。万一の場合でも簡単には本格火災にまで成長しない反面、一旦火災となると鎮火が容易でない。
	外部からの類焼の危険性は比較的少ないが、逆に外部からの消火活動はあまり効果的でない。
避難上の特性	城郭建築の特性として、建物内への外敵の侵入が非常に困難な構造になっている。逆に中からも外に出にくいということになり、避難には困難が伴う。

また、国指定建造物は、棟ごとに規模、階層、見学者の有無等、それぞれ性格が異なっており、これらを一律に考えることは、合理性を欠くこととなる。そのため、平成9年度（1997）より開始した防災設備の改修にあたり立ち上げた「姫路城防災設備研究会」において、上記特性も考慮し、建造物の特性に応じて3つの防災区画に区分し、防災体制を検討することが提言された。国指定建造物における防災に関する計画や設備等の整備は、同提言による考え方に基づいて策定・実施されている。

表：国指定建造物の防災区画の区分と特性

区画	建造物群	特性
第一防災区画	天守群	城内で最も重要な建造物であるとともに、公開時間中は常に多くの見学者が建物内に分布しており、万一の災害発生時には、人命の点で最も危険な建物である。
第二防災区画	西の丸	入口から出口まで約250メートルにも及ぶ長い建物で、見学者も広く分布する。しかし、見学通路が平面的であり、避難口も途中何ヶ所か確保できることから、天守に比して危険度は大きく軽減される。
第三防災区画	櫓・門・土堀	見学者の建物内への立ち入りがなく、人命への危険度は低い。特別公開等で立ち入る場合であっても、建物規模が小さく誘導員等を配置することから、避難は容易である。

なお、高層の大天守については、煙の流動特性の実験が行われ、その特性として、成の高い垂れ壁や、各階の階段位置が離れていること、エレベーターシャフトのような煙突効果を引き起こしやすい堅穴がないことなどから、発生した煙は各階に留まる傾向があることが示されている。

②防災（防火・防犯）管理

現状：防火・防犯については、姫路城管理事務所が「姫路城消防計画」を作成し、同事務所に所属する事務職員（城事務職員）及び警備職員（城警備職員）等が直接管理を行っている。

防火管理として、本丸等区域では火気使用等を禁止すると共に、清掃、整頓など、日常的な保存環境の管理による可燃物の除却のほか、姫路城管理事務所が併設されている「姫路城防災センター」には、城警備職員（防災要員含む）が24時間常駐し、日常的な巡回や、防災要員による防災設備の監視等により、火災の予防、早期発見を図っている。また、避難経路の確保のため、日常的に物品等を整理するとともに、観光シーズン等においては、国指定建造物の収容人員の制限を行っている。

防犯管理として、防災設備の整備に併せて、監視カメラ等の防犯設備も整備しており、防災要員による監視等により、放火・盗難・き損事故の防止を図っている。

また、災害対応体制として、「姫路城消防計画」に基づき自衛消防隊を組織しており、構成員である城事務職員、城警備職員等



姫路城防災訓練



及び国指定建造物の公開に携わる関係者は、定期的に訓練等を実施し、非常事態に備えている。

課題：防災要員には、経験豊富な城警備職員を充てているが、防災業務や設備システムの使用には一定の技能が必要であり、運用に熟達した職員の確保はもとより、技能の継承についても体系的に行う必要がある。しかし、近年は、国指定建造物の公開にかかる人員は、運営委託等により増員となっているものの、城警備職員は減員傾向にある。過去には、国指定建造物の保存に影響を及ぼすき損事故等は生じていないが、落書きや夜間閉城後の有料区域への無断侵入などもあり、姫路城の防災を徹底するため、体制等の充実を図る必要がある。

(3) 防災設備

現状：国指定建造物の防災設備は、昭和39年度に完了した「昭和の大修理」に併せて一応の整備が行われた。同年度に行われた屋内・屋外消火栓、連結送水管などの整備にはじまり、その後も順次整備・拡充が図られた。耐用年数を超えた設備についてはその都度更新しており、落雷対策として、天守群に8ヶ所（昭和39年度設置、平成8年改修）、天守群を除く本丸等区域内に7ヶ所（昭和49年度設置）、姫山樹林に12ヶ所（昭和49年度設置）の避雷設備も設置した。

平成5年、姫路城が世界遺産に登録されると、これを契機に防災設備について全面的に見直すべきとの声が関係者から上がり始め、市消防局からも改善に向けた提言が意見書として提出された。この時点で、従来の防災設備は設置から30年を経過しているが、昭和51年度に自動火災報知設備、昭和53年度（1978）に西の丸庭園に屋外消火栓を増設した以外は特に抜本的な改善はなされておらず、全般的にシステムも旧式で、警報受信盤や感知器などは型式の廃版が間近に迫っていた。

これを受け、平成7年度には、「姫路城内防災設備改善基本計画」を策定し、この計画を基本的指針として、平成9年度より国庫補助事業「国宝（建造物）姫路城防災施設事業」を開始した。また、本事業は、防災設備工事として国内でもあまり例のない大規模なものであること、様々な防災設備の取り付けによる建物本体への影響が大きいこと、ハード面のみならずソフト面の充実が不可欠であることなどから、工事と並行して「姫路城防災設備研究会」を発足させ、その審議、研究成果を、姫路城の防災体制並びに実際の工事に反映させることで、事業をより万全なものとした。

平成14年度（2002）には、姫路城防災センターの建設や最新のスプリンクラーシステム、市消防局への即時通報システムなどを備えた最高水準の防災設備が完成する。大天守などは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条の規定に基づくスプリンクラー設備の設置義務には該当しない防火対象物であるが、内部の構造等の検討により、火災の早期消火及び水損の最少化を図る「予作動式スプリンクラー設備（火災感知器等の作動により予作動式流水検知装置を開放してスプリンクラー配管に圧力水を送り、更に火熱によるスプリンクラーヘッドの作動で放水を始める形式。）」を設置し、消火機能を強化することとした。なお、防災設備の整備にあたり、設備として重要な位置を占めるスプリンクラーシステムは専門機関の性能評価において、「十分な防災性能を有する」との評価を得ている。

これら設備のもと、総合的な管理・防災体制により運用してきたが、経年劣化に伴う機器の取替え等は行ってきたものの、監視カメラ装置等の老朽化が顕著となると共に、自動火災報知設備への避雷器の導入や非常放送設備の多言語対応などの機能面の強化が求められてきた。そのため、平成28年度（2016）に文化財建造物及び特別史跡の価値を損なうことなく機器の一括更新及び強化を行うことを目的とした防災設備改修事業の検討を開始し、文化庁や市消防局等の関係機関との協議を重ね、平成29年度（2017）に基本計画を策定した。

平成30年度（2018）より、国庫補助による「国宝姫路城大天守ほか81棟防災・耐震対策重点強化（防災施設等事業）」を開始し、初年度は実施設計を行い、工事は令和元年度（2019）事業費を繰り越して令和2年（2020）に着工し、令和4年度（2022）にかけて防災設備の全体的な更新・強化（監視カメラのデジタル化や非常放送設備の多言語化（日本語、英語、中国語、韓国語）を含む。）を行った。



姫路城防災センター

課題：現在の防災設備は、平成14年度に完成し、令和4年度に更新・強化を行ったものである。今後も、定期的なメンテナンスを行い、機能維持を図る必要がある。また、今回の改修工事に際して、既存を流用した設備（埋設配管、放水ポンプ、スプリンクラーの配管やヘッド、防火水槽、一部感知器、連結送水管）については、次回の改修工事の際には、交換もしくは大規模な改修を検討する必要がある。避雷設備についても、毎年、防災設備の点検に併せて点検を行っているが、設置から50年以上が経過しており、避雷設備の設置方法等を含めた全体の設備更新の検討が必要である。

なお、大天守においては、「姫路城防災設備研究会」により、入城者避難のため、火災で発生した煙の伝搬をできるだけ遅らせる必要があることが明示されている。大天守は、煙の流動特性から、各階に留まる傾向があるものの、登閣者の避難時間を稼ぎ被害を最小限とするためには、上階への煙の伝搬を可能な限り遅らせる必要がある。そのため、同研究会において、防煙シャッター等の設置も検討されたが、その一定の効果は認めるものの、大天守の複雑な構造により当該設備の効果的な設置が非常に困難なこと、当該設備の設置が文化財としての雰囲気と合うとは言い難いこと等を勘案し、その設置については技術的な検討を加えると共に、関係機関との協議をさらに重ねていくことが必要と考える、と締めくくっている。防煙シャッター等の設置については、これら課題を解消することが非常に困難であるため、その対策として、煙の発生を極力抑えるための初期消火の徹底や、煙の伝搬も考慮した避難誘導方法の確立を図る必要がある。

（4）耐震対策

現状：国指定建造物においては、「昭和の大修理」の解体修理時に、腐朽した部分の交換や一部補強を行うなど、一定の耐震対策が施されていたことから、以後の保存修理では、屋根や壁などの破損部分の修理を行い、その健全性を保ってきた。

一方、文化庁では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に本格的な耐震対策に取り組みはじめ、平成17年度（2005）には新たに耐震診断の補助事業を開始した。本事業は、平成16年（2004）の新潟県中越地震などを受けたもので、これまでは保存修理事業にあわせて耐震診断、耐震補強を行ってきたが、耐震診断単独でも事業化できるようにしたものである。次いで、平成20年度には「耐震予備診断支援事業」が開始され、平成26年度（2014）にかけて、全国の国宝・重要文化財（建造物）の耐震予備診断が実施された。耐震予備診断とは、耐震対策の最初のステップとして行う簡易な診断で、傷んだ部分の修理や、耐震性能を定量的に評価する耐震基礎診断・耐震専門診断を実施する緊急性について判定するものである。

本市では、平成20年度に市内の国宝・重要文化財（建造物）の耐震予備診断を実施したが、姫路城においては、工作物である土塀を除く47棟のうち、21棟が「重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある」との判定となった。前述のとおり、姫路城においては、定期的な保存修理によ



る健全性の維持をもって一応の耐震対策としており、上記21棟については、解体もしくは半解体修理といった根本的な修理を行う際に耐震対策を行う方針としていた。しかし、平成30年6月に大阪府北部地震が発生し、多くの重要文化財（建造物）が被害を受けたことなどから、同年8月には、文化庁より耐震対策の推進を求める事務連絡が発出されることとなる。これを受け、姫路城においては、文化庁と協議を行い、令和2年度より、上記21棟及び接続する6棟を含めた27棟について、国庫補助事業「姫路城カの櫓ほか26棟耐震診断事業」を実施することとした。

なお、大天守については、「昭和の大修理」の際に木部の補強や基礎を鉄筋コンクリートに変更するなどの補強を行っている。「平成の保存修理」の際にも耐震対策を実施しており、柱の折損防止として、地階から1階の通し柱と5階から6階の通し柱の補強と共に、水平構面確保として、1階床の補強を行っている。

課題：上記27棟の耐震診断を継続して実施する。診断により、耐震補強工事が必要となった場合は、その実施時期について、「令和修理計画」に基づく保存修理工事との調整を行う必要がある。また、建造物の土台となる石垣の耐震診断も同時に進めていく必要があることから、「令和修理計画」のほか、石垣修理計画等との連動を調整し、姫路城全体で計画的に事業を進める必要がある。

（5）耐風等対策

現状：台風の進路となることが予想される場合は、あらかじめ屋外の整理・整頓を行っており、台風の接近状況により、閉城等の措置を行っている。

姫路城においては、台風等の強風による被害のほか、大雨による被害が生じている。戦前の昭和期に生じた、大雨により石垣もろとも崩落した櫓等の被害が最たるものであるが、近年は強風や大雨をきっかけに、漆喰等が破損する事例が散見される。破損状況としては、建造物の外壁や軒先の漆喰等の劣化部分が崩落する場合や、屋根目地漆喰が剥離した部分の屋根瓦が飛散する場合のほか、強風による樹木やその他の飛来物により損傷する場合も見られる。

課題：入城者の安全管理については対策を行っているものの、国指定建造物については破損等の被害リスクを下げるのが課題である。

国指定建造物の被害想定として、強風被害については、漆喰壁の崩落や屋根瓦の飛散など、強風により直接被害を受ける場合と、強風による倒木やその他の飛来物により二次的な被害を受ける場合が想定される。大雨被害については、大雨をきっかけとした国指定建造物の漆喰劣化部分の剥落や、雨漏り等による内部の汚損・腐朽等が生じる場合と、石垣・地形等の崩落に至る被害が生じる場合が想定される。これら被害想定に対する取組みを、継続的に実施する必要がある。

2. 本丸等区域以外の指定地における管理・防災の現状と課題

（1）管理状況

現状：本丸等区域を除く内曲輪も姫路城管理事務所が管理を行っており、本丸等区域と一連で清掃等を行っている。国指定等文化財が所在しないため、公園管理としての側面が強いが、石垣等については異常がないか点検を行っている。姫山公園については、雨天時に浸水があったが、整備が進み改善が図られている。また、市立動物園の範囲については、動物園が所管しており、都市公園内の教養施設として管理運営を行っている。中曲輪については、別に施設管理者等がいる場合を除き、姫路城総合管理室が同様の管理を行っている。

課題：管轄範囲が広大であり、また、石垣や土塁の上等の寄り付きにくい部分など、全体として管理の目が行き届きにくい箇所がある。

(2) 地域防災

現状：本市では、災害に関して、市、県その他防災関係機関、さらに市民の役割と責任を明らかにするとともに、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針とするため、「姫路市地域防災計画」を策定している。「姫路市地域防災計画」は、地震及び津波災害対策について定めた「地震災害対策計画」と豪雨及び台風等による風水害、大規模火災、危険物事故等について定めた「風水害等対策計画」の2本立てで構成されている。

「地震災害対策計画」では、今後、本市に大きな影響を与える可能性が高い地震として、内陸直下型の「山崎断層帯地震」と海溝型の「南海トラフ地震」が挙げられている。

「山崎断層帯地震」による姫路城周辺の震度は6強と想定されている。市北部を走る山崎断層帯主部は、北西部と南東部に分けられ、今後30年以内の発生確率は、北西部で0.1～1%、南東部でほぼ0～0.01%と評価されているが、発生確率の最大値をとると、北西部は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することとなる。

「南海トラフ地震」による姫路城周辺の震度は5強と想定されており、山崎断層帯地震と比べ震度階級は低い想定であるものの、今後30年以内の発生確率が70～80%と、高確率である。同時に津波の発生も予測されているが、姫路城周辺には到達しないとみられている。

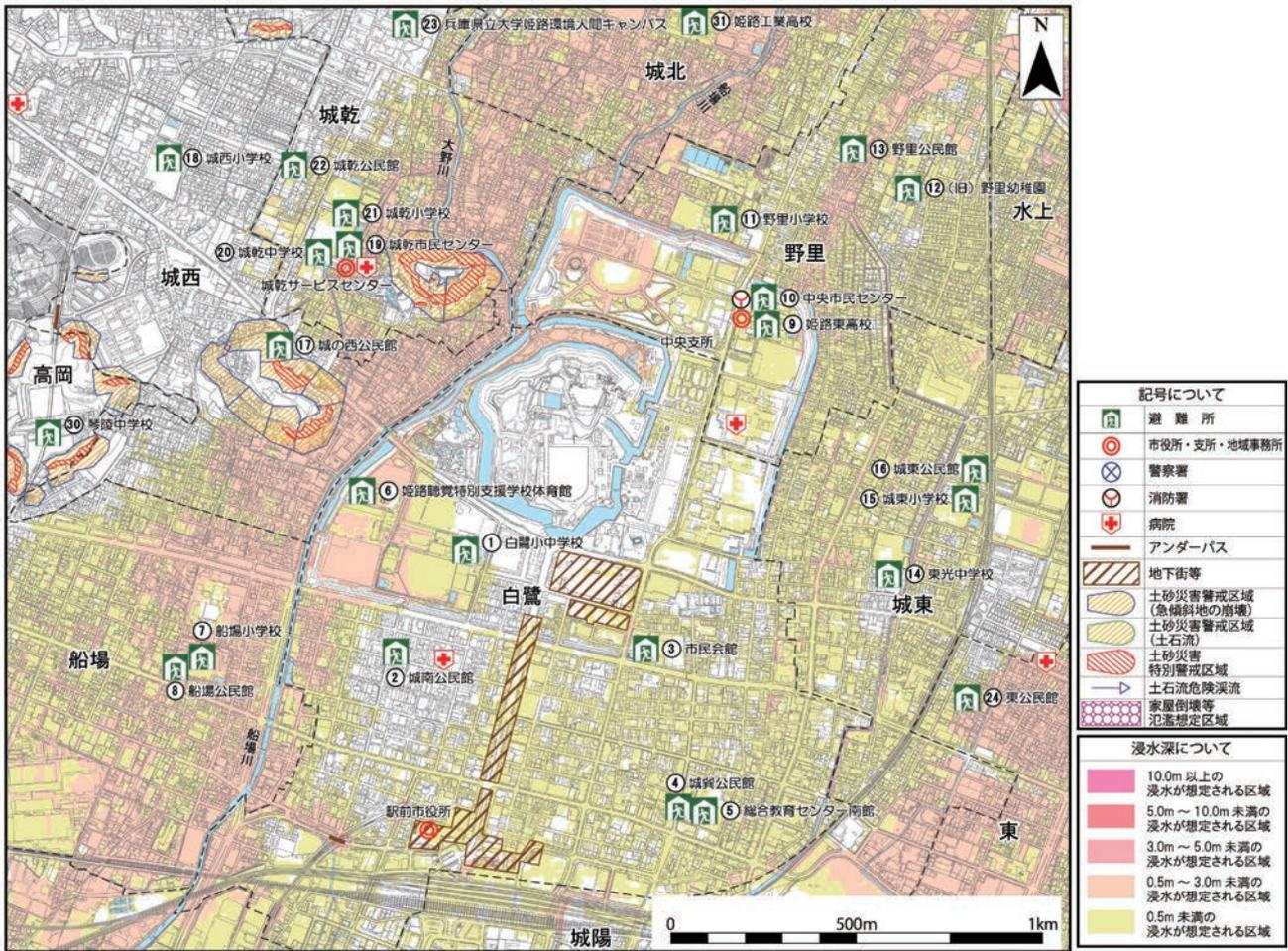
表：想定される地震の概要

規模等	山崎断層帯地震	南海トラフ巨大震	六甲・淡路島断層帯地震	中央構造線断層帯地震	上町断層帯地震	伏在断層による地震
想定規模	M8.0	M9.1	M7.9	M7.7	M7.5	M6.9
最大被害地域	播磨地域	淡路地域	神戸・阪神地域	淡路地域	神戸・阪神地域	震源付近
最大震度（姫路市域）	震度7	震度6強	震度6強	震度5強	震度5強	震度7

姫路市地域防災計画「平成21年度・22年度兵庫県地震被害想定調査報告書」より

また、「風水害等対策計画」において、洪水・土砂災害等の被害が想定され、ハザードマップとしてまとめられている。本計画区域において、内曲輪については、姫山公園区域を除いてほぼ浸水の予想はされていないが、中曲輪では50センチメートル程度の浸水も予想され、船場川等の河川沿いにいたっては、3メートル未満の浸水が予想されている。

なお、「姫路市地域防災計画」に基づき、史跡内の施設・公園のうち、シロトピア記念公園、大手前公園が「指定緊急避難場所」に、中央市民センター、姫路東高校、白鷺小中学校、姫路聴覚特別支援学校が「指定避難所兼指定緊急避難場所」に指定されている。



図：洪水・土砂災害等ハザードマップ

課題：地域防災として、特別史跡内の広場などが災害時の避難場所として指定されており、大規模災害時には市街地中心部の救助活動の拠点となり得るため、オープンスペースとしてのあり方についてはあらかじめ整理しておく必要がある。

なお、「姫路市地域防災計画」には、文化財の保護対策として、文化財の被害調査等、文化財の救護等が記載されているが、文化財の所在箇所の共有や救護方法等は具体的に示されていないため、具体的に検討していく必要がある。

第4項 姫路城の植生等の現状と課題

1. 植生等

姫路城においては、歴代城主の一人である松平直矩（なおのり）（城主在任期間：寛文7年～天和元年（1667～1681））が記した「松平大和守日記」の中で植栽に関する記述があり、姫路城内や茶屋には紅葉、蜜柑、藤、橙、松といった樹種が植えられていたことが判明している。しかし、植栽の経緯については記録が残されているものの、植栽位置や植栽された後の状況等不明なものも多く、明確ではない。また、絵図などにより、かつて内曲輪には、各所にマツが分布する植生がみられたことが確認されているが、全国に被害をもたらした松くい虫により、昭和12年（1937）から昭和20年にかけてクロマツ、アカマツをあわせ404本が枯死したため、伐採した。この対策として、城内においてクロマツ苗木の補植を継続して行った。以下に特別史跡内における状況を整理する。

(1) 植生の現状

内曲輪においては、平成23年度に樹木調査を行い、調査結果を「姫路城植生管理の実施について～特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づく植生に係る具体的施策～」に取りまとめた。

①内曲輪

ア. 本丸等区域の植生

本丸等区域のうち、本丸となる天守群周辺及び二の丸については、往時から自然植生はなく、松（クロマツ）が植栽されていたことが絵図から推測されている。現在も自然植生はなく、植栽されたクロマツ、サクラや野鳥等により運ばれた実生樹木が多くなっている。また、本質的価値を構成する建造物や石垣を損壊させる恐れのある樹木、見学者の安全を脅かす樹木等については、継続して剪定及び伐採を行ってきたが、植生という観点での歴史的な景観については、真正性の確保ができていない状況である。

イ. 三の丸西部区域の植生

三の丸西部区域は、「千姫ぼたん園」の整備に合わせたサクラやボタン等の植栽された樹木が多い。しかし、樹間が狭いため区域も暗く、国指定建造物への眺望を阻害している。また、三の丸中央部区域との境となる斜面では、エノキの大木が石垣を傷めるように根を張っている箇所もある。

ウ. 三の丸中央部区域の植生

三の丸中央部区域は、植栽樹木が多く、三の丸広場を取り囲むようにサクラが植栽されている。三の丸広場周辺のサクラについては、「日本のさくら名所百選」に選定されているが、既に老木となっていること、公園として利用されている区域に位置していることもあり、公園利用者に踏まれ根系が疲労しているものが増えており、将来的に枯死する可能性が高まっている。

エ. 三の丸東部区域の植生

三の丸東部区域は、陸軍などにより植栽された樹木や実生によるものと想定される樹木が多くあり、このうち、セコイア等は周辺の樹木と樹形の異なる大木となっている。また、市立動物園としての維持管理の中で高木となり、姫路市自然保護条例（昭和46年姫路市条例第50号）に基づき、姫路市保存樹として指定されている樹木もある。これらの樹木は、高木であるため天守への眺望に影響を与えているとともに、根系による地下遺構の破壊の進行が懸念される。

オ. 姫山公園区域の植生

姫山公園区域は、大正元年の姫路城の一般公開に伴う「姫山公園」の開設以降、多くの市民に利用され、親しまれており、喜斎門から勢隠曲輪一帯が整備され、植栽樹木等が多くある。明治初期には、マツが多く生えていたことが確認されているが、その後の公園区域の拡大とともにサクラなどが新たに植栽されている。これら樹木は成長に伴い、樹間が狭くなり、公園を暗くしたり、樹勢を弱くしたりしている。

カ. 姫山樹林区域の植生

いわゆる「姫山樹林」は、江戸時代後期より人の手が入らなかったと推測されている樹林帯で、40度から50度の傾斜地である。腐植土が溜まりにくく、乾燥した条件であることから、本市周辺で



想定される自然植生とは異なる種類の常緑広葉樹とシュロ等が繁茂する植生となっている。常緑広葉樹としては、カクレミノ、タラノキ、ムクノキ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ等が多くなっているが、姫山の中でも場所により、その分布は大きく異なっている。姫山樹林は、これまで「姫山原始林」と呼ばれていたが、植生調査では、兵庫県ブラックリストに掲載されている樹木や外来種の存在が確認された一方で、姫路城の本質的価値と一体となった価値を構成する江戸時代から存在する樹木は認めることはできなかつたため、「姫山樹林」と呼称することとなった。

キ. 内堀区域の植生

内堀内は水があるため、植生に目立つものはないが、水敲石垣の上面に柳等が植栽されている。また、石垣に影響を及ぼす樹木は適宜伐採等の管理が行われているが、伐採後の根系が腐食している部分も認められる。



姫山樹林の植生



三の丸中央部区域の高木



三の丸東部区域の高木

②中曲輪

ア 好古園区域の植生

好古園区域は、整備に伴う植栽樹木が大半を占める。南部内堀沿いにヤナギ・マツの植栽を行い、石垣等に影響を及ぼす樹木の伐採を適宜実施している。好古園は、日本庭園として整備されたことから、日本固有種であるサクラ、モミジ等を植栽している。好古園西側の土塁には、クスノキ・カシ等の樹木が疎らに生えている程度で下部の土塁法面にはササが茂っている。当区域は整備が完了した区域であることから、庭園植栽を含め日常的に維持管理されている。

イ 中曲輪北中部区域

北中部区域は、公園整備に伴う樹木管理が行われている。江戸時代につながる植生は存在しないが、姫山公園の開園に合わせて、近代にサクラの植栽が行われてきた経緯がある。また、シロトピア記念公園は芝張を主とし、周囲に樹木を植栽している。北部土塁は樹木が繁茂する状態で、高木化した樹木が一部堀側にも広がっている。樹木の状況を確認し地元協議を行いながら、伐採等の対応を適宜実施している。

ウ 中曲輪南部区域の植生

南部区域では、南部土塁と西部土塁上に樹木が確認できる。繁茂状態ではなく、疎らな状態であることから土塁視認上の支障は少ない。ただ、高木化した樹木もあることから、適切な樹木管理が必要である。その他寄贈された樹木や外来種なども存在することから、土塁上樹木のあり方の整理が必要である。区域内を通る道路の歩道上には植樹帯が整備され、維持管理されている。

エ 中曲輪東部区域の植生

東部区域では、東部土塁上には樹木が繁茂し、シュロ等の外来種の繁茂も確認できる。高木化した樹木は堀側にも広がっており、樹木の状況を確認し地元協議を行いながら伐採等の対応を適宜実施している。病院の敷地内については所有者によって管理されている。県道砥堀本町線部分には街路樹として高木化したクスノキ等があり、根系の成長により地下遺構への影響が考えられるとともに、歩道部に不陸が発生している。



好古園の紅葉



北中部区域の土塁樹木



中堀区域の樹木

(2) 保存樹及び危険木の状況

① 保存樹

保存樹は、姫路市自然保護条例に基づいて指定される、市民に親しまれ若しくは由緒由来がある樹木（樹林を含む）、すぐれた美観を呈する樹木又は貴重な樹木で保護することが必要な樹木を指す。市域に古くから自生し、市民に親しまれている古木、あるいは貴重な樹木を指定し、市や市民で保護育成していこうとする制度で、現在、内曲輪内に単独樹木が5本、並木が1か所、中曲輪内に単独樹木が4本、並木が1箇所指定されている、しかし、成長とともに、石垣や土塁、地下遺構に悪影響を及ぼしつつあることから、対策が必要となっている。

表：保存樹の状況

区域名	場所	保存樹	区域名	場所	保存樹
三の丸東部区域	動物園	エノキ	中曲輪北中部区域	美術館	アキニレ
姫山公園区域	喜斎門内	エノキ	中曲輪北中部区域	美術館南側園路	クスノキ並木
姫山公園区域	喜斎門内	ムクノキ	外曲輪	北五軒邸公園	エノキ
姫山公園区域	喜斎門内	ムクノキ	外曲輪	野里小学校	エノキ
姫山公園区域	姫山公園	モミジ並木	バッファゾーン等	船場別院本徳寺	イチョウ
姫山樹林区域	姫山樹林内	ムクノキ	バッファゾーン等	船場別院本徳寺	イチョウ・クロガネモチ・ムクノキ合体木
中曲輪南部区域	西部土塁	ムクノキ	バッファゾーン等	船場別院本徳寺	カヤ
中曲輪北中部区域	北部土塁	ムクノキ	バッファゾーン等	山野井町	エノキ・ムクノキ合体木
中曲輪北中部区域	美術館	エノキ			



姫山公園区域モミジ並木



美術館南側園路クスノキ並木



姫山樹林区域ムクノキ



②危険木等の現況

倒木等により石垣や国指定建造物などの本質的価値を構成する要素を破壊する恐れのある樹木、倒木の恐れがあり、見学者の安全が危ぶまれる樹木といった「危険木」や、枝葉の繁茂や根系の生育により石垣や国指定建造物の保存に影響を及ぼす恐れのある樹木、姫路城の眺望景観に悪影響を及ぼす恐れがある樹木や枝葉の落下により見学者の安全性を脅かす恐れがある樹木といった「支障木」は、剪定や伐採など、適切に対処する必要がある。

姫路城では、自然災害による倒木も発生しており、特に大型化する台風等により、直径60センチメートルの木が倒れるなどの被害が内曲輪・中曲輪問わず発生している。そうしたことから危険木等の現況を把握するため、内曲輪については平成23年度に、中曲輪の土塁部分については令和2年度に樹木調査を実施した。現在は調査結果を基に必要な剪定や伐採を実施している。姫山樹林についても建造物等に影響を及ぼす樹木の伐採を計画的に実施しているが、搬出通路が無い場合、伐採後の樹木を処分できない状態となっている。

(3) 植生管理

昭和44年に策定された「四者協定」において、内堀内公園地域は、管理公開上、必要最小限の植生管理が求められていた。

昭和61年には、「旧基本構想」が策定され、内堀内は復元や修復により歴史的イメージを再現する区域として、遺構の復元と和風庭園化が実施計画に盛り込まれた。また、その際、新たに景観整備の考え方も導入され、視点場（ビューポイント）の設置や都市景観の整備を図ることとされた。

その後、平成20年3月に「旧基本構想」を改定し、新たに策定した「基本構想」では、特別史跡内の樹木は、特別史跡の本質的な価値を構成する諸要素の保存に重大な影響を及ぼす可能性があり、毎木調査等の基礎的な調査を実施し、樹木の維持管理計画を策定することとされた。また、国指定建造物に対する眺望や国指定建造物からの眺望の保全、良好な景観を確保するため、樹木等の適切な管理を図るとともに、石垣などにおいては、樹木根系の影響を除去し、雨水などが浸透しにくい地盤整備を進めるなど、遺構の風化または劣化の原因を取り除いて確実な保存を図ることとしている。

平成23年に策定された「基本計画」に基づき、平成24年（2012）には植生にかかる具体的施策をまとめた『姫路城植生管理の実施について～特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づく植生に係る具体的施策～』を作成した。以後は、国指定建造物や石垣等の保存に悪影響を及ぼす恐れのある樹木、あるいは防災上、見学者などの安全を脅かす恐れがある樹木は、必要に応じて剪定などにより樹高等の管理を実施し、姫路城の保護や安全性を重視した管理を行っている。

また、日常管理の中で、石垣の側面に生育する樹木を定期的に管理することは、作業の安全性確保の面から非常に困難であることから、本市では、城内の石垣の雑木伐採除去、内堀の清掃など通常実施困難な箇所の清掃は、昭和51年から毎年1回、陸上自衛隊の協力により実施している。



三の丸広場から天守を望む（旧状）



三の丸広場から天守を望む（現状）



姫山樹林と建造物

(4) 課題

①植生の評価

平成23年度に行った樹木調査及び有識者を交えた検討により、往時の姫路城に存在したことが確認できない植栽植物や外来種については、本質的価値を構成する諸要素にはなり得ないとの結論に至った。一方、大正元年の姫山公園開園以降、内曲輪を中心としてサクラやマツ、モミジ、ヤナギなどの多くの樹木が植栽されてきた。そのうちサクラについては、「さくら名所100選」にも選定されるなど近代以降の歴史を通じて市民をはじめ広く親しまれる存在となっている。サクラの多くがソメイヨシノであり、老木となっている。樹木医の指導を受けながら管理を行っているが、対応策を検討する必要がある。



姫路城天守とサクラ

②国指定建造物等への影響

内曲輪内の本質的価値を構成する諸要素である国指定建造物や石垣等については、周辺に繁殖する樹木が原因で、劣化が進行している部分がある。また、周辺の樹木の密集は、樹林火災が発生した場合に、類焼の危険にさらされる恐れがある。国指定建造物の保存に影響を及ぼす樹木については、計画的に剪定・伐採を行っているが、石垣や土塁等といった土木構造物上における樹木の扱いについても検討していく必要がある。

③外来植物の繁茂

外来の植栽植物や野生化した逸出植物などが多く生息している。中でも三の丸東部区域等においては、平均的な大きさが樹高80メートル、胸高直径5メートルになるセコイアが生育しており、将来的に管理がおよばなくなる可能性がある。また、姫山樹林や土塁上には、シュロなどの外来植物が繁茂し、健全な生態系が破壊されつつあることから、伐採等を含めた外来植物の管理が必要である。

2. 外来生物等

現状：本丸等区域においては、ネコ、キツネ、タヌキ、アライグマ等が生息している。姫山樹林区域には、サギ・カワウ・カラスが多く存在し、樹林内は普段人が入らないため鬱蒼としており、多くの野鳥が営巣している。昆虫類も多く生息しており、シロアリ等の建造物に影響を及ぼす恐れのあるものが繁殖する可能性もある。内堀・中堀内にはカミツキガメやガー等の危険な外来生物は確認されていないが、ブルーギルやオオクチバス、ヌートリアなど多くの外来生物の生息が確認されている。また、過去には錦鯉の他、水草の除去や害虫の駆除を目的として、ソウギョやハクレンを放流している。

課題：現在、本丸等区域に生息する獣などによる文化財への被害は確認されていないが、繁殖等により被害が出る場合は、対応を検討する必要がある。姫山樹林において危険木や建物に影響のある樹木等の伐採が進むが、搬出経路の確保が困難なため、伐採木の搬出が滞っている。シロアリ等の建造物に影響を及ぼす恐れのある害虫の巣となる可能性があることから、観察の継続と伐採木の処理等を適切に行っていく必要がある。また、堀内の生態系把握が不十分であることから調査や確認を行う必要がある。



3. 環境

姫路城を取り巻く環境について、以下に整理する。

(1) 大気環境の保全

本市における大気中に含まれる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については環境基準に適合している。有害大気汚染物質の環境基準が設定されているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準に適合しており、ダイオキシン類についても環境基準に適合している。

酸性雨については、令和4年時点で月平均pHは4.5～5.6、年平均pHは5.1である。

(2) 水環境の保全

市域における河川等の水環境のうち、汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、船場川を含め全ての河川で環境基準に適合している。

地下水については、市域を75地区に区分し、環境基準が定められている健康項目を対象に概況調査を実施している。令和4年度は15地区で実施し、全ての地点で環境基準値に適合している。なお、地下水汚染が確認された地区がある場合は、継続監視調査を実施している。

ダイオキシン類調査については、地下水と土壌で実施し、いずれも環境基準に適合している。

(3) 温室効果ガスへの取り組み

本市では、令和4年4月に「姫路城ゼロカーボンキャスル構想～世界遺産・国宝「姫路城」から始まる脱炭素ドミノ～」が環境省の脱炭素先行地域の選定を受けた。天守群等へのライトアップ照明等に必要電力を再生可能エネルギー由来とすることで、世界遺産姫路城を起点とし脱炭素ドミノを域外にも波及させようとするものである。現状では、保存環境に直ちに影響を及ぼす脅威はないが、温室効果ガス等は自然環境に大きく影響を与えることから、引き続き経過観察を続けると同時に、姫路城をシンボルとした取り組みを継続していく必要がある。

第5項 姫路城における景観保全の現状と課題

1. 姫路城における景観保全のあゆみ

姫路城においては、文化財そのものの保存だけではなく、周辺地域における景観の保全及び形成について、さまざまな取り組みを行ってきた。

景観法制定以前の昭和62年（1987）に独自条例として「姫路市都市景観条例」を制定したことをはじめ、昭和63年（1988）には都市景観形成のマスタープランとなる「姫路市都市景観形成基本計画」を策定し、「大規模建築物等の届出」、「景観形成地区の届出」などによる規制誘導を行ってきた。また、同年に建設省から都市景観形成モデル都市の指定を受けたことに伴い、「姫路城周辺地区」を景観形成の重点地区と定め、より一層良好な景観形成を図るため、平成元年（1999）には、姫路城周辺地区に特化した景観形成の地区別計画となる「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を策定し、姫路城と調和した風格ある景観形成への誘導を始めた。

平成5年には、特別史跡の範囲が世界遺産のプロパティとして登録されたほか、周辺の外曲輪の一部や、野里地区や龍野地区の一部がバッファゾーンに位置付けられ、特別史跡の景観のみならず、その周辺地域の景観を保護することが重要となった。

平成16年には、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、新たに「景観

法」が制定されたことから、平成17年には姫路城周辺地区景観ガイドプランを改定し、平成19年には都市景観形成基本計画の改定を行った。平成20年には、「姫路市景観計画」を策定し、良好な景観の形成に関する方針や建築物等の形態意匠等に関して制限事項などを定め、平成26年に、建築物のデザインに関して専門家の意見を取り入れる「デザイン事前協議制度」を導入した。

本計画区域の一部は、姫路市景観計画により、眺望景観を保全するため、重点的に風景の形成を図る必要があると認める区域として「姫路城周辺風景形成地域」に指定されている。その他、大手前通りと国道2号の一部、JR姫路駅北駅前広場周辺は、「都市景観形成地区（大手前通り地区、中濠通り地区、姫路駅北駅前広場地区）」に、野里街道地区を「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、姫路城と調和した景観形成や町並みの形成を図る地域と位置づけ、都市計画の側面から規制や誘導を行っている。

2. 姫路城の景観保全にかかる計画

歴史的な町並みの保全など、特に姫路城の景観保全に関連する計画として、姫路市総合計画、姫路市都市計画マスタープラン、姫路市都市景観形成基本計画、姫路市景観計画、姫路城周辺地区景観ガイドプランに掲げる内容を整理する。

（1）姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」

同計画の基本構想で掲げる9つの「分野目標・政策」のうち、「07都市基盤分野」の「政策1 地域の特性を活かしたまちづくりの推進」に掲げる「目指す姿2 姫路城周辺や歴史的な町並みなど地域の美しい景観が、都市の魅力となっている」を実現するため、市の取り組みの方向性として、「カ 姫路らしい魅力ある景観の保全と創出」が位置付けられている。ここでは、世界文化遺産・姫路城を核とした世界に誇れる景観をさらに高めるため、姫路城を眺望することができる都市空間づくりや、姫路城と調和した周辺景観の形成に取り組むことが述べられている。

（2）姫路市都市計画マスタープラン

当計画では、世界遺産姫路城は人類の貴重な歴史遺産であるとともに、本市のシンボルであり、時代が変わっても城を活かした都市づくりは、都心はもとより本市の活性化には欠かすことのできないテーマとして、この遺産を誇りや自信として共有することが、都市づくりの原点である、と述べ、「都市づくりの目標〈全体構想〉」、「分野別の基本方針〈全体構想〉」、「地域の将来像〈地域別構想〉」を掲げている。

都市づくりの目標では、本市が目指すべき都市像を実現する都市づくりの課題として、「視点4 地域資源を生かしたまちづくり」に「景観計画制度を活用した歴史的な町並み景観の保全・創出」を掲げている。世界遺産姫路城をはじめ、国指定文化財である神社、寺院などの建造物や史跡のほか、旧街道等の古道沿いに残る城下町等、多様な歴史と文化は、町並みや景観形成等にも生かされ、観光資源としての役割も果たしていることを述べ、地域の歴史・文化と景観を大切にしたいまちづくりを展開していくとともに、地域資源の活用による特色ある地域づくりが求められている、としている。

①分野別の基本方針〈全体構想〉の概要

「分野別の基本方針〈全体構想〉」に掲げられている、姫路城周辺の景観保全に関連する事項として、次のものが挙げられる。



表：分野別の基本方針＜全体構想＞（抜粋）

分野別の基本方針	内容
2 交通（3）道路 ③豊かな公共空間を生み出す 道路整備	J R 姫路駅から世界文化遺産姫路城への魅力ある眺望を確保し、城と調和した風格あるまちなみを形成するため、大手前通りの再整備を図ります。
3 水と緑 (2) 水と緑の配置（緑の将来像） ②緑の要素 ア 緑のシンボルエリア	世界文化遺産姫路城を中心とした周辺区域は、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、眺望景観の整備を図りながら、姫路公園全体として緑の保全、管理を進めます。
3 水と緑（4）公園・緑地 ①シンボルや拠点となる公園・緑地の整備	多様な市民ニーズに対応するため、世界文化遺産姫路城を中心とした本市のシンボルゾーンとして姫路公園、都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として手柄山中央公園の整備を図ります。世界文化遺産姫路城及びその周辺区域では、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づく緑の保全管理を進めます。
4 市街地整備（4）住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・街なか居住の促進に当たっては、住宅と商業施設等との適切な共存を誘導するとともに、世界文化遺産姫路城の周辺地区等では、歴史的景観との調和を図ります。 ・低層・中低層住宅地については、高層マンション等の立地による住環境阻害要因への適切な対策を講じることにより、良好な住環境の保全を図ります。
7 景観（1）基本的な考え方	<p>（前略）景観計画に基づく都市景観形成地区等において良好な景観形成を誘導し、景観に配慮した公共空間の整備を図るとともに、古きよきものと新しいものが調和した未来につながる、より姫路らしい都市景観の創出を図ります。</p> <p>特に、姫路城周辺地区については、世界文化遺産にふさわしい景観形成を図るとともに、旧街道等の古道沿いに残る歴史的な町並みや建造物については、地域の魅力としての活用を図りながら良好な景観を保全、創出していきます。</p>
7 景観（2）景観構造と景観類型	※姫路市都市景観形成基本計画の「景観構造と景観類型」の引用。後述する。
7 景観（3）景観形成 ①姫路城周辺地区の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産姫路城を中心とする姫路城周辺地区を、重点的に景観形成を図る地区として位置付け、城と調和した風格ある景観の形成と城に配慮した眺望景観を保全するため、建築物等の適切な誘導とあわせて、良好な広告景観の形成を図ります。 ・「歴史のみち」の整備を推進するとともに、城下町にふさわしい沿道景観の創出を図ります。 ・ひめじ城下町再生プランとして、町家の利活用や町並みの形成など姫路城下町の再生を図ります。
7 景観（3）景観形成 ②歴史的な町並み景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産姫路城の城下町のほか、陣屋町や街道筋に残る宿場町、港町など情趣ある歴史的な町並みを歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、良好な歴史的景観の保全、継承を図るとともに、景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定し、その保存を図ります。 ・良好な景観形成に重要な歴史的建築物の保存、修景の支援や道路等の景観整備を図るとともに、地域の魅力やまちづくりへの活用を図ります。
7 景観（3）景観形成 ③魅力ある都市空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成地区等の指定により、区域内の建築行為等に対して景観形成基準に基づく助言、指導等を行うほか、区域外においても大規模建築物等の適切な誘導を図ります。 ・都市景観形成地区等の重点的に景観形成を図る区域においては、「姫路市都市景観条例」に基づくデザイン事前協議制度により、専門家の意見を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。 ・幹線道路の無電柱化を推進し、良好な都市景観やゆとりと潤いのある歩行者空間の形成を図ります。 ・「姫路市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物の許可申請等に対する適切な指導、はり紙や立看板等の違反広告物の除却を行い、良好な広告景観の形成を図ります。 ・公共サインガイドラインを踏まえ、外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識等、統一感があり、わかりやすい公共サインの整備を図ります。 ・自然環境や省エネルギーにも配慮した効果的な照明により、昼間の景観とは違った光による魅力的な夜間景観の創出を図ります。

②地域の将来像〈地域別構想〉の概要

「地域の将来像〈地域別構想〉では、姫路城を含む地域は「中部第一ブロック」に位置付けられている。当地域は、地域づくりのテーマを「歴史を育み、賑わいと感動あふれる中心商業都市」とし、地域づくりの目標として「世界文化遺産姫路城など歴史的資源を生かした国際観光都市づくり」、「感動と楽しさあふれる回遊性の高い都心づくり」、「播磨の中核都市として魅力と活力ある都心づくり」の3つを掲げている。

「地域の将来像〈地域別構想〉」に掲げられている、本計画区域における景観保全に関連する事項として、次のものが挙げられる。

表：地域の将来像〈地域別構想〉（抜粋）

地域づくりの方針	内容
①拠点等 ア 主核（商業核）	（前略）また、城下町姫路のイメージの再現や世界文化遺産姫路城へのプロムナードとしての役割を強化し、都心回遊の拡大を図ります。
①拠点等 イ 歴史文化ゾーン	世界文化遺産姫路城の保全と継承に力を注ぐとともに、城と調和した景観の形成を図ります。（後略）
①拠点等 エ 歴史街道軸	西国街道、銀の馬車道、野里街道等の古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いの歴史的町並みを保全するとともに、世界文化遺産姫路城をはじめ、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。
②土地利用 ウ 住宅系	専用住宅地及び一般住宅地では、世界文化遺産姫路城への眺望や周辺の独立丘陵との調和に配慮しながら、中低層住宅地として良好な住環境の形成を図ります。
②土地利用 エ 保全系	世界文化遺産姫路城がある姫山や八丈岩山等の市街地に近接する独立丘陵は、良好な都市環境や都市景観の形成はもとより、歴史的にも重要な緑として保全を図ります。
③都市施設 ア 交通施設 イ) 道路	J R 姫路駅から世界文化遺産姫路城への魅力ある眺望を確保し、城と調和した風格ある町並みを形成するため、大手前通りの再整備を図ります。
地域づくりの方針	内容
③都市施設 イ 公園・緑地	世界文化遺産姫路城及びその周辺の区域では、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、緑の保管理を進めるとともに、姫路公園にふさわしい施設整備の検討を進めます。
⑤景観	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産姫路城は、姫路らしい景観を形成する上で極めて重要な役割を担っているため、世界文化遺産姫路城とそれを囲む史跡を復元、修復するとともに、城を核とした水と緑のうおいある美しい景観の形成を図ります。 ・世界文化遺産姫路城を中心とする姫路城周辺地区において、歴史的建築物の保全と活用を図るとともに、姫路城と調和した風格ある景観形成と姫路城に配慮した眺望景観の保全を図ります。 ・野里街道、西国街道沿いに残る歴史的な町並みの保全、継承を図るとともに、景観形成上重要な建造物については、まちづくりの中での活用を図ります。 ・「歴史のみち」の整備を推進するとともに、大手前通りの再整備を図るなど城下町にふさわしい道路景観の創出を図ります。

（3）姫路市都市景観基本計画

当計画では、市域の景観について、景観特性が理解・把握しやすくするよう4つの景観構造に区分し、景観構造ごとに地域特性を踏まえて景観類型を定め、それぞれ基本方針や施策の方向性を掲げている。

景観類型の基本方針のうち、姫路城の景観保全に関連する事項は、次のものが挙げられる。



表：景観類型別方針（抜粋）

景観構造	景観類型	基本方針
(1) 景観核	① 都市景観核	周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全・活用を図る。
	② 地域景観核	(略)
(2) 景観軸	① 都市軸（シンボル道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽による豊かな緑とデザインされた沿道建築物等により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔となる風格ある都市空間を創出する。 ・本市の都市軸として、風格と調和の中にも、にぎわい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出する。
	② 産業活動軸（幹線道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道地区の性格や道路の機能に応じて、親しみ、うるおい、にぎわい、ゆとり、思いやりなどが感じられる、沿道と一体となった良好な道路景観の形成を図る。 ・道路植栽の整備を推進し、地域にふさわしい道路景観の形成を図る。
	③ 水緑軸	<ul style="list-style-type: none"> ・市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、自然とアメニティあふれる景観の形成を図る。 ・市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図る。 ・河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進める。
(3) ゾーン景観	① 姫路城周辺景観形成ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城とそれを囲む区域の史跡を復元・修復するとともに、市民の余暇・文化活動拠点としての施設を充実させ、優れた景観の保全・育成を図る。 ・姫路城を核とした水と緑のうるおいある美しい景観の形成を図る。 ・周辺市街地では、多様な地区特性に応じた景観形成を図るとともに、姫路城と調和した風格ある景観の形成を図る。 ・都市イメージの向上に向けて、国内外からの観光・レクリエーション利用を促進する。 ・姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図る。
	② 歴史的町並み景観形成ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図る。 ・歴史的・文化的に価値のある建築物等について、保存・修復に努めるとともに、まちづくりの中での活用を図る。
	③ 住宅地景観形成ゾーン	(略)
	④ 田園集落地景観形成ゾーン	(略)
	⑤ 水際・緑地景観形成ゾーン	(略)
	⑥ 商業業務地景観形成ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・都心の商業業務地では、都心機能やにぎわいの充実を図り、本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成を図る。 ・(略)
	⑦ 工業地景観形成ゾーン	(略)
	⑧ 港景観形成ゾーン	(略)
(4) 眺望景観	・ 姫路城景観	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城の美しい眺望景観を保全・育成する。 ・姫路城をシンボルとした都市空間を創出する。
	・ 山並み景観	<ul style="list-style-type: none"> ・山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制・誘導を図る。
	・ 海浜・島しょ景観	(略)

(4) 姫路市景観計画

当計画は、姫路市都市景観基本計画及び景観法に基づき策定されている。本市全域を景観計画区域とするが、重点的に景観形成を図るため、「都市景観形成地区」、「歴史的町並み景観形成地区」及び「風景形成地域」を設け、方針を定め、その実現に努めている。

重点的に景観形成を図る区域について、姫路城の景観保全に関連する事項は、次のものが挙げられる。

表：重点的に景観形成を図る区域（抜粋）

地区・地域		目標
(1) 都市景観形成地区	大手前通り地区	姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るため、次項を目標に景観形成に取り組む。 ・美しく風格ある街並みの形成 ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成
	駅南大路地区	(略)
	中濠通り地区	姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。 ・姫路城に配慮した景観形成 ・都心部にふさわしい風格ある商業・業務地景観の形成 ・魅力と親しみある沿道景観の形成
	姫路駅北駅前広場地区	本市の風格と都市ブランドを表現し、交通結節点として市民と観光客の利便性を向上するため、次項を目標に景観形成に取り組む。 ・播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入口としての空間形成 ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成
(2) 歴史的町並み景観形成地区	野里街道地区	歴史的な町並みに残る地域の生活文化の様式を今に伝え、伝統ある都市の個性を表す町並みの形成を目指す。
(3) 風景形成地域	姫路城周辺風景形成地域	姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。 ・姫路城への眺望に配慮した景観形成 ・姫路城からの眺望に配慮した景観形成 ・姫路城と調和する美しく落ち着いた景観の形成

当計画では、(1) 都市景観形成地区、(2) 歴史的町並み景観形成地区、(3) 風景形成地域の各地区・地域及びそれ以外の市内全域について景観形成基準を定め、区域の景観特性に応じた規制誘導を行っている。(1) 都市景観形成地区、(2) 歴史的町並み景観形成地区においては、全ての規模の建築物・工作物等の建築行為等を行う場合、(3) 風景形成地域においては、大規模建築物等の建築行為等を行う場合に、届出が必要となる。また、重点的に景観形成を図る区域においては、一定規模を超える建築物・工作物等の建築行為等を行う場合、届出前に、デザイン事前協議を行う必要がある。

(5) 姫路城周辺地区景観ガイドプラン

当ガイドプランは、姫路市都市景観基本計画に定めた姫路城周辺景観形成ゾーンの重点地区について、景観形成の基本方針、計画、推進方策を示したものである。姫路城をシンボルとした美しい都市の創出に取り組むため「歴史に生まれ、時と空間のおりなす美しいまち」を基本目標として設定し、多様な景観特性を有する姫路城跡周辺地区の特性を生かすとともに、姫路城と調和した風格ある景観形成を図ることとしている。

このガイドプランの基本目標を実現するため、景観同質地区を設定し、各々の特性を生かした景観形成を進めていくうえで、次の5つの基本方針を定めている。



- ①姫路城をシンボルとした景観形成
- ②姫路城と調和した景観形成
- ③歴史・文化と自然を生かした景観形成
- ④市民と行政の参画と協働による景観形成
- ⑤観光・商業など経済の活性化につながる景観形成

なお、平成元年策定時の当計画の対象区域が、世界遺産姫路城のバッファゾーンの範囲として定められた。平成17年の当計画の改定時に対象区域が拡大されている。

3. 視点場からの景観保全構

市街地越しに眺める姫路城の景観は、本市ならではの風景といえる。本市では、世界遺産に登録されたことを記念し、公募により平成6年に姫路城への眺望が優れた10箇所を「世界遺産姫路城十景」として選定している。また、天守から望む景観のうち、市街地に点在する男山や景福寺山等の丘陵は、都市の景観を高めるため、保護している。

姫路城への眺望の確保については、景観の保全と同義であり、これら既存の視点場（ビューポイント）から望める景観を保全、あるいは改善していく必要がある。また、視点場からの景観を阻害する要因となる因子の特定を行い、景観施策とも連携し、あるべき姿を模索していく必要がある。現在の視点場に加え、江戸時代の主要街道や城門跡などから姫路城を眺め、当時を体感できるような視点場の選定、景観誘導を継続的に検討する必要がある。



駅前地区からの眺め（旧状）



駅前地区からの眺め（現状）

4. 夜間における景観

本市では、令和4年・5年度に姫路城ライトアップの既存照明を全てLED照明に交換し、夜間における姫路城の景観向上に努めている。また、姫路城周辺については、平成6年に策定、令和3年に改定した「姫路市都市環境照明ガイドライン」により、「姫路城周辺景観形成ゾーン」とし、景観核である姫路城を活かし、全体としてまとまりのある光環境を実現するため、周辺の夜間照明のあり方を示している。



天守ライトアップ



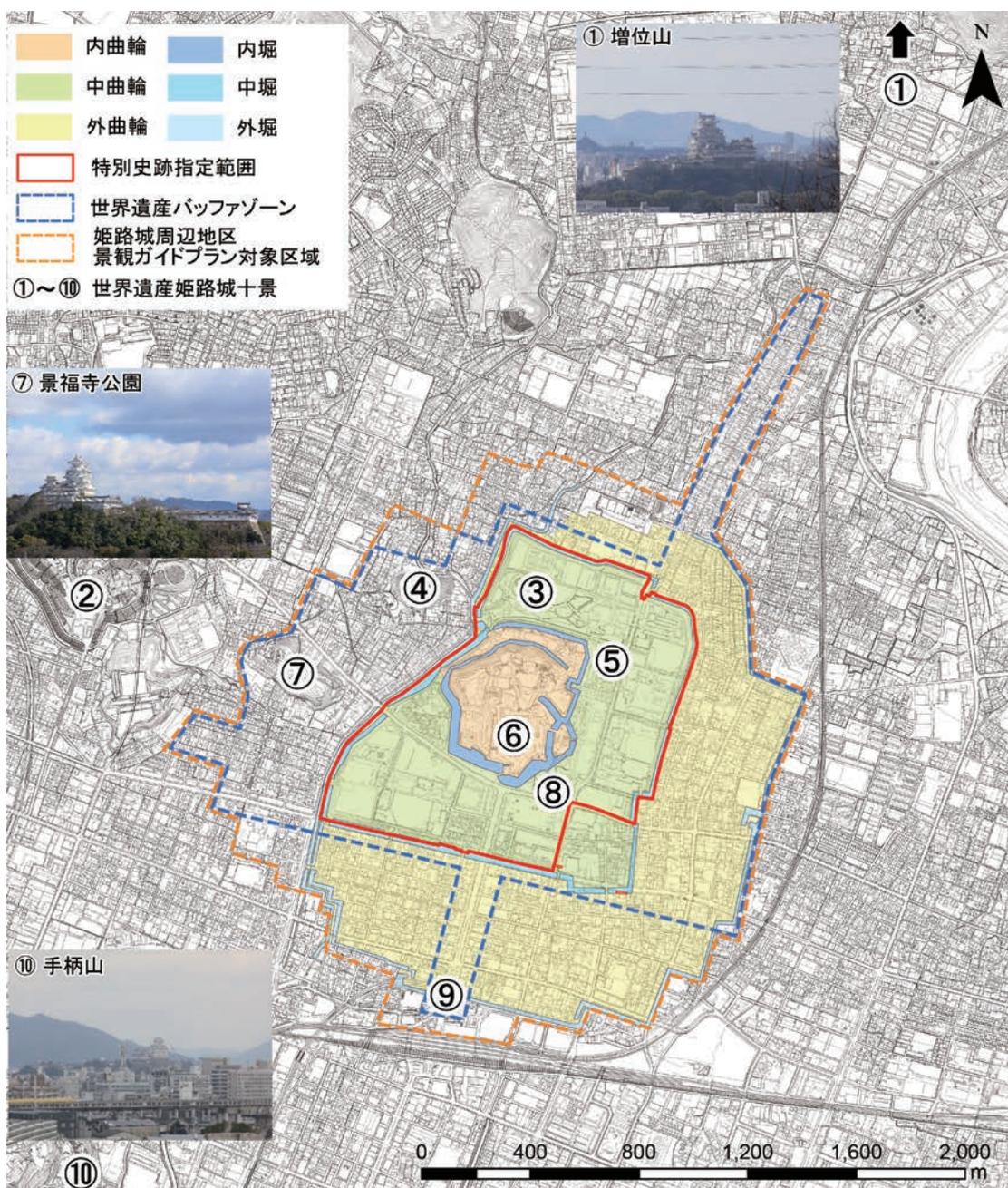
美術館からの夜間景観



駅前地区からの夜間景観

表：姫路城十景

No.	視点場 (ビューポイント)	見どころ
①	増位山	白国増位山線にあるポケットパークからは、山の間からのぞく天守群が花北地区越しにそびえ立つ
②	名古山	霊苑高台公園からは、眼前に広がる市街地越しにそびえ立つ姿が立体的に迫る
③	シロトピア記念公園	ふるさとの森からは、樹林の上に天守群の姿がそびえ立つ
④	男山配水池公園	公園の東端からは、3つの小天守を含めた連立式の天守群が鮮やかに迫る
⑤	市立美術館	前庭、正面入り口付近からは、赤いレンガの美術館越しにシャープな姿が望める
⑥	姫路城三の丸広場	広場の南端に立つと、姫路城を真正面に一望できる
⑦	景福寺公園	展望広場東端からは、好古園越しに広がる西の丸と天守群の雄大な姿がそびえ立つ
⑧	城見台公園	旧噴水の前あたりからは、天守群の安定感のある姿が望める
⑨	大手前通り	姫路の玄関口にふさわしく、大手前通りの正面に大天守がそびえ立つ
⑩	手柄山	緑の相談所前広場北側からは、近代的ビル群や鉄道との対比がユニーク



図：姫路城十景位置図



5. 課題

姫路城周辺の歴史的な町並みの保全や姫路城と調和した景観の形成、眺望を確保することが本計画区域における景観保全の方向性であり、姫路市総合計画には「姫路城周辺や歴史的な町並みなど地域の美しい景観が、都市の魅力となっている」という都市像を実現するための計画が記載されているが、このような都市像の実現には、いくつかの課題も挙げられる。

外曲輪及びバッファゾーン等においては、戦災を逃れた町屋等の歴史的建造物が現存するものの、保存の措置が十分とは言えず、惜しくも取り壊されているものが散見される。歴史的建造物は、姫路城下の歴史的町並みを形成する基礎となる建物であり、歴史的町並みの保全は、姫路での滞在時間増につながる観光資源としての役割を果たすことから、これらの保全に向けた有効な施策を検討する必要がある。

また、これら地域の用途地域については、南部が概ね商業地域、その他は近隣商業地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域となっている。現在は、低層の建造物が連なる地域も、法的には中高層建築が可能な状態となっており、天守群への視線の確保、背後の山並みのスカイラインの維持など城周辺の景観形成をどのように誘導していくか検討が必要である。

夜間景観については、都市の品格を左右する影響力を持っており、企画・イベントでの利活用も含め、夜間における姫路城周辺のあり方、建造物群への眺望を阻害する明かりのあり方など様々な角度から検討を行い、公園整備、施設整備、インフラ整備等のあり方を総合的に検討する必要がある。

姫路市総合計画に掲げる都市像の実現のため、都市計画、景観、産業振興、文化財といった市の各部門等の協力のほか、市民をはじめ、様々な主体の協力により、姫路城を中核とした姫路らしさの醸成を図る必要がある。

第6項 調査研究等の現状と課題

1. 歴史史料等調査

現状：当該調査に関する部署として、中曲輪北部区域の一角に平成2年に開館した、日本城郭研究センターがある。日本・海外における「城郭」を主題として、歴史・考古・建築等の学問間の垣根を取り払い、総合的に検討することを主旨とした城郭に関する総合的な研究機関である。一階を城郭関連図書及び一般図書を収蔵する城内図書館として一般市民の利用に供し、二階に城郭研究室と史料整理室を擁し、地階に「昭和の大修理」時の建造物資料、城郭関連資料及び書籍を保管している。城郭研究室が姫路城及び城郭に関する史資料の収集・整理を行い、史料整理室が姫路市史編纂に際し、市内・市外各所から収集した史資料の整理を行っている。

姫路城主は、池田家以降、親藩・譜代大名が頻繁に交代したことから、姫路に残る旧藩主家伝来の資料等は少ない。姫路城の整備・活用に資する主要な資料は、第3章第8節第3項に掲載したとおりである。城郭研究室では、酒井家史料をはじめとする各種史資料の整理を行い、その過程で得られた情報等を城郭研究室年報にて報告している。酒井家史料の翻刻にあたっては、城郭研究室だけでなく、市民団体である月曜会や市内の郷土史研究者が翻刻文を年報に掲載している。その他にも姫路城に関連する資料の調査・研究を進めている。例えば、大名行列の調度品や所作の調査などを行い、得られた情報を基に展示品の作成や「お城まつり」における大名行列の再現イベントにおいて活用している。その他、「昭和の大修理」時に撮影されたガラス乾板のデジタル化や「昭和の大修理」時の図面や資料の整理を継続して行うとともに、新たな絵図の所在の調査や古写真等の情報提供を求めている。こうした成果を還元する機会として、城郭研究室年報の他、定期的に城郭市民セミナーの開催や現地見学会、史料講座等を実施している。

課題：姫路藩主を務めた大名家は頻りに交代しているため、現状では酒井家以外の大名家とその家中の史資料の調査は進んでいない。また、酒井家についても旧藩士の家に伝来する史料についての把握が十分でないため、今後進めていく必要がある。

そのほか、町屋や寺社に関する史資料の把握も十分ではない。絵図や古写真の情報についても、懸賞金を用意するなどして広く提供を呼びかけているものの、新たな情報はほとんど得られていない。

2. 発掘調査

(1) 現状

①特別史跡における発掘調査

姫路城を対象とした市教育委員会による発掘調査は、昭和51年の市立教育研究所建設に伴う調査に始まる（第1次）。中曲輪の武家屋敷の遺構確認を主眼とした調査で、16世紀中期から後期に遡る土坑、素掘りの溝等を確認した。昭和50年代に行った主要な発掘調査としては、姫路郵便局（第14・16・18次）、県立歴史博物館（第17次）、外京口門（第27次）、国立姫路病院（現姫路医療センター：第32次）、市立白鷺中学校（現白鷺小中学校：第36次）等があげられる。このうち中曲輪南東部に位置する姫路郵便局の建替えに伴う調査では、安土・桃山時代から江戸時代の姫路城関連遺構に加えて、奈良時代から平安時代の建物群等を確認し、当該地が播磨国府跡である可能性が高まった（本町遺跡）。県立歴史博物館建設に伴い県教育委員会が行った第17次調査では、3,600平方メートルにおよぶ全面発掘で武家地の町割りを平面的に確認した。第27次調査は、外曲輪を対象とした初めての調査事例であり、外京口門の土橋を良好な状態で確認した。

「旧基本構想」策定後は、これに基づく特別史跡の整備が進められ、発掘件数も急増している。西御屋敷跡（第45・50・56・62・66・92次）、本町拘置所跡地（第57・81・82次）、A地区・市道幹第5号線（城南線）（第151・153・154・176・177・180次他）、D地区（第166・168・173次）等では、複数次にわたる大規模な発掘調査を実施した。調査の結果、中曲輪においては城下町絵図に準拠したかたちで町割り遺構が確認できること、町割りは江戸時代を通じて基本的に変化しなかったこと、武家地の改修に伴う大規模な整地や盛土は確認できないこと等が明らかとなった。

池田輝政による城下町形成以前の遺構も、中曲輪の南側や東側を中心に確認事例が増加している。さらに城門では、史跡整備に伴い清水門跡（第78・103次）の調査を実施した。また、平成2年に埋門高石垣の一部が崩壊したのを機に内曲輪及び中曲輪の城門等の石垣修理を進めたが、その際の調査においても門の構造やその構築過程等についての新たな知見が得られている。

本市が実施する整備事業に加え、平成6年以降、中曲輪東部の公共施設更新整備に伴う発掘調査も進んでおり、国立姫路病院（第150・152・162・163・165・198次他）、淳心学院中学校・高等学校（第206・211・227次）、県立姫路東高等学校（第248次）等で比較的まとまった規模の調査を行っている。

以上のように、姫路城跡における発掘調査は、平成10年頃までは施設整備等が進展している中曲輪の特別史跡指定区域を中心に実施してきた。その一方で外曲輪については、近代以降の市街地化が著しいこともあり、埋蔵文化財に対する対応が十分でなかった。

②外曲輪における発掘調査

平成13年に外曲輪の一角にあたる本町で実施した第205次調査等により、市街地においても、後世の攪乱が少ない場所では遺構の保存状態が良好であることが判明した。平成10年代後半以降、住宅建設等の民間開発工事に伴う外曲輪の発掘調査が急増しており、これまで実態が不明であった町屋部分



の様相が次第に明らかになりつつある。

調査の結果、町屋内の土地利用の状況が明らかになったこと（第261次他）、道路や屋敷境等、外曲輪の施設の構造とその変遷が判明したこと（第205・289・354・374次他）、醸造等の生産活動及び「朧衣納め」や地鎮といった精神活動に関わる遺構・遺物を確認したこと（第354・389次他）等、注目すべき成果が次々と得られた。また、旧寺院境内で実施した調査では火葬墓・土葬墓が多数出土し、姫路城下での埋葬形態の一端が明らかになった（第408次）。

さらに、城下町建設に先立つ古代・中世の遺構・遺物についても新たな知見が得られつつある（第300・338・374次他）。総社本町、綿町、元塩町、平野町では古代瓦が出土しており、「本町遺跡」周辺に国衙が存在する可能性が更に高まったほか、北条口一丁目及び四丁目、東駅前町、JR姫路駅構内にある「豆腐町遺跡」においても、奈良時代の道路跡をはじめとする遺構が確認されている。これらは概ね正方位を主軸とする遺構で、中世以降の飾磨郡条里と異なる主軸を持つ奈良時代の遺構が江戸時代の下層に広がることが判明しつつある。

中世には、多くの調査区で遺構・遺物を確認できるが、特に室町時代の遺構群は奈良時代の国衙が想定された範囲でまとまって見つかっている。文献史料からも当時の姫路には国衙や守護所が存在したことが指摘されており、こうした遺構との関連の追求をさらに進めていく必要がある。このように、外曲輪の発掘調査の進展は、姫路城研究の大きな推進力となりつつある。



外曲輪発掘調査



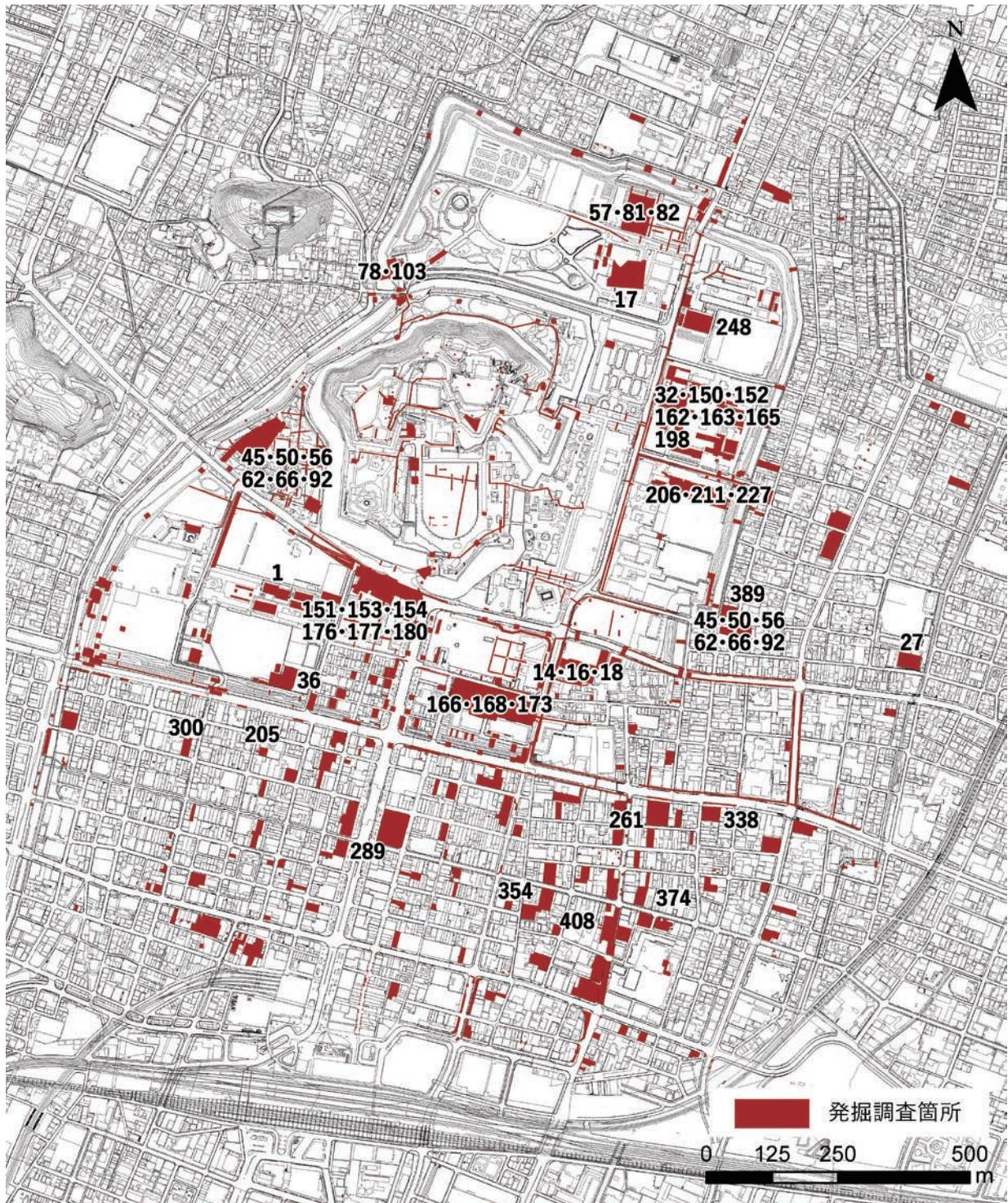
中世の溝と江戸時代の道路



古代瓦の出土状況

（2）課題

特別史跡を含む姫路城跡における発掘調査件数は500次に近く、江戸時代の武家屋敷、町屋、寺地はもちろん、弥生時代から中世に至る様々な知見が得られている。しかし、現状は各調査を整理する段階で留まっており、報告書の刊行は行っているが、出土遺物の活用や検出遺構の顕在化といった、成果の還元や活用については十分とはいえない。また、調査件数の増加とともに出土遺物量も増加しており、収蔵スペースに余裕がなくなりつつある。特別史跡で実施した過去の調査についても、現在の研究水準を踏まえて、調査研究を進めていく必要がある。



図：発掘調査箇所図（令和6年（2024）3月末現在）

3. 建造物調査

現状：国指定建造物については、保存修理工事の際に修理のための調査を行っており、「昭和の大修理」後の昭和40年（1965）に文化財保護委員会が発行した「国宝重要文化財姫路城保存修理工事報告書Ⅰ～Ⅲ」に調査成果等がまとめられているほか、「昭和の大修理」等に伴い取り外された古材が、日本城郭研究センターなどに保管されている。また、平成12年には、昭和48年度（1973）から平成11年度（1999）までの工事概要をまとめた「重要文化財姫路城建造物保存修理工事報告書－「姫路城昭和の修理」以降の保存修理の経過と記録－」が城郭研究室より発行されている。



姫路城周辺の歴史的建造物については、平成11年発行の「姫路市史第15巻下（別編文化財編2）」において代表的な町屋等の調査を行ったほか、国登録文化財への登録に向けた個別の建造物の調査を行っているが、その他、市として姫路城周辺の建造物の悉皆的な調査は行っていない。

近年、本市以外の団体が行った姫路城周辺の歴史的建造物の調査として、地元のまちづくり団体である「姫路・町家再生塾」により、「2020年姫路町家等調査（野里地区）報告書」（「野里地区報告書」）が刊行されている。「野里地区報告書」は、姫路・町家再生塾が、兵庫県ヘリテージマネージャーの有志と兵庫県立大学の協力を得て、野里地区の町屋・侍屋敷の聞き取りを中心とする調査を行ったもので、調査区域内に少なくとも215棟の町屋等の存在を確認している。調査では、江戸時代9棟、明治・大正時代42棟、昭和25年以前34棟が把握され、130棟は年代判別に至らなかったが、野里地区のほか、姫路城周辺には500棟程度の町屋等が残る可能性が指摘されている。引き続き、姫路・町家再生塾が「令和5年度姫路市提案型協働事業」として実施した「町家等調査（姫路城下町西部地区）」においても、江戸時代を含め、300棟余りの町屋等が確認されたほか、姫路城東方の地区も含めると、姫路城周辺には、600棟を超える歴史的建造物が残ると改めて指摘された。

課題：城郭研究室等には、保存古材のほか、「昭和の大修理」以降の保存修理工事に関する資料が保管されている。しかし、これまで城郭研究室には建造物専門の研究者が不在で、文献等資料の城郭研究専門員による資料整理が行われているものの、保管古材等の詳細な調査や、公開活用に向けた具体的な研究等は行われていなかった。令和6年度に建造物専攻の城郭研究専門員を採用したことから、姫路城の本質的価値の究明や活用のための基礎資料を紐解くため、建造物としての調査研究を進めていく必要がある。

また、城下町も含めた姫路城の調査研究を推進するため、現在も残る歴史的建造物について、市としても悉皆的な調査を行う必要がある。歴史的建造物における課題として、参考に「野里地区報告書」に提示された課題を列挙すると、以下のとおりとなる。

- ・所有者の多くが高齢化している。相続人は遠方に暮らしていることが多く、当地で町屋を保存する意義を見出すことが困難であるため、相続時に売却・除却されるケースが多い。
- ・町屋を維持・継承する意欲のある所有者も、助言を与えてくれる技術者や不動産事業者が周りにおらず、技術的な問題や適切な継承者が見つけられないことから保存・継承を断念しているケースもある。
- ・バッファゾーンの範囲と都市景観条例等の範囲が異なっている。

上記のとおり、姫路城の構成要素である歴史的建造物は、これまでの都市としての姫路城の歴史を伝えるだけでなく、本市の「歴史都市」としてのブランドイメージの確立や豊かな住環境の醸成、文化観光として長期滞在を誘発する資産となる可能性を持ちながら、数十年内に消滅する可能性がある。「世界遺産姫路城」のバッファゾーンの保全の観点からも、歴史的建造物の調査を推進するとともに、町並み保全のための措置を検討する必要がある。

第3節 活用の現状と課題

第1項 特別史跡全体の現状と課題

1. 特別史跡全体の現状と課題

廃藩後、姫路城一帯は軍用地として利用され、市民や観光客の立入りはできなかったが、大正元年に本市が国から一部無償貸付を受け、残存する建造物を一般に公開し、同時に喜斎門内から勢隠曲輪一帯を整備し、「姫山公園」として一般開放した。戦後、周辺地域が昭和21年（1946）に都市計画公園「姫路公園」として都市計画決定を受け、現在は、特別史跡内の68.1ヘクタールが都市計画公園として都市計画決定されており、史跡見学や憩いの場として、多くの観光客や市民等が訪れている。

(1) 現状

①内曲輪

国指定建造物の一部、管理用地、姫山樹林を除き、一般に公開しているが、石垣、土塁、堀については安全上の観点から立入禁止としている。内曲輪においては、国指定建造物の通常・特別公開をはじめ、各種見学会や漆喰塗り体験会などが開催されているほか、観桜会、観月会、お城まつりなどのイベントが実施され、多くの市民、見学者により賑わっている。近年では、閉城後の夜間特別観覧、LED化したライトアップによる夜間景観の演出など、夜間のイベントも行われている。内堀においては、水面からしか見ることのできない石垣の見学等、文化観光学習の観点から、伝統技術に基づき復元した和船の運航を行っている。

②中曲輪

明治時代以降、陸軍によって武家屋敷等が撤去され、広大な更地となり、江戸時代の道路や地割は全く残っていない。戦後には姫路駅から延びる大手前通りが整備され、道路際も市街地の延長として商業施設等が建設された。中堀の一部や城門跡、土塁が良好に残されているが、これらの姫路城の本質的価値を構成する諸要素を活用した行事は史跡見学会など限られている。現状では史跡としての活用は少なく、都市部の公園として利活用されているが、内曲輪を眼前にしたロケーションから市民らに親しまれ、大手前公園やシロトピア記念公園を中心に様々なイベント、活動が活発に行われている。

③外曲輪

外堀川及び船場川は、江戸時代の位置を踏襲するものの、河川整備によりコンクリート護岸が施されているため、往時の雰囲気を残す部分は少なく、現存する土塁、城門も存在しない。ただ、中曲輪に比べると町割り等は残っており、西国街道をはじめ、江戸時代の道路を踏襲するものも多い。

しかし、震災により、外曲輪南部を中心に広範囲が破壊されたため、城下町としての雰囲気を感じられる町屋等は極めて少なく、姫路城としての歴史性を活かした利活用が行われることは少なかった。近年では、戦後に建築された建物が建替え時期となっていることから、開発事業に伴う発掘調査が各所で行われており、不定期ではあるが、現地説明会や史跡見学会を実施している。また、自治会をはじめとする地域団体により、歴史的背景を説明する図書の刊行や、道路や寺社跡などに文化財説明サイン等の設置が行われ、町歩き等が開催されている。

④バッファゾーン等

野里地区や龍野地区、船場地区は戦火を免れたため、道路をはじめ、町屋等の歴史的建造物が多く



残っている。周辺には低層の住宅街が広がり、江戸時代、近代を通じて醸成された雰囲気が残っている。自治会等の地域団体によって町屋等の活用や見学会、祭りなどの活動が様々に行われている。ただし、これらの活動は、現状では姫路城を訪れる見学者等の動向と連動したものとはなっていない。

(2) 課題

姫路城全体としては、内曲輪、特に本丸等区域の存在が際立つため、姫路城の本来の魅力がそこに矮小化されてしまい、本丸等区域を除く特別史跡、外曲輪、バッファゾーン等の魅力や価値を、行政内部、市民、民間、観光客らの間で共有されていないのが現状である。本丸等区域以外の区域の魅力を磨き上げ、それを伝えることのできる方策を検討していく必要がある。

外曲輪は、町割りや道路、建築物をはじめとした歴史的な魅力が多く残され、江戸時代から継承された伝統を有す姫路の中心商業地であることから、姫路城と一体で姫路らしさの創出を図る必要がある。

バッファゾーンの範囲も含む曲輪外の地区は、歴史的にも「姫路町」として外曲輪内の城下町と一体であり、外曲輪内の城下町で失われた歴史的町並みが残っている。各地区では、地域住民が主体となって様々な活動が行われているが、個々に分散して実施されているため、地域全体としての魅力に気づきにくい。江戸時代の「姫路城」に含まれる範囲は広大で、これら「姫路城」の範囲に所在する資産を「元来の姫路城の姿」を今に伝えるものとして、活かすことのできる方策を検討していく必要がある。

文化財の活用は、文化財の新たな価値を見出す取り組みとして、本市でも担当部署や市民団体等が思考錯誤する中で進めているところである。活用と文化財保護の好循環を図りつつ、モニタリングの実施や活用の専門家の意見を徴すなどし、見学者のニーズを丁寧に把握し、姫路城の価値や魅力の一層の向上を図っていく必要がある。

2. 見学者の状況

本市では、第2章で触れたように、姫路城周辺に最も観光客が集中する。イコモス（ICOMOS・国際記念物遺跡会議）が定めた国際文化観光憲章（1999）には、「対立しがちな保護と観光の持続的な関係を築くべき」という考え方が示されており、文化財を観光資源として活用するにあたっては、文化財保護と観光振興とが相互依存あるいは相互に調和した関係を構築し、持続可能な連携を維持するための施策を展開することが重要となっている。

(1) 現状

①入城者数

姫路城は、国際的な観光交流・コンベンション都市を目指す本市にとって、象徴的存在であるとともに最大の観光資源であり、近年は、日本国内はもとより海外からの見学者も多く訪れるようになった。特に大天守の「平成の保存修理」完了後の平成27年度の入城者数は286万人を超え、過去最高となった。以後、入城者数は減少し、平成29年度には182万人、令和元年度は154万人となり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、わずか39万人に止まった。また、入城者数に占める外国人の割合は平成27年度の10.7パーセントから令和元年度には25.5パーセントとり、年々増加していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降は激減した。

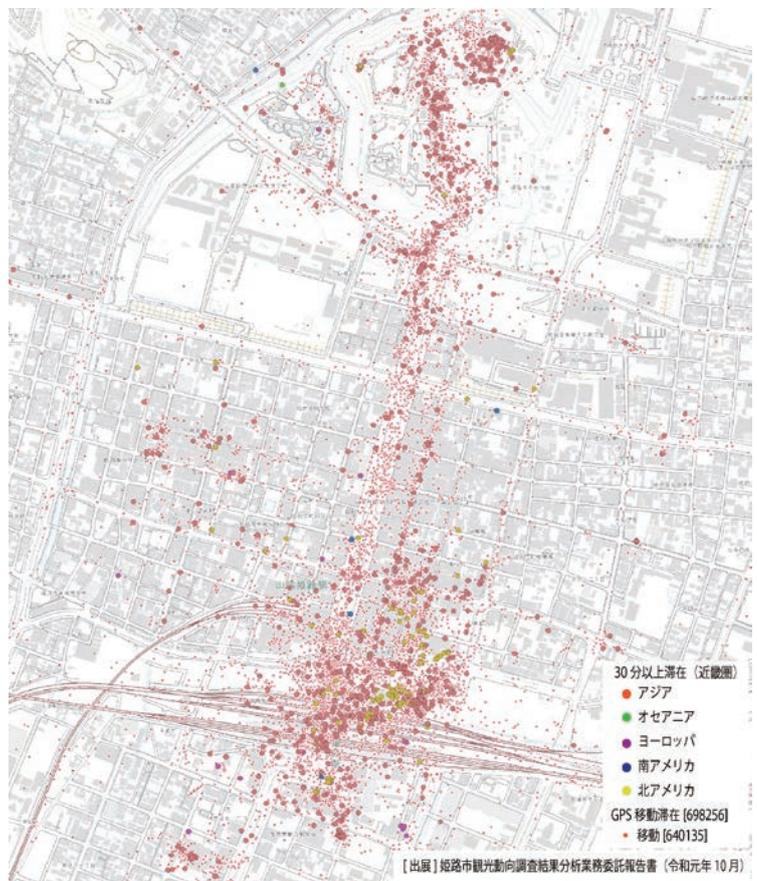
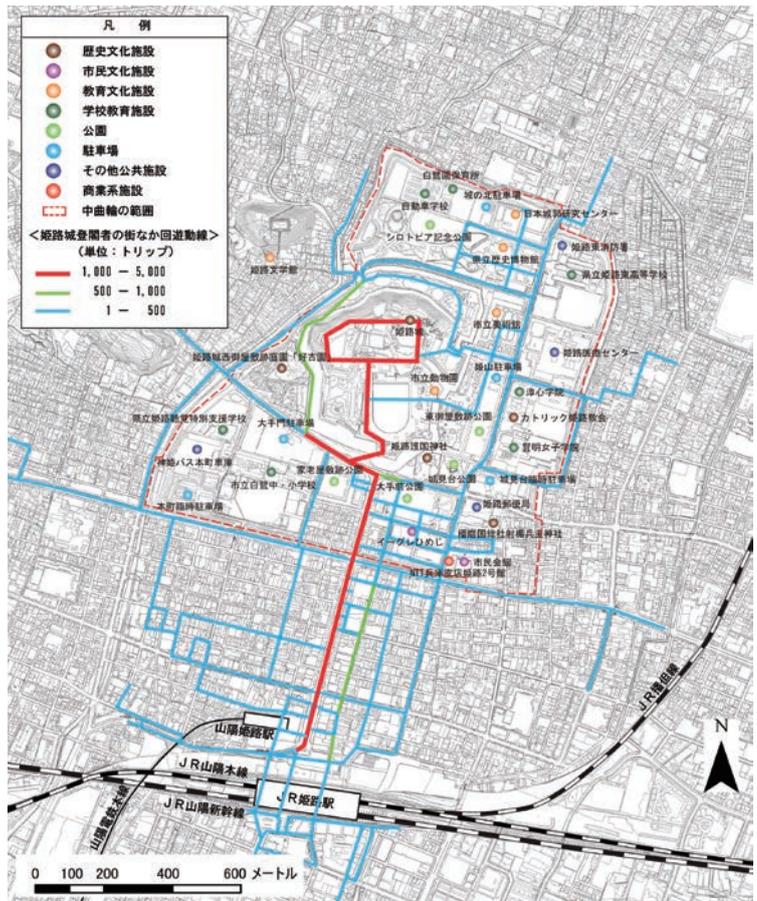
同感染症により、数年間は人流に大きな影響が出たが、同感染症は、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）（平成10年法律第114号）」上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」に変更されるなど収束に向っており、令和5年度は入城者が147万人を超え、急速に賑わいが戻りつつある。

②観光客の動向構

右上の図は、平成18年（2006）の調査による姫路城を訪れた見学者の回遊動線を示したものである。これによれば姫路駅と大手門駐車場から姫路城の本丸等区域（有料区域）を目指す大きな流れが確認できる。外曲輪区域の御幸通りと中曲輪区域の内堀沿いにも流れが確認できるが、その他の場所には広がりがあり認められず、周辺地域に見学者の流れは波及していないことが分かる。

右下の図は、平成30年度集計のGPSデータを活用した外国人の移動滞在状況を示す図である。この図でも、平成18年の調査情報と同じように姫路駅から本丸等区域を結ぶ大手前通りとみゆき通り商店街の沿道に回遊が集中している。そこから派生するような形で好古園区域に向かう流れが確認できるが、大きなものではない。姫路駅周辺には分布の広がり確認できるが、駅利用前後の流動・滞在と関連すると推測される。外曲輪区域の西部に比べ、東部への流動・滞在は少ない。いずれの調査も新型コロナウイルス感染症流行前の状況で、それ以後の状況を示す同様のデータはないが、平成18年と平成30年の動向を踏まえれば、現在もこの傾向に大きな変化はないと推測できる。

令和2年には、大手門と搦手側の喜斎門において、三の丸広場を訪れる見学者及び公園利用者の動向を把握するための詳細な調査を実施している。その結果、動向の推移は、開城時間と概ね一致していることから、見学者の大半は有料区域の見学のみにより留まり、それ以外の場所の見学は比較的少ないと推定できる。これらの調査結果から姫路城における見学者の動線は硬直化していることがわかる。



図：観光客の動向



③一般公園利用者の状況

前述の調査（令和2年）における一般公園利用者の入出城者数は、平日・休日に関わらず大手門・喜斎門ともほぼ同数である。大手門における一般公園利用者のピークは、5時～8時台の朝時間帯と17時～21時台の夕・夜時間帯に分かれ、朝夕の通勤・通学の経路として利用しているものと推定される。22時～4時台の深夜帯も、少人数ではあるが、人流が途切れていないことが確認されている。

④本市における観光の現状

本市における観光施策として、令和4年に新たな「姫路市観光戦略プラン」を策定し推進している。本市は姫路城を核とした観光施策を展開しているが、現状は滞在型ではなく通過型観光の割合が高い。

姫路城に係る観光施策としては、姫路城の理解促進を図る特別公開、滞在型観光につなげるためのナイトイベント、早朝観光プランの実施などに取り組んできた。合わせて、姫路駅周辺整備におけるシティイメージアップの取組みや、インバウンドに対応した各種媒体の多言語化、SNS等による情報発信、Wi-Fi等の整備などにも取り組んできている。

(2) 課題

本市の観光について、「姫路市観光戦略プラン」において5つの課題を整理している。

- ・ 姫路城の観光資源としての更なる活用、その他地域資源の磨き上げが必要
- ・ 観光客が安全・安心・快適に過ごすための受入環境づくりが必要
- ・ デジタルマーケティングに効果的なプロモーションが必要
- ・ 姫路城などの強みを生かしたMICE誘致が必要
- ・ 地域一体となった観光地域づくりが必要

本市の観光は、姫路城（本丸等区域）に一極集中しており、姫路城以外の認知度が低いため、回遊が少ない点が課題としてあげられる。その結果として、観光客の滞在時間も短く、通過型の観光となっている。そうした状況下にあるため、観光客の動向調査等を実施し、見学者が何を求め、何に興味を示しているのかを丁寧に拾い出していく必要がある。合わせて意見収集等を含めたモニタリングを実施し、施策に反映していく必要がある。

姫路城を訪れる多くの人々にその価値の認識を促し、理解を深めてもらうためには、姫路城の文化財的価値の理解を促進する解説や展示施設を整備、充実させるとともに、案内機能や遺構表示など見学者の知的好奇心を満足させる環境整備を推進する必要がある。観光客が外曲輪やバッファゾーン等にも関心を持ち、周遊性を向上させるには、本丸等区域だけでなく、本計画区域全体の魅力を一体的に高め、活用することが不可欠である。

また、インバウンドへの対応として、文化財としての価値だけでなく、日本独自の文化や時代背景についての説明を加えるなど、日本文化についても理解しやすい解説や展示機能の充実が求められている。

昨今は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に生活様式が大きく変化し始めており、インターネットを活用した公開など、デジタル技術を活用した公開方法を検討する必要がある。

第2項 公開、情報発信、教育・学習支援等の現状と課題

1. 公開の状況

(1) 公開の現状

①国指定建造物の公開

ア) 通常公開

姫路城の公開にあたり、本丸等区域を有料区域とし、ほぼ全ての国指定建造物の外観見学が可能となっている。本丸では天守群、西の丸ではレの渡櫓から化粧櫓にかけて建造物内部の公開を行っているが、大天守の「平成の保存修理」の際に展示内容等を検討し、全体的に改めている。展示施設等については、第3項に後掲する。なお、天守の北側や東側などでは、石垣から石の一部が剥落するなど見学者に危険が及ぶ恐れがあるため、非公開エリアとしている。

イ) 特別公開

姫路城では、国指定建造物の状態や見学者の安全などを考慮し一部を非公開としているが、建物や期間を限定し、特別公開を行っている。近年では、東小天守や乾小天守、イ、ロ、ハの渡櫓などの天守群のほか、「平成修理計画」などに基づく保存修理工事の完了を契機に、これまで非公開であった建造物についても特別公開を行った。さらに、通常公開している場所についても、夜間、早朝といった公開時間外の公開など、普段の視点とは異なる状況から、姫路城を感じることでできるイベントを実施している。

また、「播州姫路酒井雅楽頭御行列」等の絵巻を元に復元した江戸時代の大名行列衣装や道具、「千姫姿絵」の絵画等に基づいて忠実に再現した千姫・本多忠刻の復元着物などを国指定建造物の一角に展示し、着物保護の観点から、期間を限定した特別公開を行っている。



特別公開

②石垣、土塁、堀等の公開

石垣については基本的に見学できるが、本丸等区域の一部、姫山樹林区域など、一部を立入禁止としている。本丸等区域については、天守北側及び井戸曲輪の石垣表面が剥離するため、安全上、公開を中止している。姫山樹林区域については、見学通路の安全確保が難しいため、通常非公開としているが、不定期に城郭研究室による石垣見学会等を開催し、公開に努めている。中曲輪南部区域にある惣社門石垣は発掘調査に基づき、石垣構造の理解のため、裏込めの一部を露出した状態で整備している。

堀については、水堀であるため安全上、立入を禁止しているが、全ての堀を堀端から見学できる。

土塁のうち、内曲輪については、基本的に立入を禁止しているが、三の丸西部区域及び中央部区域においては、一部土塁上まで見学することが可能である。中曲輪については、北部・西部・南部土塁については、周辺の園路や公園から見学することが可能である。東部土塁については、学校や病院があることから堀側から見学することは可能であるが、曲輪内からの見学は建物等により遮られている。北部及び東部土塁は植物が繁茂し、季節によっては、土塁の形状を見学することが難しい場所もある。

③地下遺構の公開

本丸等区域に大天守の礎石を移築した「天守の庭」を設ける他、発掘調査で明らかとなった地下遺構として、三の丸中央部区域に、三の丸大路の遺構表示、桜門枳形的位置表示を行っている。中曲輪の好古園区域、南部、北中部区域では、好古園や家老屋敷跡公園等で道路遺構の復元整備の他、城南線等で遺構表示を行っている。中曲輪東部区域では淳心学院前の市道城東13号線で道路遺構表示、中堀区域においては、国道2号歩道上に中ノ門枳形と中堀南肩石垣ラインの遺構表示を行っている。



家老屋敷跡公園道路表示



南部土塁際道路遺構整備



淳心学院前道路遺構表示

(2) 公開における課題

国指定建造物については、特別公開を含めて積極的な活用を進めているが、建造物の技術的な側面などの本質的価値を見学者に分かりやすく伝え、文化財としての価値の理解を更に促進させる取り組みを進めていく必要がある。本丸等区域においては石垣の表面剥離などのため公開中止の部分もあることから、広い範囲で公開できるよう、石材の剥離防止策や別の見学手法等について、引き続き検討していく必要がある。

石垣、土塁、堀等については、広く見学可能であるが、接近、立入を禁止している箇所もあり、見学動線の確保や、説明板、案内板といった文化財説明サイン等の設置も少ないため、ほとんど見学者はいない状況である。地下遺構についても、発掘調査に基づく遺構表示等を各所で行っているが、表示箇所は広大な史跡に比して限定的で、解説も一部を除き設置されておらず、あまり認識されていない。また、好古園、家老屋敷跡公園、東御屋敷跡公園についても、発掘調査遺構に基づく道路等の位置を活かした整備を行っているものの、そうした情報が見学者らに伝わっていない。これらは全般に、国指定建造物に比べると、姫路城の本質的価値を構成する諸要素として意識する機会が少ないということに繋がっており、史跡見学会等の機会を除いて活用されない、あるいは、されにくい状況となっている。

国指定建造物はもとより、石垣、土塁、堀や、地下遺構などについても、偏りなく様々な情報を提供し、活用を推進する取り組みを実施していく必要がある。

2. 情報発信

(1) 情報発信の現状

① 姫路城に関する情報発信

姫路城に関する情報発信は、無料パンフレット等による紙媒体及びウェブサイトにて行っている他、姫路城の公式ガイドブック等の冊子を刊行している。

調査研究成果については、公式ガイドブック等に反映させるとともに、城郭研究室が中心となり城郭研究室年報や本市公式ウェブサイトにおいて姫路城アーカイブとして情報発信を行っている。そのほか、播磨学研究所の紀要等の刊行物に掲載されている。これら成果は城郭研究室の市民セミナーや現地見学会、播磨学研究所の講座などで公開される。また、本市の外郭団体である（公財）姫路市文化国際交流財団においても、姫路城だけでなく、地域の歴史や文化、情報等を幅広く発信している。ただし、こうした刊行物を中心とした活動は国内向けであり、国外向けに積極的には行っていない。

② 姫路城観覧に関する情報発信

観覧に際しては、本丸等区域において21ヵ国語対応のパンフレットを配布しており、全世界の人口の95%以上をカバーしている。春・秋の行楽シーズンには天守入城に待ち時間が発生することなどから、見学者への便宜を図るため、本市公式ウェブサイトでのリアルタイムの情報発信を行っている。

入城待ち時間や駐車場混雑状況のほか、入城口前にライブカメラを設置し映像を配信することで、視覚的にも混雑状況を把握できる。本市公式ウェブサイトでは日・英・仏・中、韓国語が選択できる。

③企画・イベント等に関する情報発信

登録DMOである（公社）姫路観光コンベンションビューローが運営するウェブサイト「姫路観光ナビ ひめのみち」において、姫路城周辺の関連企画・イベントの発信を行っている。その他、ロケ受入支援や教育旅行、市域全体を含む観光モデルコースなどの紹介を行っている。

（2）情報発信における課題

姫路城における情報発信は、本丸等区域の紹介を主としており、土塁や堀といった要素や中曲輪を含む特別史跡指定区域のほか、外曲輪や世界遺産の範囲も含め、本計画区域全体としての情報発信は低調である。本市公式ウェブサイトについても、入城後の見学スポットやルートに関する情報を掲載しているものの、本丸等区域以外の特別史跡・外曲輪・バッファゾーン等に関する説明やルート情報は少ないため、見学者の事前学習や理解を助ける情報発信を行う必要がある。また、研究成果や企画・イベントの情報発信も、国内向けに行っているため、今後は国外向けにも発信できる仕組み作りが必要である。

3. 教育・学習支援

（1）教育・学習支援の現状

①学校教育支援

子どもたちが姫路城を身近なものと感じ、その重要性や歴史的背景などに対する理解を深めるため、授業への出前講座や郊外学習での説明といった学習機会や環境を提供している。市内の小学校の3・4年生を対象に『資料ひめじ』の冊子で地域の歴史・地理・産業等を紹介している。中学生には『姫路のあゆみ』によって郷土の歴史や地理・産業を更に深く学ぶ機会を提供している。なお、現在では両冊子ともデジタル環境で使用することとなっている。現状では、姫路城周辺への校外学習も総合的な学習の中で取り込まれ、市域一律での実施とはなっていない。

姫路城管理事務所などの史跡内の各施設では、市内の中学2年生を対象とした就業体験プログラム「トライやるウィーク」の受入れを行っている。姫路城管理事務所では、ガイド体験や外国人観光客への接客体験等、城郭研究室では資料の整理や姫路城の実地見学等を行っている。

姫路城に限らず、市民が主体となって地域の歴史や民俗等を調べた「地域夢プラン」の成果に基づいた、各地区の歴史を学ぶパンフレットもデジタル媒体で提供されており、総合学習の時間に地域ごとに学習の機会が設けられている。埋蔵文化財センターでは、発掘調査で出土した遺物を用いたキットを開発し、総合的な学習の時間などに遺物に触れる機会を提供している。

その他、市内に限らず、教育旅行先として姫路城をアピールし、伝統技術や保存修理のサイクル、世界遺産の保護といったSDGsの観点からの支援を検討している。

②市民・見学者支援

「世界遺産姫路城公式ガイドブック」、「姫路城の基礎知識」、「姫路城石垣の魅力」、「姫路城漆喰の魅力」の発行や、城郭研究室の主催する姫路城見学会や城郭市民セミナーなどを通じて、市民を対象とした教育・学習支援機能の充実を図っているほか、市政出前講座や現地見学会などを通じて、姫路城や郷土に関する深い理解を得るための支援を進めている。また、より城郭に関心を持つ人々への専門的な資料の閲覧を目的として、城郭研究室では閲覧室を設け、研究の便宜を図っている。さら



に、本市の歴史を集成し後世に引き継ぐため編さんしてきた「姫路市史」は、令和4年度に完結したが、貴重な歴史資料として本市が有する公文書や古文書類等は、引き続き良好な状態で保存するとともに、整理やデジタル化を進め、利活用できる環境を整えていく必要がある。

見学者には、文化財説明サイン等や解説パネルを用いて姫路城に関する学習支援を行っている。その他、著名人を起用し、歴史や見学スポットを案内する「姫路城プレミアムオーディオガイド」やAR・VR等を活用した「姫路城大発見アプリ」、「姫路城VRスコープ」、「世界遺産姫路城VR」、「好古園バーチャルツアー」などのデジタルツールがある。

本市では、訪日外国人旅行者等が利用出来る無料公衆無線LANのエリア拡大を図るため、平成24年から順次環境を整備してきた。姫路駅から本丸等区域に至る経路を中心に整備を行い、特に内曲輪内において利便性の向上に努めてきた。本丸等区域においては、建造物内を含めて概ねWi-Fiが利用可能な状態となっている。中曲輪では、好古園区域及び南部区域の家老屋敷跡公園でスポット的に整備している。外曲輪及びバッファゾーンでは商店街、姫路駅に整備箇所が存在する。



姫路城見学会



城郭市民セミナー



史料講座

(2) 教育・学習支援機能の課題

学校教育における利活用は、従来のように画一的な校外学習として姫路城を見学するのではなく、総合的な学習の機会を利用した、より積極的な学習にシフトしてきている。そうした機会を捉えて実物に触れる機会や更に深い知識の取得ができる機会を提供できるように方法等を考えていく必要がある。また、中学生自身が修学旅行生向けに姫路城周辺のモデルコースを作成した例もあり、今後は児童や生徒が主体的に姫路城に関わる取り組みをバックアップできるような体制整備も必要となってくる。

市民や見学者向けに、書籍やデジタルツール等を整備してきているが、姫路城に関する知識を容易に得ることのできる施設や姫路城を守るために培われた伝統技術や工法を体験できる施設等がなく、十分な支援が行えていないのが現状である。また、見学者に対しては、デジタル基盤の整備、デジタルツールの活用・充実を進めるなど、ニーズに合わせて選択できる学習支援環境を整備していく必要がある。

4. 企画・イベント

(1) 企画・イベントの現状

①文化財に関わる企画・イベント

文化財に関わるイベントである各種見学会については、最も近くで文化財を見る機会であるため参加希望者は多いが、常時実施ではないため、参加者数は限られている。漆喰塗り体験等についても、文化財の理解を促進するものとして有意義であるが、実施状況は同様である。観光学習船は、伝統工法に基づき建造された和船を使用し、堀沿いの石垣など船上からしか観察できない文化財の見学手段として実施している。



発掘調査現地説明会



漆喰塗り体験



和船を活用した見学

②大天守等を後景とした企画・イベント

大天守等を後景としたイベントは、姫路城にしかない空間を活かした形で季節ごとにこれまで実施してきたもので、市民をはじめ毎年多くの参加者がある。こうした市民に親しまれ、継続しているイベントについては、姫路城、市民、見学者をつなぐものであり、姫路城の魅力を広くアピールできるような方向で引き続き実施していく必要がある。



観桜会



お城まつり



観月会

③ナイトイベント

近年では、通過型観光から滞在型観光へ転換をはかる一環として、本丸等区域の夜間特別公開や三の丸広場を活用したナイトイベントを行っている。光を用いたイベントは、夜間景観に彩りを与え都市の活性化につながると同時に、都市の品格を左右しかねない大きな影響を内在している。

天守群のライトアップについては、白色を主体とし20時、21時から15分間、季節に応じたカラー演出を行っている。また、公共性・公益性の高い啓発活動等に際して、天守群をシンボルとし、啓発活動等を促進するためのカラー演出を行っている。



夜桜会



ナイトイベント（本丸等区域）



ナイトイベント（三の丸区域）

④その他のイベント

主に中曲輪と外曲輪を中心に、様々なイベントが開催されている。多くの市民・見学者でにぎわっており、市民と姫路城を訪れる観光客の交流の場ともなっている。



表：企画・イベント一覧

区分	分類	イベント名
内曲輪	文化財に関わる企画・イベント	建造物修復現場見学会、建造物特別公開、石垣修理現場見学会、発掘調査現地説明会、史跡見学会、石割体験、漆喰塗り体験、紙漉き体験、観光学習船など
	姫路城を後景とした企画・イベント	観桜会、ゆかたまつり、お城まつり、観月会、姫路城マラソン、ユニークベニューなど
	ナイトイベント	姫路城夜桜会、夜間特別見学など
中曲輪	文化財に関わる企画・イベント	発掘調査現地説明会、史跡見学会など
	姫路城を後景とした企画・イベント	ゆかたまつり、お城まつり、姫路城マラソンなど
	ナイトイベント	大手前イルミネーション、美術館前庭夜間開庭
	その他のイベント	ウォーカブル、各種団体の開催するイベント、市民フリーマーケット
外曲輪 バッファ ゾーン等	文化財に関わるイベント	発掘調査現地説明会、史跡見学会、町歩き、寺院境内を活用したイベントなど
	姫路城を後景としたイベント	ゆかたまつり、お城まつり、姫路城マラソンなど
	ナイトイベント	大手前イルミネーション、ウイントピアイルミネーションなど
	その他のイベント	各種団体の開催するイベント多数

(2) 企画・イベントの課題

文化財に関わるイベントとして、史跡見学会や伝統技術の体験イベントを年1回程度開催している。国指定建造物の保存修理現場は、「平成の保存修理」の際の「天空の白鷺」や「リの一渡櫓」を除けば、安全上、公開できていない。石垣修理工事や発掘調査現場では現地説明会を開催しているが、不定期であるため参加する機会が限られている。建造物や石垣の保存修理は、保存技術やその意義の理解に適切な機会であるため、作業状況を見学できるような方策を検討することが必要である。こうした文化財に関わるイベントについては引き続き継続するとともに多くの方が興味をもち、参加できるような仕組みづくりが課題である。



石垣見学会

姫路城に関わるイベントについては、社会教育や学校教育等と連携して継続的に学ぶことのできる企画イベントやいつでもだれでも体験できるような企画イベント等が少なく、姫路城について学ぶことのできる企画やイベントの創出も必要である。

ナイトイベントのうち、国指定建造物や石垣に関わる光演出については、城本来の存在価値を損なうことのないよう、照明の目的や手法などが適正であるか慎重に見極めていく必要がある。また、姫路城周辺の夜間景観、夜間しか見ることのできない史跡の見せ方や見学手法などを検討していく必要がある。

その他のイベントについては、主に中曲輪で都市公園の利用として行われており、特別史跡との関連が薄いため、姫路城の価値や魅力を向上させるためにも、内曲輪と中曲輪におけるあり方の整理を行う必要がある。現状、イベントは、主に中曲輪南部区域を中心に行われているが、バッファゾーン等を含むエリアとの連携という観点からすれば、中曲輪北中部区域の活用についても検討していく必要がある。

5. 周辺の地域資源等との連携

現状：本市には、書写山円教寺、増位山随願寺、通宝山弥勒寺、広峯神社といった重要文化財建造物を擁する社寺をはじめ、古井家住宅（千年家）、三木家住宅、梶原家庭園といった古民家や庭園、置塩城跡、坂本城跡、御着城跡といった城郭跡、林田、安富、網千の陣屋跡及び町屋、英賀、飾磨、家島・坊勢の町並み、魚吹八幡神社や松原八幡神社、甲山八幡神社などの祭礼など多くの有形・無形の文化財に恵まれている。

これら文化財に加えて、本市では中学校区ごとに地域の歴史、文化、伝統、自然、景観、産業などを地域資源と位置づけ、地域住民が主体となってその価値や地域の素晴らしさを再発見、再認識する「地域夢プラン」事業を平成16年度から実施している。事業主体は住民であり、学校やPTA、自治会、老人クラブ、婦人会といった地域住民が協力し、住民の目線で、上記の文化財を含む約1,800件の地域資源が改めて認識された。その後、「地域夢プラン」の趣旨に沿った事業等をさらに実施したい地域や意欲のある新たな事業の担い手の参画による活動を推進するための提案型事業を実施し、現在は、そうした成果を市内の多様な魅力として広く発信しているところである。事業の中には、姫路城下町全体を博物館にみたてた取り組みなどもあり、文化財説明板「姫路城うちまちミュージアム看板」を市民団体と大学とが協働で設置した事例もある。



設置看板

また、姫路の地は、古くから交通の要衝として西国街道、美作道、丹波道、但馬（生野）道、有馬道も通っており、日本各地との交流の軌跡を示すかの如く、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」、「播但貫く、銀の馬車道 鉦石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～」、「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」の3件が、他の自治体の有する構成資産を含めて日本遺産に認定されている。

課題：現状では、こうした地域資源あるいは地域団体と姫路城との連携は十分ではなく、それぞれが個別に見学会等の活動を実施している。周辺地域を含めた周遊性を向上するためには、地域資源と姫路城とを結ぶ切り口やストーリーを創出するなど、地域団体と協働する仕組みづくりを進める必要がある。また、街道や海上航路での交流を示す日本遺産のほか、国宝5城や現存12天守、日本100名城等の様々なつながりを活かした、関係自治体や地域団体などとのさらなる連携も検討する必要がある。

第3項 活用に関する諸施設等の現状と課題

1. 展示施設等

現状：本市では、現在、国内外の城郭の総合的な調査研究を目的とする「日本城郭研究センター」、埋蔵文化財に関する調査研究・情報発信の拠点である「姫路市埋蔵文化財センター」、市民の美術文化の高揚を図ることを目的とし、ベルギーなどの海外や日本の近現代美術を中心に、姫路城を描く絵画等の郷土作品も収蔵し、刀剣類の寄託を受けている「市立美術館」、播磨地域に縁のある文学者達の資料の収集を目的とし、姫路城に関する伝記、文学類を収集している「姫路文学館」、全国の郷土玩具や姫路の伝統工芸の展示を目的とし、姫路藩窯の東山焼の資料を収蔵する「姫路市書写の里・美術工芸館」のほか、情報発信施設として「姫路市観光案内所（姫路観光なびポート）」を設置している。また、兵庫県も、兵庫五国の歴史を題材とした「県立歴史博物館」を設置し、ワンコーナーとして、大天守の「昭和の大修理」時の解説や部材等の展示、現存12天守等の模型やパネル展示を行っている。

このように、市内には様々な博物館施設等が整備されているが、姫路城を中心に据えた展示解説を行う施設等は整備されていなかったことから、大天守の「平成の保存修理」後に、本丸等区域の国指定建造物を利用した展示のリニューアルを行った。大天守の内部は、柱や梁組など、建造物そのものの魅力を体験してもらうため、余分な展示物を撤去し、最低限の解説にとどめることとした。普段は非公開部分の1階及び2階の武具庫については、投影型解説や、体験型展示等を実施



し、期間を区切った特別展示室として活用している。西の丸では、姫路城の歴史や歴代藩主、保存修理技術などについて、パネルや古材、古文書などを用いた解説展示のほか、特別展示及び体験展示室として使用しており、化粧櫓では現在、本多忠刻、千姫にまつわる衣装等の特別展を行っている。上山里曲輪では、リの一渡櫓に大天守大棟の歴代鯨瓦を展示するほか、リの一渡櫓を姫路城に関わる全ての物事をテーマとした特別展示室と位置づけ、現在は、大名行列などの特別展示を実施している。また、好古園では復元した長屋を使用し、好古園の発掘調査成果等を展示している。



大天守武具庫展示



西の丸展示



好古園長屋展示

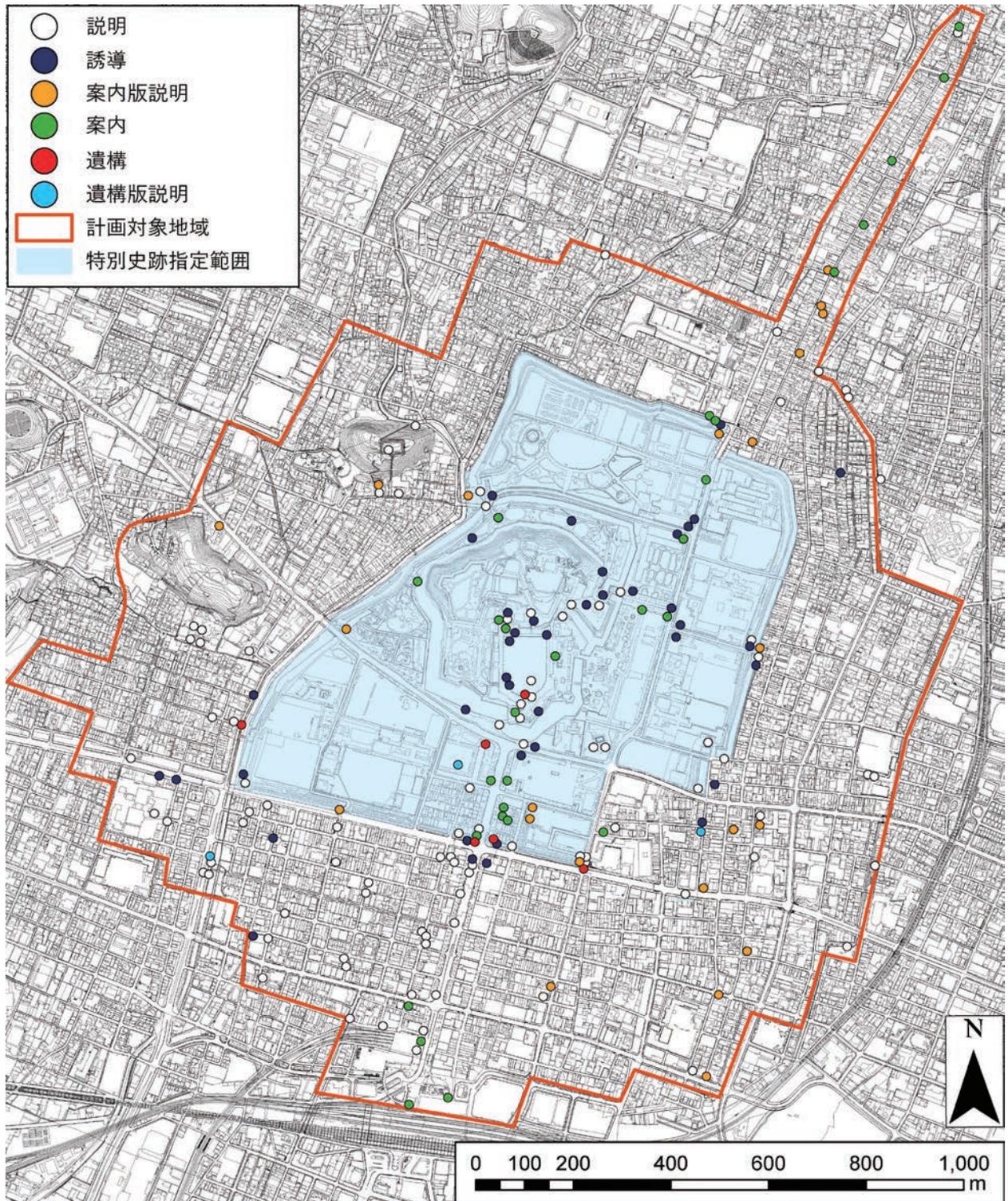
さらに、近年は現実空間には影響を与えず、ARやVRといった視覚的に捉えることができるコンテンツの提供が可能となっており、姫路城においてもスマートフォン、タブレット端末用のアプリケーション「姫路城大発見アプリ」などを制作し、随時更新を行うなど、新しい技術を活用した展示の導入を図っている。

課題：姫路駅から徒歩10分程度で特別史跡に至るが、さらに10分程度の時間をかけて本丸等区域に至るまで、姫路城を総合的に解説する施設がなく、その本質的価値や世界遺産に関する内容などについて見学者が理解を深めるには不十分であることが大きな課題となっている。また、市の姫路城に関する調査研究施設を見ると、「日本城郭研究センター」は史資料の閲覧・保管機能を備えるものの展示機能はなく、国指定建造物の修理時に生じた建築古材を日本城郭研究センターや三の丸古材倉庫などに保管しているが、常時公開には至っていない状況である。「埋蔵文化財センター」では、地下遺構から出土した発掘資料を保管するとともに、考古資料や建築資料、文献史料等に基づいて姫路城に関連する企画展等も行っているが、姫路城から遠く、姫路城の見学者からはアクセスし難い状況にある。そのほか、内曲輪では、大天守の「昭和の大修理」時に取替え、移設した礎石や西大柱等を展示しているが、個別の説明に留まり、見学者への十分な情報提供となっていない。

このように、姫路城に関わる施設は多数存在するが、各種資料が分散した状態で保管・収蔵・活用されており、体系的に理解することは困難な状況である。そのため、既存施設の機能強化や魅力向上を図るとともに、姫路城の構造上の仕組みなどを学ぶための体験型の展示施設や世界遺産としての姫路城に関する展示・啓発・情報発信機能等を担う施設の設置の検討を行う必要がある。

2. 文化財説明サイン等

現状：姫路城内曲輪内の文化財説明サイン等については、「特別史跡姫路城跡サイン整備計画」や「姫路市公共サインガイドライン」を踏まえ、整備を図ってきた。また、防災に関する標識についても、姫路城の防災を総合的にとらえ、「城内での禁止事項の表示及び万一の災害時の避難を円滑ならしめるための案内標識、誘導標識の整備」が「姫路城防災設備事業への提言」として取りまとめられている。なお、「整備基本計画」では文化財説明サイン等について、基本方針として、姫路城と調和したデザインなど統一仕様を設けることを明示している。



図：文化財説明サイン等設置場所

「建造物等保存活用計画」においては、文化財説明サイン等そのものも外部展示として、国指定建造物内での展示と整合性を図るとともに、歴史的価値の高いものや、城郭としてこれまで見過ごされてきた見所に目を向けた展示や解説を積極的に行うこととし、平成26年に内曲輪内全体の見直しを行った。その中で説明サイン、案内サイン、誘導サイン（規制サイン）、その他サインに分類し、「特別史跡姫路城跡サイン整備計画」として、国指定建造物内を含めて統一的な基準に基づきサイン設置を行った。説明サインは日・英、案内・誘導サインは日・韓・中・英語を併記した。



説明サイン



説明文



案内サイン

課題：本丸等区域以外の区域の文化財説明サイン等については、設置時期、設置主体、デザインなどが様々で、統一的な仕様となっておらず、設置時期の古いものは、老朽化や内容の不備もみられることから、統一的な仕様に基づく全体的な更新、撤去、新設等を行っていく必要がある。また、設置場所についても、見学者の写真撮影にも考慮し、選定する必要がある。外曲輪区域、バッファゾーン等区域などにおいても自治会、NPO等の諸団体や関係機関と連携を図り、ユニバーサルデザインに配慮し、本計画区域全体で一体感のある仕様に基づく文化財説明サイン等の設置を進めるとともに、従来からの説明サイン等による整備方法に加え、新たにデジタル技術を活用した整備方法についても検討していく必要がある。

3. 見学ルート等の整備

(1) 見学ルート等の整備

現状：本市では、見学者が姫路城及び周辺地域で楽しみ学ぶことができるよう、「城下町の道や堀めぐり」や「お城のお膝元・三の丸あたり」など、テーマ性と学習機能を持たせた見学ルートを設定した上で整備を進めてきた。文化財説明サイン等の充実を図るとともに、既存の見学ルートの活用・充実のほか、観光案内所や観光情報サイトの案内機能を強化し、姫路城周辺における見学ルートの周知を図っている。

課題：便益施設や文化財説明サイン等の整備を進め、見学ルート等の整備を図るとともに、観光ガイド機能の充実や視点場の設定及び活用を図るなど、姫路城に関する知識や情報にアクセスしやすい環境を見学者に提供し、見学者自らが興味をもって周遊できるような手法の検討が必要である。

特に本丸等区域においては見学ルートを設定しており、通常の見学にかかる所要時間は1時間30分程度であるが、その間、ベンチしか休憩する場所が存在しない。夏場の酷暑時には建物内に休憩場所がないことから、屋外においてミストで涼を提供するなどして対応しているが、見学自体が非常に厳しい状況となっており、冬場の寒さへの対応も含めて更なる対策が必要である。また、既存見学ルートの一部で石垣表面の剥離があるため、安全上の配慮から公開中止としている箇所もある。それに伴い、搦手口からの見学を中止しているため、内曲輪における周遊性も十分確保できていない。安全確保が図れる手法を検討し、搦手口からの見学を再開する必要がある。

中曲輪・外曲輪・バッファゾーン等においては、見学コースを設けているが、ほとんど知られていない。外曲輪・バッファゾーン等の周辺には、江戸時代から続く寺社や町屋の他、茶菓や酒造、仏壇や皮革といった食文化や伝統産業が残っている。こうした文化や産業等も姫路らしさを継承するものであることから、文化財と一体となった見学手法等を検討する必要がある。

(2) バリアフリー

現状：本市では、平成23年に「姫路市バリアフリー基本構想」を策定し、令和4年3月に改訂を行っている。同構想では、基本方針の一つとして、姫路の歴史・文化と調和したバリアフリー化の推進を掲げ、姫路城周辺においては、世界遺産である姫路城と調和した歴史的景観に配慮したバリアフリー化を進めるとしており、特別史跡内においても様々な場所でバリアフリー化を進めてきた。そもそも城郭とは、外部からの進入防止のため、城全体がバリアとなるよう構築されており、必ずしもバリアフリー化に対応出来ない側面があるのも事実であるが、本市では、同構想の推進にあたって、本丸等区域においても長年をかけてバリアフリー化を進め、備前丸までは本質的価値の保存への影響を最低限とした上で可能な範囲でルート整備してきた。国指定建造物については、「平成の保存修理」の際に、大天守の修理用素屋根内にエレベーターを設けるなど、時限的な修理公開施設においてはバリアフリー化を図っている。また、通常の見学にあたっては、介助者の入城料金を徴収しないなど、ソフト面での取組みも実施している。

課題：バリアフリーに対応した見学ルートや施設の情報、バリアについての情報等が十分知られていない。国指定建造物内の見学手法等についても介助者に頼るほかに、有効な見学手段の検討や建造物に入らない場合の代替となる見学手法等の検討を進める必要がある。また、道路や公園など過去に整備した部分では、現在の基準等には合致しない部分もあり、改修や再整備時には対応していく必要がある。

4. 社会基盤施設

(1) 公園

現状：昭和21年8月15日、本市は戦災復興事業において、内曲輪、中曲輪の一部を「姫路公園」と位置付け、整備を開始した。その後、都市公園法の制定により、総合公園として、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的に、利用者の安全性や利便性を確保するため、園路や照明、ベンチ等の公園施設の整備や適切な維持管理を行ってきた。

「姫路公園」にはオープンスペースが多数あり、市民等の憩いの場として利用されている。内堀、中堀に加え、船場川と中堀間の堤体にあたる「千姫の小径」、内曲輪内の「姫山公園」、中曲輪内の「好古園」、「武者溜り」、「東御屋敷跡公園」、「シロトピア記念公園」、「大手前公園」、「家老屋敷跡公園」、「三九公園」が所在する。中でも立地条件の良い「大手前公園」は利用頻度が高く、年間を通じて様々なイベントが実施されており、特に春や秋の行楽シーズンには多数の市民、観光客で賑わっている。「姫路公園」全体を対象とした統計的調査は行っておらず、公園の大部分がオープンスペースで自由に立ち入りが可能なため、利用者の総数は把握できていないが、交通手段として自動車を使用している利用者の割合が高いため、利用者数の増減については周辺駐車場の利用実績からある程度の傾向を見て取れる。コロナ禍において、本丸等区域への入城者が大きく落ち込む中、公園全体的には、密を避けられるオープンスペースとして、一定数の公園利用があったと推測される。



図：姫路公園概要図（姫路公園パンフレットより転載）

表：市内観光施設別入込客数（千人）

区分	合計	姫路城周辺							小計
		姫路城	動物園	美術館	歴史博物館※	姫路文学館	好古園	大河ドラマ館	
平成26年度	4,635	919	487	79	119	71	198	490	2,363
平成27年度	6,646	2,867	759	119	107	27	523	-	4,402
平成28年度	5,619	2,112	642	99	113	66	449	-	3,481
平成29年度	5,104	1,824	511	87	80	70	428	-	3,000
平成30年度	4,661	1,590	397	21	82	95	439	-	2,624
令和元年度	4,753	1,548	420	236	90	95	428	-	2,817
令和2年度	1,837	390	237	53	35	42	130	-	887
令和3年度	2,389	444	285	71	8	84	164	-	1,056
令和4年度	3,904	957	389	66	0	66	405	-	1,883
令和5年度	4,970	1,480	391	235	74	77	530	-	2,787
令和4・5比較	27.3%増	54.6%増	0.5%増	256.1%増	-	16.7%増	30.9%増	-	48.0%増

※令和3年9月6日から令和5年4月7日まで休館

表：姫路城周辺駐車場の利用実績（台）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
駐車台数	724,052	662,669	678,981	418,994	429,240	572,465	605,049

※臨時駐車場の駐車台数を含む

課題：国土交通省は、経済成長や人口増加等を背景とした緑とオープンスペースの量を確保する方針から、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多様性を都市や地域、市民のために最大限引き出すことを重視する方針に移行し、平成29年に都市公園法を改正した。そのため、姫路公園においても、文化財保護法や文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）（令和2年法律第18号）に基づいた上で国土交通省の方針を考慮した公園整備や管理を行い、未整備の区域については、用地の取得や整備方針の策定ならびに整備計画の決定などを行う必要がある。

（2）公園施設

現状：「姫路公園」における公園施設は以下のとおり。

表：公園施設の整備状況

分類	設備等	施設名
①修景施設	庭園（池、滝、築山）、藤棚、パーゴラ、石組	好古園（植生・花壇は別途記載）
②休養施設	休憩所、四阿、ベンチ、テーブル	
③遊戯施設	遊具（ブランコ、滑り台、砂場）、複合遊具	大手前公園、シロトピア記念公園
④運動・教養施設	鉄棒、健康歩行施設、野外ステージ	大手前公園、シロトピア記念公園
⑤便益施設	トイレ、水飲み場、手洗い場、売店、飲食店	
⑥管理施設	管理事務所、詰所、倉庫、柵、車止め、照明施設（園路灯、ライトアップ設備）	※案内板は別途記載
⑦その他公園施設	園路、管理通路、縁石、側溝、暗渠、埋設管、	橋梁（桜門橋、妹背橋、車門橋）

※施設の種類は、都市公園法による

課題：公園施設の課題を分類ごとに列記する。

①修景施設

庭園：「好古園」として庭園整備を行っており、築山や滝など築造し、良質な景観を維持している。既存ポンプ施設等が老朽化しており、適時更新し維持していく必要がある。

藤棚：「姫山公園」、「シロトピア記念公園」に所在するが、いずれも老朽化しており、施設更新の必要がある。

②休養施設

休憩所、四阿：見学者等の休息場所や、雨天時の一時待避場所として必要不可欠である。公園の開設と同時に設置されたものが多く、多くが老朽化しているため、景観に配慮しつつ、利用しやすい施設への更新が必要である。姫路城には、修学旅行や遠足で多くの学生が来城するが、荒天時の待機場所や食事場所等がないため、これらの整備を検討する必要がある。

ベンチ：数多く設置してあるが、利用頻度の低いものも散見される。昨今の公園利用の動向を踏まえつつ、更新時には利便性を考慮し、設置場所を変更するなど柔軟な対応が必要である。

③遊戯施設、④運動・教養施設

遊具：「大手前公園」と「シロトピア記念公園」に遊具を配置している。利用者も多く、安全管理の面からも頻りに点検を行っている。定められた対応年数に従い適時施設を更新していく必要があるが、利用状況も鑑みて、特別史跡におけるあり方を検討していく必要がある。



野外ステージ：「シロトピア記念公園」の野外ステージは、設置から40年以上が経過し、老朽化しつつある。イベント利用を目的として設置されたが、利用率は低迷しており、今後の維持管理等を含めて検討が必要である。

⑤便益施設

トイレ：現在設置しているトイレについては、全て水洗化され、ほぼ洋式化が完了している。一方、多目的トイレについては、一部のトイレのみ設置している状況であり、インクルーシブ社会における特別史跡の活用及び利便性の向上を考慮すると、設置個所を増やすことが求められる。

売店、飲食店：本丸等区域、三の丸中央部区域、「家老屋敷跡公園」、「好古園」、「大手門駐車場」に所在する。現在、特別史跡の南側に集中しており、見学ルート等の固定化の要因ともなっている。今後、姫路城全体の整備の方向性や周遊性向上を視野に入れ、適切な配置やあり方についても検討を行う必要がある。

⑥管理施設

管理事務所、詰所、倉庫：姫路城管理事務所と姫路城総合管理室の事務所、詰所、倉庫が設置されている。姫路城管理事務所は建設時と比較して外国人観光客の増加やきめ細やかな対応が求められるなど、社会情勢の変化により必要人員が増加しているが、十分な事務スペースが確保できない状態である。姫路城総合管理室の施設は、設置から30年以上が経過し、老朽化しつつある。特に、大手門駐車場にある詰所については、更新時には、設置場所も含めて検討する必要がある。

柵、車止め：堀際には転落防止柵を設置しているが、「千姫の小径」など、一部未設置の場所がある。また、設置から30年以上が経過し、老朽化しているものや、石垣の欠落や沈下に伴い、補修が必要な個所も散見される。見学者等の安全管理上、重要な施設であり、本質的価値を構成する諸要素や景観に配慮しつつ、適切に設置、更新していく必要がある。

本丸等区域に設置している立入防止柵には、石垣に鉄製の支柱を差し込んだものもあり、石垣への影響や景観を悪化させている。侵入防止等に有効な代替案がないため現状維持としているが、検討が必要である。

車止めについては、景観に配慮し、石材製のものを多く採用している。今後も必要に応じて同様のものを採用し、景観の統一を図る必要がある。

照明施設：公園内の照明施設については、概ねLED化が完了しているが、その殆どが電球部分や、灯具部分のみの交換となっている。一方で、照明柱の腐食の進行など照明器具全体の更新も必要となっており、景観に配慮しつつ、適宜、器具全体の更新を行う必要がある。また、滞在型観光や夜間景観を考える上でも、既存設備の維持更新だけでなく、照明施設のあり方についても検討を行う必要がある。

⑦その他公園施設

園路：これまでは、往時の姿とは無関係に、公園としての園路整備を行ってきたが、近年では「家老屋敷跡公園」や南部土塁際の道路などにおいて、発掘調査で明らかとなった道路遺構を活かした園路整備も実施してきている。引き続き、特別史跡に相応しい景観となるように整備を進める必要がある。また、これまでは土舗装を主としていたが、長期間の泥濘等により、通行に支障を生じ、回遊の妨げにもなっていた。そのため、随時、自然色アスファルト舗装を中心に利便性の向上を目指して整備を行ってきた。一方で、アスファルト舗装のため、温度収縮や太陽光等によ

り、ひび割れや剥離による不陸も散見されるようになってきた。今後は、舗装の耐用年数に応じて定期的に更新していく必要がある。

側溝・暗渠：近年、豪雨などにより、従来は機能していた側溝や暗渠でも雨水を排出することができず、浸水する状況も生じている。既存施設の維持管理だけでは対応できない場合は、側溝機能の拡張等の検討を行う必要がある。

埋設管：水道管、下水道管、電線管など、公園機能上必要不可欠な施設であるが、いずれも老朽化しており、適宜更新が必要である。

橋梁：「桜門橋」、「妹背橋」、「車門橋」は、いずれも鋼製の橋梁である。表面塗装の劣化等により、腐食が進行しないよう、塗装の更新等を適切に行い、長寿命化を図る必要がある。

(3) 道路・河川等

現状：本計画区域にある地方自治体が管理する市道や船場川、外堀川等は、過去から引き継がれた歴史性を内包しているとともに、本計画区域の一定面積を占めている。周辺環境の向上を図る場合、一定面積を占めるこれらの要素が、姫路城周辺の景観や風致の形成に及ぼす影響は極めて大きい。道路や河川については往時の位置を踏襲しているものが多いことから、本市でも「歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）」や外堀川の河川整備事業等に取り組んできた。

課題：姫路城が当地に築かれた理由の一つとして、古代より交通路の結節点であったことが指摘できる。姫路城外曲輪を西国街道が通過するほか、但馬（生野）街道、丹波街道、有馬街道、美作・因幡街道、室津道は姫路を起点としている。また、船場川を通じて飾磨津とつながり、飾磨津は瀬戸内航路と結びついている。23頁の交通体系図に見るように、姫路は現在も交通の結節点であり、かつての街道を踏襲する道路が現在も使用されている。上記、「歴みち事業」は野里地区、龍野地区、寺町や「総社」周辺で実施しているが、姫路城と深く関係するこれらの街道についての整備は一部に留まっている。船場川については、河川整備を実施しているが、かつて舟運で賑わった情景、あるいは船場八景として詠まれた歴史を感じさせる要素は少ない状況である。

5. 交通アクセス環境

(1) 現状

① 鉄道

姫路城周辺には、新幹線の停車するJR山陽本線姫路駅、JR播但線京口駅、山陽電車姫路駅がある。いずれの駅からも特別史跡の境界まで700メートル程で、徒歩10分程度である。新幹線で京都から約45分、新大阪から約30分と近隣都市からのアクセスに恵まれているものの、アクセスしやすいことが通過型観光の要因の一つとなっている。

② バス

本市へのアクセスは関西国際空港、大阪国際空港からリムジンバスが運行している。

姫路駅からは神姫バス株式会社の路線バスがある。特別史跡内及び周辺の停留所として「姫路駅（北口）」、「大手前通り」、「姫路城大手門前」、「姫路城大手門・好古園前」、「姫路郵便局前」、「姫山公園南・国立姫路医療センター・美術館前」、「姫山公園南」、「姫山公園北・博物館前」、「姫山公園北・国立姫路医



城周辺観光ループバス

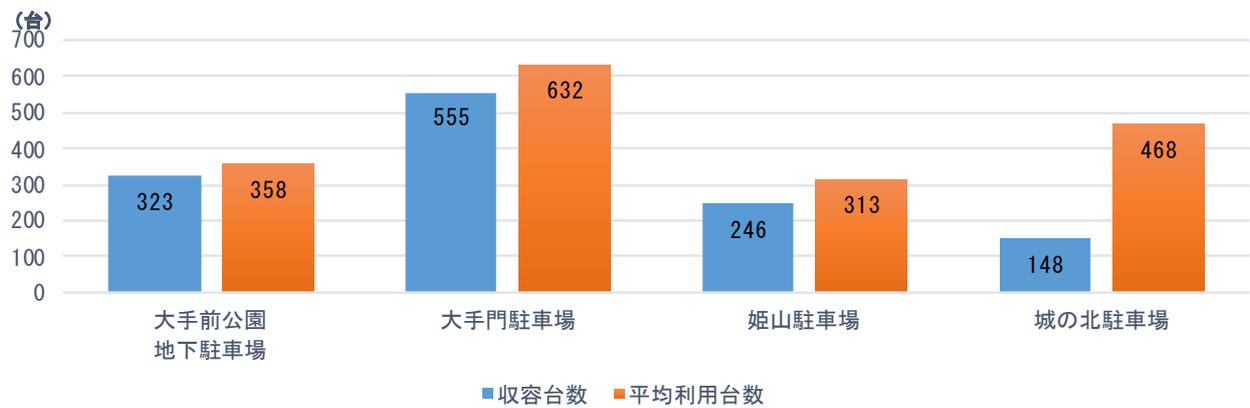


療センター・博物館美術館前」がある。その他、城周辺観光ループバスがあり、1日乗車券の購入で姫路城、好古園、美術館、文学館、県立歴史博物館の施設入場料割引等のサービスが受けられる。

③自動車

高速道路である山陽自動車道及び中国自動車道、播但連絡道路の他、国道2号姫路バイパスからのアクセスも容易である。特別史跡内を通る主要な道路としては、東西方向に国道2号、市道幹第5号線（城南線）、南北方向に県道砥堀本町線、市道幹第1号線（大手前通り）がある。市外からの見学者は、基本的に高速道路や国道2号バイパスを經由して姫路城に訪れることが多く、県道砥堀本町線や城南線は広域幹線道路であることから、交通需要も多いため混雑が発生しやすい。

特別史跡内に大手前公園地下駐車場、大手門駐車場、姫山駐車場、城の北駐車場の他、民間の駐車場がある。これらの駐車場では、収容台数に対して日平均利用台数が全て上回っているが、現状では、1台の駐車時間が2～3時間のため、回転率を考慮すると、繁忙期を除けば利用率は低い状況である。



図：各駐車場の利用状況（利用台数はコロナ禍前の平成30年度データ）

④自転車

本市では、シェアサイクル「姫ちゃり」を整備している。市内に25箇所サイクルポートがあり、そのうち特別史跡内に5箇所、バッファゾーン等の範囲に5箇所設置している。また、駐輪場については、姫路駅周辺に整備しているものの、史跡内には施設としては整備していない。特別史跡内においては各施設が駐輪スペースを有している。



姫ちゃり

(2) 課題

特別史跡内の道路は、駐車場へのアクセスルートとして使用されているが、広域幹線道路であるため、通過交通量も相当あることから、交差点で混雑が発生しやすい状況となっている。そのため、利便性・安全性の確保のため、交通処理機能等の向上を図る必要がある。

駐車場は年末年始や桜シーズン、ゴールデンウィークには駐車場が足りないため、県警跡地や県営住宅跡地を臨時駐車場として対応している。また、観光バスは大手門駐車場しか利用することができないため、見学ルートの固定化の要因ともなっている。今後、特別史跡内の整備計画や道路事情、人口構造の変化などの社会情勢変化に伴い駐車場のあり方を検討していく必要がある。

第4節 整備の現状と課題

第1項 特別史跡全体の現状と課題

現状：姫路城では、本章第1節で整理したように、これまで長い年月をかけ、特別史跡内の施設の移転等を行い、その後に整備を実施してきた。その結果、国指定建造物のほか、石垣や土塁など往時を偲ばせる歴史的要素が多く、中曲輪を含む周辺地域は高さ規制などによって良好な景観が保全されているため、随所から天守群を望むことができる優れた眺望景観が形成されてきた。

特別史跡内には、公共施設や文教施設、医療機関、公園等の公共公益施設が多く存在する。中曲輪南部区域には県営住宅跡地、東部区域には姫路警察署跡地といったあまり利用されていない土地や、大規模な平面駐車施設として大手門駐車場や城の北駐車場、姫山駐車場が所在する。

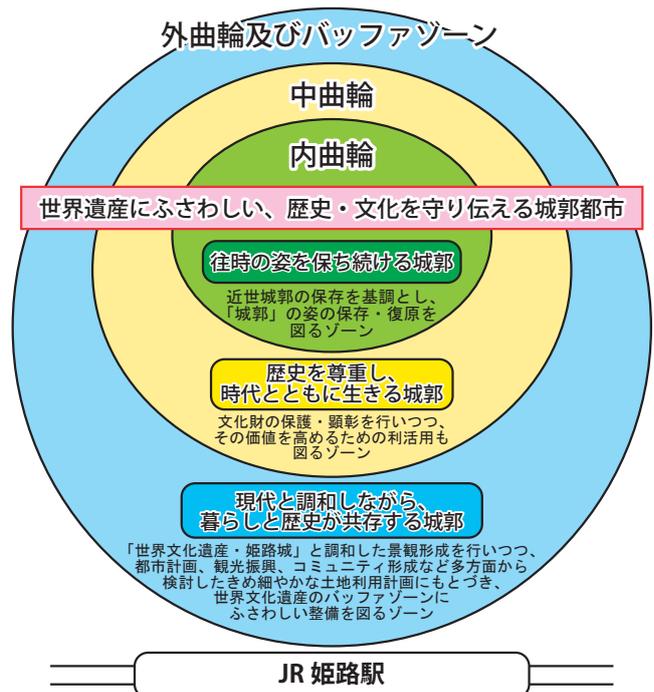
このように、姫路城を中心に、多くの文化施設や観光施設、駐車場等が徒歩圏内に存在し、加えて城周辺観光ループバスや「姫ちゃり」等も利用できるため、様々な年齢層が時間をかけて容易に周遊できる環境があり、姫路城には国内外から多くの観光客が訪れている。

課題：「基本構想」で示した保存・活用・整備に関する基本的な概念とイメージを図に示す。

内曲輪は、「往時の姿を保ち続ける城郭」とし、本丸等区域はその姿を残すが、その他の区域は「基本構想」の示すイメージと現状は乖離している。そのため、「基本構想」の示す将来像及び本市を取り巻く様々な情勢を勘案したうえで整備計画を検討していく必要がある。

中曲輪は、「歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭」としている。施設の移転に伴い一定の整備が進捗した好古園区域及び中曲輪北中部区域と、既存施設を利用する中曲輪南部及び東部区域とに大きく分けられる。「基本構想」に基づき、今後の施設整備等にあたっては、文化財の価値を高める活用を考えていく必要がある。文化財の価値を高めるには、一つの施設の移転後、直ぐに別の施設整備等を行うものではなく、史跡の全体と部分の将来像を総合的に検討し、慎重に進めていく必要がある。

外曲輪及びバッファゾーン等については、「現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭」としている。しかし、現在のまちづくりは、姫路駅から姫路城にかけてわずかに文化財説明サイン等があるのみで、城下町の雰囲気を楽しみながら訪れることができるような場所が少ない。そのため、見学者の知的好奇心を刺激する仕組みが必要である。同様に、周辺の博物館施設やバッファゾーン等に点在する町屋や城下町の雰囲気を残す地区への周遊を促す基盤が整備されておらず、ストーリー性をもったルート設定等も行っているが、周遊する動機付けも十分でない。結果として本丸等区域のみに集中する見学動線に終始しているため、周辺地域への波及策の検討が必要である。



図：整備・保存に関する概念図



第2項 内曲輪の現状と課題

本丸等区域には国指定建造物が現存し、往時の状態を比較的良好に保っているが、三の丸区域においてはかつての建造物は失われ、東部に存在した内堀も埋められ、往時の景観と異なっている。このことから内曲輪においては、三の丸区域の今後のあり方や整備手法について検討を進めていく必要がある。



図：往時の内曲輪（「播州姫路城図」(中根之秀氏蔵)

1. 本丸等区域

曲輪及び曲輪と一体となった自然地形、国指定建造物、石垣、堀は、将来に継承するため、日常的に点検等を実施し、計画的な保存修理、維持管理が必要である。一部の心ない見学者による建造物への落書きや夜間の不法侵入なども確認されているため、文化財保護の観点から、防犯を含めた防災体制、管理体制等の充実を図り、適切に対処することが必要である。合わせて見学者への情報提供、見学時の利便性の向上等を進めていく必要がある。

2. 三の丸西部区域

往時には藩主の御本城（御居城）があったが、現在は、「千姫ぼたん園」として整備されている。区域の外周には鷺山口門の土塀、櫓台や土塁等が残るが、現状では文化財説明サイン等もなく、「往時の姿」を知ることは困難な状況である。御本城については、発掘調査を行っておらず、地下遺構の状況が明らかでないため、計画的な発掘調査と史資料の調査研究が必要である。

3. 三の丸中央部区域

現在の三の丸広場は、昭和10年の三の丸復興計画の頓挫による暫定整備の状態である。三の丸西部区域同様、「往時の姿」を偲ばせる建造物等は現存しないが、部分的な発掘調査により三の丸大路等の遺構を確認し、一部遺構表示を行っている。桜門橋についても発掘調査を行い、往時と同位置に管理用通路として橋を整備した。復元整備の前提となる「往時の姿」は、様々な史料、調査実績等から総合的に把握する必要があるため、計画的な調査研究の積み重ねが重要である。ただ、現状では天守群等を望む広場として利活用されていることから、三の丸西部・東部区域を含めたあり方の検討が必要である。

4. 三の丸東部区域

陸軍により内堀の一部が埋め立てられた区域に市立動物園が立地している。内堀の復元をはじめとする真正性の確保のため、昭和61年の「旧基本構想」以来そのあり方が課題となってきた。「特別史跡姫路城跡保存活用計画」の策定にあたり、「特別史跡姫路城跡保存活用計画検討専門部会」で、動物園の現状分析や果たしてきた役割・意義、動物福祉への対応等を総合的に検討した結果、本園は本市にとって必要な施設であり、特別史跡の指定地域から移転した上で存続することが適当であるとの判断が示され、「特別史跡姫路城跡保存活用検討懇話会」で承認された。今後、特別史跡外への移転等を具体的に検討するとともに、これまで動物園が、姫路城で果たしてきた休憩機能や児童・園児等への教育活動等の役割を十分考慮し、内堀や御作事所出丸の復元・復元的整備、その活用等についての検討が必要である。

5. 姫山公園区域

本丸等区域の搦手にあたり、北側からの内曲輪への出入口となると共に、公園として市民の散策等に利用されている。本丸等区域の一部公開中止に伴い、搦手口からの入城は中断しているが、周遊性の向上にあたって再開していく必要がある。本区域では発掘調査をほとんど行っていないため、喜斎門内にあった内船場蔵跡や八頭門跡の遺構などは明らかでない。勢隠曲輪は、江戸時代の絵図にも施設がほとんど描かれていないことから、往時の姿と現状とはあまり乖離しない状況といえる。

6. 姫山樹林区域

樹木が林立し、国指定建造物等の保存に影響を及ぼしている部分もある。日常の維持管理や伐採樹木等の搬出のため、管理道整備などの検討が必要である。

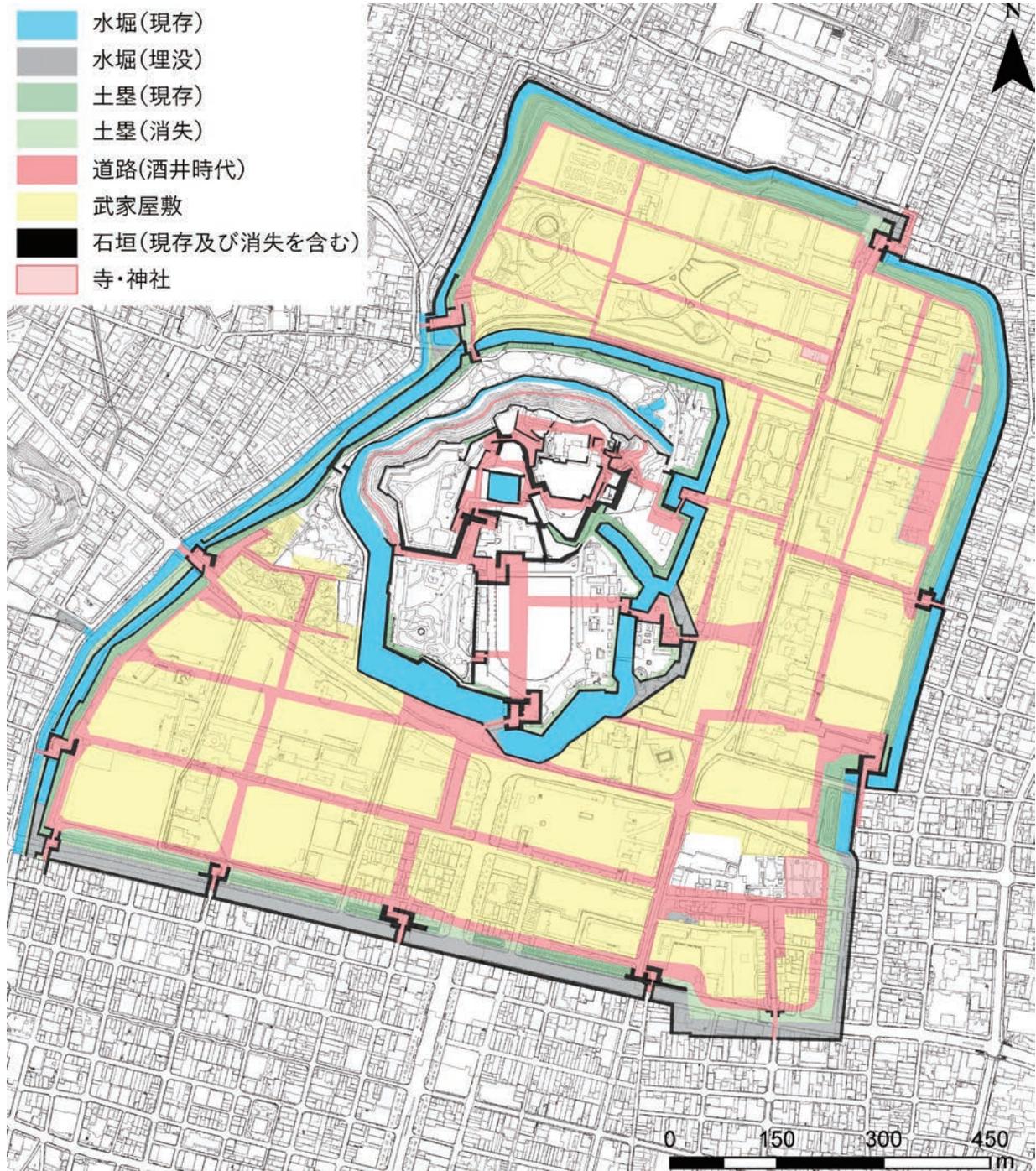
7. 内堀区域

全体として概ね往時の姿を留めているが、水位変動の影響を受けるため、水敲石垣の崩れが各所があり、一部には見学者に近い場所でも確認できることから安全上も対策が必要である。現状では、堀に関する文化財説明サイン等はないため、見学者の理解を促進するための整備等が必要である。



第3項 中曲輪の現状と課題

中曲輪は、明治時代以降、陸軍の整地等によって江戸時代の町割りとは大きく異なっているが、下図に示すように江戸時代の町割り（道路）は地下遺構として残っている。近代における歴史の変遷も踏まえつつ歴史的景観と調和を図っていく必要がある。



図：城郭図（現在の市街地図と「姫路侍屋敷図」を重ねたもの）

1. 好古園区域

発掘調査によって明らかとなった道路遺構に基づき、往時の地割を活かした日本庭園「好古園」として整備した。また、武者溜まりについても城南線の切り替えを行い、往時の「下馬先前広場」の姿に基づいた整備を行っている。本丸等区域に次いで見学者が多く、引き続き適切な維持管理に努めていく。

2. 中曲輪北中部区域

「旧基本構想」において「文芸の杜公園」と位置付けられた区域で、姫路市役所などの公共施設を移転し、市立美術館、日本城郭研究センター、県立歴史博物館などの文化・学習施設や、シロトピア記念公園、東御屋敷跡公園、姫山駐車場、城の北駐車場などを整備した。本区域の文化・学習施設は単館として魅力があるが、必ずしも姫路城と連動した活動は展開していない。また、シロトピア記念公園は、中曲輪内で最大面積となる広場であるが、利活用状況では大手前公園に及んでいない。

北部区域においては、民間施設の移転促進と移転後の整備が課題であるが、隣接する野里地区・男山南地区・外曲輪区域への周遊性を向上させる上で極めて重要な位置を占めている。中部区域においては、内曲輪へと至る既存の動線を有しており、一体的な整備を検討し周遊性の向上を図っていく必要がある。

3. 中曲輪南部区域

本区域の北側には、城南線に沿って西から三九公園、大手門駐車場、家老屋敷跡公園、大手前公園等を整備しているが、南側には学校や民間施設、商店街、住宅などが存在するほか、暫定的に駐車場としての利用している県営住宅跡地がある。家老屋敷跡公園の整備にあたっては、「中ノ門」から「桜門」にいたる道路遺構を表示し、都市公園「姫路公園」としての整備は着実に進んでいる。令和元年には大手前通りの再整備も完了している。本区域は姫路駅から本丸等区域への主要な動線上に位置し、市街地と連続しているため特別史跡であることがわかりにくい状況である。外曲輪、龍野地区・船場地区とも隣接し、周遊性や魅力向上を図る上でも、本区域における整備や施設配置の検討が重要である。そのため、本区域の国、県有地や民有地のうち、公園緑地の整備や中曲輪にふさわしい施設整備など、本市が主体的に対応すべき事業用地は適宜取得し、計画的に整備し、長々期的には特別史跡にふさわしい歴史文化的空間となるよう、誘導していく必要がある。

4. 中曲輪東部区域

曲輪外縁に所在する土塁上の植生管理とともに、土塁のあるべき姿を整理し、適切に管理等を行う必要がある。姫路東消防署の移転後の跡地利用や駐車場として利用している県警跡地については、史跡全体、区域全体の将来像を整理し、検討を進める必要がある。公立及び私立の学校、姫路医療センターなどの教育及び医療施設などがあり、本区域についても長々期的には、特別史跡にふさわしい歴史文化的空間となるよう、誘導していく必要がある。

5. 中堀区域

南部中堀と西部中堀の一部を除いて、還流事業により流水環境が整備され、良好に維持されている。堀内の浚渫や石垣の補修等を継続して行い、環境整備に努めていく必要がある。南部中堀は、国道2号となっているが、一部区域では地下遺構として中堀石垣の残存を確認している。南東部の堀は残っていないが、その位置を踏襲する道路に景観舗装を行っている。しかし、本来の堀の規模等を正確に把握したのではなく、将来的には、発掘調査の実施や遺構表示を含め整備手法を検討していく必要がある。

6. 中曲輪南東部区域

「総社」を中心に県指定及び国登録文化財（建造物）が点在し、公共施設、住宅、商業施設なども広がる。区域内には江戸時代から継承された地割が残るが、本区域が中曲輪であることを示す情報は乏しく、道路や公園等の整備の際は、本区域のもつ歴史性に配慮した整備手法を検討する必要がある。惣社門跡と重なる位置に建てられた市民会館が老朽化しており、将来的なあり方を含めて検討が必要である。



第4項 外曲輪及びバッファゾーン等の現状と課題

1. 外曲輪区域

姫路城の外周部にあたるこの地域は、JR姫路駅北側から延びる大手前通りと明治時代に開通した御幸通りを南北軸（都市軸）、東西を走る国道2号を東西軸としている。特に大手前通りはシンボルロードとして本市の象徴的景観を創り出し、国道2号以南は本市の中心的な商業・業務地域を形成し、大手前通りを挟んで東西に繁華街が広がる。令和元年度には、大手前通りを公共空間の活用、環境への配慮、ユニバーサルデザインなどの視点から、歩いて楽しいシンボルロードとして再整備するとともに、現在は「姫路市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）」に基づき、中心市街地の活性化に取り組んでいる。



城下復元図（中ノ門筋）

特別史跡の東側に位置する外曲輪東部エリアには、寺町や閑静な住宅地が広がり、寺町の一部は「歴史まち事業」によって道路景観の整備が行われている。その一方で、往時の主要街道である西国街道や野里に至る生野（野里）街道等は、未整備である。外堀は外堀川として護岸工事され、江戸時代の姿は消えているが、一部が親水空間として整備されている。

本区域は、町屋等の歴史文化遺産が少なく、表示や説明が少ないことから、城下町のかつての姿や雰囲気醸し出す要素が十分とは言えない状況であるが、姫路城の膝下にあり、商業・産業の中心として姫路城を支えてきた歴史を有している。このため、市民や見学者らが、本区域までが外堀の内側であり、本来の「姫路城」の範囲であったことを意識できるよう往時の「みち」や「堀」を活用しまちなか歩きが楽しめるような整備の検討、情報発信、地下遺構や文化財等の顕在化を進めていく必要がある。

本区域は、町屋等の歴史文化遺産が少なく、表示や説明が少ないことから、城下町のかつての姿や雰囲気醸し出す要素が十分とは言えない状況であるが、姫路城の膝下にあり、商業・産業の中心として姫路城を支えてきた歴史を有している。このため、市民や見学者らが、本区域までが外堀の内側であり、本来の「姫路城」の範囲であったことを意識できるよう往時の「みち」や「堀」を活用しまちなか歩きが楽しめるような整備の検討、情報発信、地下遺構や文化財等の顕在化を進めていく必要がある。

2. バッファゾーン等区域

本区域は、江戸時代には、姫路城下町を構成していた区域が大部分を占めている。野里地区、男山南地区、龍野地区、船場地区には歴史的町並みが残り、八代地区は閑静な住宅街となっている。駅前地区では、鉄道の高架や区画整理事業が完了し、新しい町づくりがはじまっている。野里・山野井・龍野地区では、一部に旧街道等を活かした道路整備が行われ、西側にある男山や景福寺山などの丘陵地は、市街地における貴重な緑地空間だけでなく、姫路城や市街地を見渡すことができる視点場として整備されている。



かつての男山南地区

しかし、これらの区域が城下町であったことを知る人は少なく、歴史文化遺産への関心を深めるとともに、地域住民や諸団体と協働して区域にある様々な地域資源の調査・顕在化を通じ、本来、本区域までが姫路城下町であったことがわかるように、町屋等歴史的建造物の保存や歴史的町並みの保全、活用を検討していく必要がある。このように、城下町の雰囲気の再生や、本区域から大天守等への眺望景観の保全など、様々な手法や整備等の施策を通じ、行政内部、住民、見学者らの意識を変え、本計画範囲全体での周遊性の向上を図っていく必要がある。



かつての龍野地区

第5節 運営・体制の現状と課題

第1項 市の組織体制の現状と課題

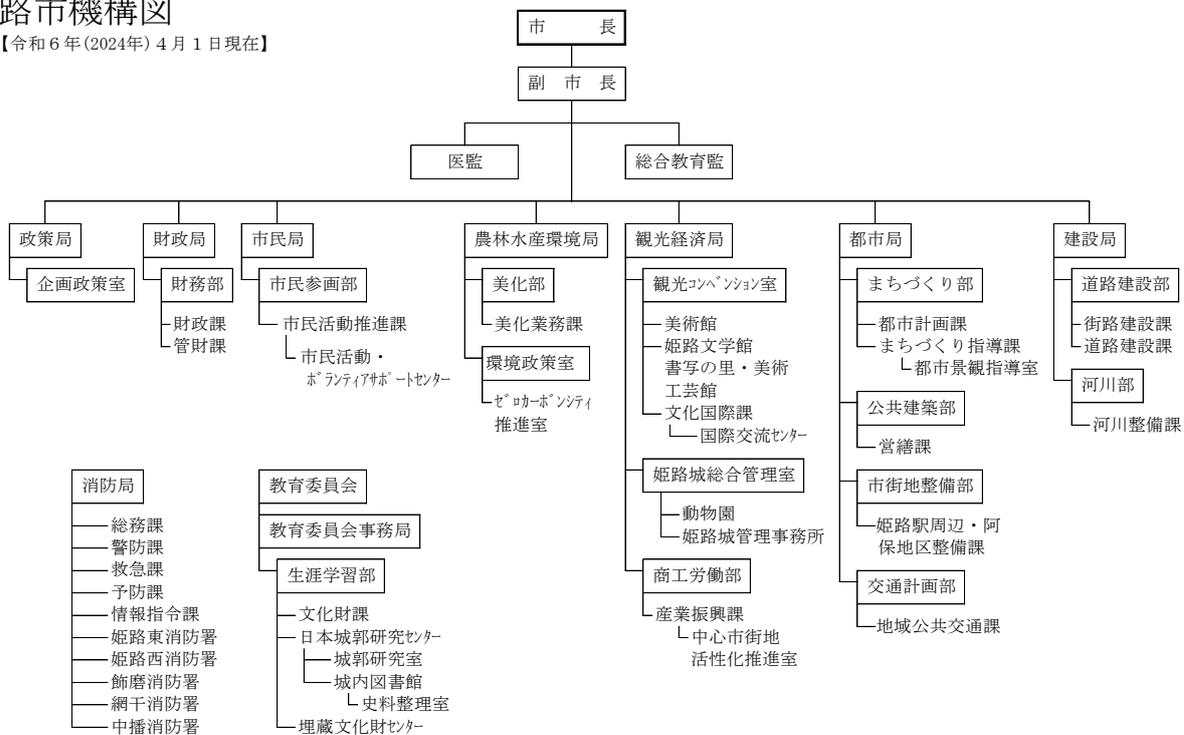
1. 保存管理・運営体制

姫路城及び周辺地域における本市の事業主体は多部局にわたっているが、世界遺産という世界に認められた文化財を保存継承するには、事業実施にあたり関係部局間における合意形成と事業間の整合を図るため、既存組織の垣根を越えた一体的な事業推進体制を構築する必要がある。

現行の体制は、保存部門、管理部門、調査研究部門、企画部門、活用部門、整備部門、まちづくり部門が行政組織の中に分散している。なお、庁内において横断的な検討が必要な事項については、「経営会議」、「調整会議」等において調整を行い、総合的に事業の推進を図っているが、長期的な視点で様々な課題に取り組むためには、計画の立案や政策を実行するための部署が必要であるため、一体的に姫路城の将来像を描き、推進できる組織体制の構築が欠かせない。

姫路市機構図

【令和6年(2024年)4月1日現在】



図：姫路市機構図（関係機関抜粋）

2. 防災（防火・防犯）体制

防火体制については、姫路城の防災システムの整備や自衛消防隊を組織するなど、市直営による国指定建造物の防火体制を整えている。また、市消防局としては、情報指令課と姫路城防災センターとの間において高度な通信体制を構築しているとともに、火災発生時においては、最寄りの消防署である姫路東消防署の他、各消防署所から数多くの消防車両が出動して火災対応を実施する計画を作成しており、市全体としても、関係組織による一体的かつ充実した防火体制を整えている。施設の老朽化が課題となっている姫路東消防署については、移転の上、機能強化を図ることとしている。

防犯体制については、昭和39年に中曲輪東部区域の南端に建設された姫路警察署が治安の要として保全・保安に大きな役割を担ってきたが、平成21年に特別史跡の指定区域外に移転した。平成27年には、



中曲輪南部区域にあった御幸通交番が廃止されたが、平成29年には大手前公園内に大手前交番が新たに設置され、約107ヘクタールに及ぶ特別史跡における治安維持と市民生活の安全安心の確保に努めている。

内曲輪本丸等区域（有料区域）においては、過去に、夜間の不法侵入が確認されており、更なる防火、防犯体制の充実を図る必要がある。三の丸区域の夜間閉鎖等について検討を行うとともに、関係機関の支援及び協力が欠かせないことから、警察、消防、地域住民等との連携を密にし、さらなる体制の強化を図る必要がある。

3. 調査・研究体制

世界遺産姫路城の保存継承を目的とした建造物等の保存修理や復元は、十分な専門的知識に裏づけされた調査研究等から得られる学術的な真正性に基づいて実施する必要がある。このため、真正性の検証を行うための調査研究体制の充実を図る必要がある。

また、調査・研究や保存・管理などの長期にわたる事業、専門的な事業の実施や多岐にわたる施設の運営に必要な人材についても不足しており、世界遺産や国宝・重要文化財、特別史跡の本質的価値を一体的に伝えろといった、総合的なプロデュース機能が果たせていない。文化財をまちづくりや観光に活用するという昨今の流れからも、史資料等の収集・整理や調査・研究、保存・管理に関わる研究型の人材のみならず、様々な見学者の要望・欲求に対して柔軟に対応し、研究成果を効果的かつ分かりやすく、展示・学習や情報発信として広く一般に還元するための人材の確保と育成が必要である。

姫路城に関連する、もしくは市の伝統文化を伝える施設として、城郭研究室、城内図書館、姫路文学館、市立美術館、埋蔵文化財センター、書写の里・美術工芸館及び県立歴史博物館等の、多種多様な博物館施設等が整備されているが、各施設はその整備目的に沿って個別に運営しているため、姫路城に焦点を当てた有機的な連携が図られていない。周辺の博物館施設等有している姫路城の魅力を深める展示・学習内容を姫路城の見学者らが体感できるよう、連携を図る必要がある。

4. 関係機関との連携

国、兵庫県、姫路市による緊密な連携・協力関係と役割分担に基づき、特別史跡及び周辺環境の保存管理に努める必要がある。

具体的な役割分担としては、地域住民に最も身近な行政組織であり、管理団体でもある本市が、保存活用計画に基づき、実質的な保存管理及び環境整備を実施する。

また、国には、国民に対する全国的な啓発、全国規模の専門組織や兵庫県と連携した間接的支援、牽引的な施策の全国展開などの役割が期待される。

さらに、兵庫県は、広域的な視点での専門組織の育成や本市と協力して保存や活用手法を検討するなど保存管理等に関する支援を行っていく。

5. 有識者で構成する検討会議

本市は、世界遺産である姫路城が持つ世界的に認められた本質的価値を、損なうことなく未来に継承していく役割を担っている。現在本市では、有識者で構成された「姫路城石垣整備研究会」を有しているが、特別史跡に関する案件全般についても、石垣整備専門である本研究会で検討している状況である。

世界遺産を保存・継承するにあたっては、石垣整備のみならず、長期的な視点で幅広い分野にまたがる様々な課題に取り組む必要があることから、多分野の有識者で構成された、総合的な有識者会議を設置する必要がある。

第2項 関係団体との連携・協働の現状と課題

現在、姫路城は、日本国民のみならず、世界遺産として世界の人々共通の資産である一方で、「姫路公園」を中心に、通学、通勤、散歩ルートや朝の体操場所など、市民の憩いの場、市民生活の場の一つとなっている。この憩い等の場を効果的に活用、充実させるため、市民と行政がともに考え、共通認識のもとに協働し、文化財の保存や活用に取り組む必要がある。

しかし、文化財の保存や活用に関する取組みは多岐にわたっており、行政のみでそのすべてを実施することは困難な状況である。そのため、文化財や観光、経営等、様々な分野の専門家や周辺住民及び各分野における市民の多大なる協力を得ながら、姫路城をはじめとする指定等文化財、歴史文化遺産の保護や、人々の暮らしと歴史が共存したまちづくりに関する取組みを促進している。

1. 地域住民・市民活動団体等

地域住民やNPOなど、数多くの市民活動団体が、ボランティア活動等を通じて、文化財等の公開や活用に関する事業に参画している。本市では、市民活動・ボランティアサポートセンターを設置し、個人ボランティアや市民活動団体の登録を行い、団体の活動状況や募集案内などの情報発信に努めている。また、各種講座や研修会の実施、ネットワークづくりや協働のサポート等を通じて、団体の活動を支援しているが、引き続き個人ボランティアや市民活動団体への活動支援を継続するとともに、登録DMOの姫路観光コンベンションビューローを通じて、各団体の連携を促進し、活動の活性化を図る必要がある。

右表は特別史跡のボランティア清掃奉仕活動の参加人数であるが、姫路城の清掃という点のみをみても、行政の取り組みだけではなく、学校・企業・地域の方々等の自主的な活動に支えられていることがわかる。このように、姫路城を将来に引き継ぐためには、地域住民やボランティア団体、NPOなどの市民活動団体による、保存管理に関する諸活動への参加をはじめ、文化財等の公開や活用に関する事業などへの参画や、地域を担う構成員としての自主的な活動が必要不可欠なものとなっている。特に専門性を有するNPO等の活動組織には、地域住民、学術研究機関、行政を繋ぐ支援組織としての役割がこれまで以上に期待されるなど、民間活力の重要度が増していることから、その仕組みづくりや人材の育成等が必要となっている。

表：清掃奉仕活動参加状況

年度	件数	人数
平成30年度	56件	8,844人
令和元年度	57件	8,655人
令和2年度	37件	2,239人
令和3年度	41件	3,510人
令和4年度	46件	4,407人

また、姫路城周辺地域における町屋などの歴史的建造物の保存や、それらが構成する歴史的な町並みの保全のほか、市民や市民活動団体の特色ある活動や自主的なまちづくり活動を行政が支援することにより、多様な主体による多面的かつ継続的な活動を促進し、姫路城にふさわしい歴史文化的空間の形成を推進する必要がある。

2. 姫路城を取り巻く人との連携

姫路城は、市民から愛されるだけでなく、我が国の城郭の中でも抜群の人気を誇り、メディア等に取り上げられることが多く、国民にも広く知られた存在である。姫路城に感銘を受けて城郭研究の道を志した研究者もおられるなど、姫路城が我が国の城郭史において果たすべき役割は大きい。生涯学習を通じて城郭に興味を持つ人やお城ファンなどの増加、各地でのお城に関連するイベントの開催など、城を取り巻く裾野は従来に比べ広がっている。大天守の「平成の保存修理」に際しては、姫路城に関心を持つ人々から多くの寄付があり、市民から国民まで多くの人々に姫路城は愛され、支えられている。本市では、ふるさと納税を通じて姫路城に関わることでできる取り組みとして、ふるさと納税の寄付金額に応じて「石高」が貯まる「姫路城守ポイント」を実施している。



このように、城郭に興味を持つ人が姫路城と主体的に関わることでできる仕組みや研究を発表する場等、様々な機会を提供し、より一層姫路城に関わることが可能となる取り組みを検討していく必要がある。

3. 産官学の連携

本市では、姫路商工会議所をはじめとする経済団体や市内大学等の学術研究機関などの関係団体と密接な連携を図りつつ、技術援助や専門的見地からの助言等を受けながら事業を展開している。

また、まちづくり・地域づくり等を推進するため、姫路観光コンベンションビューローが登録DMOとなったことを受け、多様な主体が協働してまちづくりを推進するなど、多面的かつ継続的な活動に取り組む仕組みづくりを検討していく必要がある。

4. 民間団体等との連携

姫路城を取り巻く課題には、市民や行政だけでは解決できないものも多く存在する。特に文化財の活用にあたっては、行政の視点だけでなく、民間団体等も含めた、地域全体の視点や知識が重要である。これまでも、姫路商工会議所をはじめとする経済団体や大学等の学術研究機関などの関係団体と密接な連携を図りつつ、事業を実施してきたが、これらについては引き続き、技術援助や専門的見地からの助言等を受けながら、効果的に事業を展開する必要がある。

例えば、デジタル技術やITツールの活用といった点や新技術の開発、これら技術を使用するための環境整備やエリア整備といった点も、民間団体等であればスピード感のある実施が可能である。こうした民間団体等との連携にあたってはPPP（官民連携）やPFI（民間資金主導）など様々な手法がある。しかし、現状では、こうした民間団体等と連携していく場合の方針や基準、史跡の将来像等が全く整理できていない。今後、姫路城の魅力を最大限に引き出し、活用するためには、様々な分野で民間団体等との連携が不可欠である。加えて民間団体等との連携にあたっては、保存と活用を両輪とした、更に踏み込んだ形での姫路城における将来像を明確に示しておく必要がある。

第3項 歴史文化遺産を未来に伝える人材の育成の現状と課題

1. 学校教育の充実

現在、特別史跡には市立白鷺小中学校、県立姫路東高等学校・北高等学校、県立姫路聴覚特別支援学校、淳心学院中学校・高等学校、賢明女子学院中学校・高等学校がある。これらの学校については、世界遺産の中にあることから、学校ごとに様々な取り組みが行われている。

白鷺小中学校では、姫路城主池田家の家紋である揚羽蝶になぞらえて、市蝶でもある希少なジャコウアゲハを育成する蝶園「中曲輪バタフライガーデン」を創造することで、子どもたちへの『SDGs持続可能な環境保全の環境教育』と、400年前の蝶が飛び交っていた『姫路城中曲輪の原風景の再現』を目指す取り組みを実施している。また、姫路東高等学校では、希望者を対象に「姫路城学」を開講し、姫路城、県立歴史博物館、日本城郭研究センターなど、隣接する文化施設を最大限に活用した、特色ある体験的学習を展開している。

その他にも「姫路愛城会」として、近隣の小・中・高等学校が中心となり、年2回の大規模な清掃活動を実施している。また、高校生によるガイド活動など、世界遺産の中にある学校のみならず、周辺にある学校、市内の学校で学ぶ児童・生徒に、姫路城が存在することの意義、守ることの意義などについて、学び、体験する機会を用意し、将来の姫路城を担う人材を育成していく必要がある。

2. 保存技術の継承

姫路城では、大切な文化財を未来に残していくため欠かせない伝統の技「文化財の保存技術」を「匠の技」と称し、保存団体の事務局の設置や保存修理の継続等を通じて、技術の継承、次世代の育成等を行っている。

(1) 石垣保存技術

姫路城に限らず、全国的に文化財石垣保存技術を継承する人材確保は急務であり、全国組織としての「文化財石垣保存技術協議会」の事務局を本市に設置している。本協議会は、文化財保護法による「選定保存技術」に選定されている「文化財石垣保存技術」を将来に伝承するため、専門的な技能を有する者が、持てる技能を活かして文化財石垣の保存にあたるとともに、その技能を更に向上するための研鑽を行い、専門的な技能を的確に次世代に継承するため、後継者の養成を行っている。



石割り講習

(2) 左官（日本壁）技術

（一社）全国文化財壁技術保存会は、「文化財建造物保存修理事業の後継者の育成を含む伝統壁技術の保存と継承、優良資材の確保、壁についての諸所の研究や情報の交換、蓄積を図り、国民の大切な文化財建造物の保存修理事業の推進に寄与するため」に設立された会で、ユネスコ無形文化遺産「伝統建築工匠の技」の一つ、「左官（日本壁）」の保存団体である。姫路城では、（一社）全国文化財壁技術保存会と城郭研究室の共催イベント「姫路城漆喰塗り体験会」を、毎年開催している。活動の様子や左官道具・材料等を紹介する展示の他、伝統左官技術の理解・啓発に協力している。なお、国指定建造物の保存修理においては、同会の会員が、壁漆喰塗等の左官工事にあたっている。

(3) 文化財建造物修理

国宝・重要文化財建造物について、国庫補助事業により保存修理工事を行う場合は、補助事業に従事する主任技術者としてあらかじめ文化庁に承認された「文化財建造物保存修理主任技術者（修理技術者）」を使用する必要があり、その修理技術者が保存修理工事の設計・監理を行う。修理技術者は、文化財建造物の調査、修理設計、技術指導など保存修理工事の設計監理を担い、数年にわたる実務経験、研修を経て、文化庁主催の講習を受けた者が承認される。修理技術者が行う「建造物修理」も、ユネスコ無形文化遺産「伝統建築工匠の技」の一つで、（公財）文化財建造物保存技術協会が保存団体となっている。

姫路城の国指定建造物の保存修理工事においても、修理技術者である本市建築職職員（修理担当職員）が設計・監理を担当している。令和6年度時点で、本市では1名が工事監督、1名が工事主任として修理技術者の承認を得ており、1名が承認に向けて実務経験を重ねているところである。姫路城の国指定建造物の保存修理工事にあたっては修理技術者の確保は必須であり、承認までの期間を考慮すると10年に1人のペースで人材を確保する必要がある。また、市の修理技術者は、市内に270棟余りある国・県・市指定、国登録等文化財建造物の調査や保存修理指導など、文化財行政も広く担っており、姫路城をはじめとする市内の文化財建造物の保存・継承のためにも、継続的な人材確保、育成が必要である。

3. 計画を推進する人材の育成

(1) 調査研究に関わる人材

文化財を保護するためにはそれぞれの文化財類型に即した専門職員が必須であり、活用にあたっても



文化財を保護しながらその価値や魅力を高めていく必要があることから、行政内部や市民をはじめとする見学者らに調査研究成果をわかりやすく還元し、様々な分野の人々と協働していけるマネジメント能力を有す人材の育成が必要である。

(2) 保存管理、活用、整備に関わる人材

姫路城は広大で、かつ守るべき文化財も多い。保存管理にあたっては長年の経験によるところも大きく、安定して保存管理を進めることができるよう、継続的な人材育成が欠かせない。活用も単なる企画や観光ではなく、如何に姫路城の価値を高めることができるかを主眼とする必要があり、整備にあたっては通常の公園整備とは異なる部分が多く、いずれも文化財の本質を理解した上で進めていかなければならない。加えて姫路城は世界遺産でもあることから、本計画の方向性を十分認識し、実践することのできる人材育成が欠かせない。

(3) サイトマネージャー

姫路城は市街地の中にある世界遺産であり、その環境の保護や保全にあたってはまちづくりを始めとして様々な分野を横断的に調整する必要がある。多岐にわたる課題や様々な問題を解決し、世界遺産として継承するため、世界遺産管理者（サイトマネージャー）の存在や育成は重要なものとして位置づけられており、世界遺産専門の部署を持たない本市においては、必然的に解決すべき課題となっている。

4. 姫路城ガイドの育成

現状：姫路城では、本市が設立したガイド制度はないが、以下の3団体が姫路城管理事務所内に詰所を設け、姫路城入城口においてガイドの受付をしている。

(1) 姫路城シルバー観光ガイド

(公社) 姫路市シルバー人材センターが運営する有料ガイド。姫路城の他、好古園のガイドも行う。

(2) 姫路城外国語ガイド協会

姫路城管理事務所にあり、姫路城見学に来られた外国の方々に日本と姫路の歴史及び伝統文化に関する理解を深め、国際親善に寄与することを目的として、ボランティアガイド活動を無料で実施している。ガイドは要望者ごとに実施し、英語、中国語、韓国語に対応している。

(3) 姫路城外国語定時ガイド

姫路城管理運営業務受託者が運営する有料のガイドである。定時ガイドは、英語で1日2回、予約不可で先着各10名まで、外国語ガイドの拡充を検討し、外国人入城者の増加を図っていく必要がある。

また、JR姫路駅にある姫路市観光案内所（姫路観光ナビポート）等においても以下の団体がガイド活動を行っている。

(英語) 姫路グッドウィルガイドかしの木会、
アイガイド・ナビグループ

(日本語) 姫路観光ボランティアガイドの会、姫路歴遊会、
歴史と出会えるまちづくり（船場城西の会）



外国語ガイド

課題：近年の調査研究成果が十分に反映されていないことがあるため、調査研究成果の還元を図る機会を設けることや、ガイド技術の向上のための継続的な研修制度も必要である。現在は本丸等区域におけるガイドが主であるが、今後は本計画区域全体を案内できるガイドの育成も必要である。

5. 地域の担い手

姫路城を含む文化財の保存継承にあたっては、大規模な保存修理だけでなく、日常の保存活動の積み重ねが重要である。このため、姫路城の保存継承に関するさまざまな取組みについて、市民と行政が主体となり保存継承に関わることができる仕組みについて検討し、その取組みを支援する施策を展開する必要がある。

姫路城をはじめとする文化財や地域の歴史、文化などについて、児童、生徒に対する学校教育や、公民館、城郭研究室、生涯学習大学校等で開催する講座などの社会教育等の中で取り上げることで、姫路城への愛着心の醸成や保護意識の向上を図る。その他に見る・学ぶ・体験することを通じて、文化財に対する市民の関心や学習意欲を刺激し、自発的な文化財の保存継承に繋がる体験型の学習機会を提供することや、幅広い世代によるボランティア活動や地域活動を充実させることにより、文化財を保存継承する次世代を担う人材育成に努める必要がある。